

## II. フィリピン共和国

### 1. ヒアリング調査

ヒアリング調査および文献調査を実施した。ヒアリング調査では、国内事業者へのヒアリングに加え、下記の日程でフィリピン共和国（以下、「フィリピン」という）政府当局等へ訪問し、ヒアリングを実施した。

#### 1.1 現地ヒアリング調査

##### 【日程】

2020年2月24日～28日

##### 【訪問先】

- ① 環境天然資源省 環境管理局 化学物質管理課
- ② 保健省 食品医薬品局
- ③ 労働雇用省 労働安全衛生センター
- ④ 財務省 税関局 環境保護・コンプライアンス部
- ⑤ フィリピン化学工業協会
- ⑥ フィリピン日本人商工会議所

現地ヒアリング調査のコンタクト先一覧

		所轄当局名	連絡先
①	行政機関	環境天然資源省(DENR)	環境管理局(EMB) 化学物質管理課 Technical Assistant Tel: +63-2-928-8892
②		保健省(DOH)	食品医薬品局(FDA) Director IV Tel: +63-2-857-1979
③		労働雇用省(DOLE)	労働安全衛生センター (OSHC) Deputy Executive Director Tel: +63-2-924-2412
④		財務省(DOF)	税関局(BOC) Deputy Commissioner

		所轄当局名	連絡先
		環境保護・コンプライアンス課(EPCD)	Tel: +63-2-527-4578
⑤	産業組織	フィリピン化学工業協会(SPIK)	President Tel: +63-2-753-1752
⑥		フィリピン日本人商工会議所(JCCIPD)	化学品部会 事務局 Tel: +63-2-8892-3233

#### 【ヒアリング先の選定理由】

##### ① 環境天然資源省(DENR) 環境管理局 化学物質管理課

DENR の下部組織である環境管理局(EMB)の化学物質管理課は、新規化学物質規制や既存化学物質インベントリ(PICCS)、優先化学品リスト(PCL)、化学品管理令(CCO)など、フィリピンにおける化学物質規制を統括する規制当局である。

##### ② 保健省(DOH) 食品医薬品局

DOH の食品医薬品局(FDA)は、洗剤や塗料、文房具などを対象とする家庭／都市有害物質含有指定製品(HUHS)に関する規制を所管しており、2019年6月には、HUHSに関する操業許可取得義務を復活させる行政命令を制定し、規制を強化している。

##### ③ 労働雇用省(DOLE) 労働安全衛生センター

DOLE の労働安全衛生センター(OSHC)は、職場における GHS 規制を所管し、労働安全衛生基準(OSHS)の策定および改正の役割を担っている。また、労働者への安全衛生プログラムを提供している。

##### ④ 財務省(DOF) 税関局 環境保護・コンプライアンス課

DOF の下部組織である税務局が 2019 年に設置した有害廃棄物の輸入を監視する専門部局「環境保護・コンプライアンス課」は、フィリピン国内に化学物質を輸入する際に、必要書類や証明書などの検査も担当しており、規制当局と連携をとりながら、化学物質管理に務めている。

##### ⑤ フィリピン化学工業協会(SPIK)

現地の化学工業協会(日系企業も所属)であり、フィリピンの化学物質規制に対するロビー活動やポジションペーパーの提出などを行っている。また、化学品産業が経済活動を行うに際して抱える化学物質管理制度の問題点を把握している。

⑥ フィリピン日本人商工会議所(JCCEPI) 化学品部会

2019年7月現在、682社の日系企業が所属する団体であり、企業の円滑な活動のための各種情報提供や関係機関との連携を行っている。JCCEPIには、化学品や薬品、プラスチック産業などの企業が所属する化学品部会が設けられており、化学物質規制に関する情報の共有や課題解決にあたっている。

【アポイントの経緯】

今回、現地ヒアリング先へのアポイント取りは、以下の方法を用いて行った。

- (i) 日本側からメールによるアポイント
- (ii) 現地パートナー/日本側の電話によるアポイント

各ヒアリング先とのアポイントの経緯を以下の表で示す。なお、メールでのアポイントを要請する際には、経済産業省(METI)および NITE 発行の公式レターを添付して、送った。

本文との対応	(i) メール	(ii) 電話
①DENR	環境管理局(EMB)化学物質管理課の問い合わせ先(Email: <a href="mailto:chemicals@emb.gov.ph">chemicals@emb.gov.ph</a> )に訪問ヒアリング希望の旨をメールする。 ➡回答なし。	日本側より問い合わせ先(Tel: <a href="tel:029288892">(02)928-8892</a> )に電話 ➡応答なし。 現地パートナーより、化学物質管理課に所属の技術アシスタントに直接連絡し、ヒアリング実施の協力を得る。 ➡アポイント取り完了
②DOH	食品医薬品局(FDA)が所管する「家庭/都市有害物質含有指定製品(HUHS)規制の意見募集提出先である担当者宛にメールを出す ➡FDAのDirectorが面会を受けてくれるとの返事を受け取る。 ➡事前に質問状を送付し、ヒアリングの日時を折衝。 ➡アポイント取り完了	
③DOLE	労働安全衛生センター(OSHC) 環境管理課のチーフ(2020年2月現在、Deputy Executive Director)に直接メールを送付	

本文との対応	(i) メール	(ii) 電話
	<p>し、訪問ヒアリングの希望を伝える。</p> <p>➡返信あり。訪問ヒアリングの日程を折衝</p> <p>➡アポイント取り完了</p>	
④DOF	<p>税務局の環境保護・コンプライアンス課 (EPCD)の Deputy Commissioner および 税務局の総合窓口 (E-mail: <a href="mailto:boc.cares@customs.gov.ph">boc.cares@customs.gov.ph</a>)に訪問ヒアリング希望の旨のメールを送付。</p> <p>➡総合窓口の担当者より、Deputy Commissioner 宛に書面の公式レターを送付するように言われる。</p> <p>➡公式レター送付後、正式に受理され、EPCD 所属の方より、連絡が入る。</p> <p>➡ヒアリング日時を折衝</p> <p>➡アポイント取り完了</p>	
⑤SPIK	<p>SPIK のホームページに記載の問い合わせ先 (<a href="mailto:spik.secretariat@gmail.com">spik.secretariat@gmail.com</a> / <a href="mailto:secretariat@spik.com.ph">secretariat@spik.com.ph</a>)に訪問ヒアリングへの協力要請を打診</p> <p>➡窓口担当者より President に回覧する旨のメールを受け取る。</p> <p>➡President より返信があり、訪問日時を折衝</p> <p>➡アポイント取り完了</p>	
⑥JCCIFI	<p>問い合わせ先(<a href="mailto:jccipi@jccipi.com.ph">jccipi@jccipi.com.ph</a>)より、化学品部会への訪問ヒアリング希望の旨をメール</p> <p>➡事務局より連絡が入り、訪問ヒアリングの希望日時を伝える。</p> <p>➡事務局が化学品部会所属の企業へ連絡を取り、5社出席が確定</p> <p>➡アポイント取り完了</p>	

## 【ヒアリング結果】

組織名称	ヒアリング結果
環境天然資源省 環境管理局 化学物質管理課	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 環境管理局（EMB）では法令を策定する際に、化学品製造国である、米国、欧州、カナダ、韓国、オーストラリア、日本の6カ国・地域の法令を参考にしている。</li> <li>• PICCS の 2018 年版のドラフトの状況は、EMB 長官(Director)の承認待ち。2020 年中に公布できることを希望する。</li> <li>• PICCS の 2019 年版のドラフトに関しては、現在、収載する化学物質のリストを審議している。ドラフトはまだ公に発表されていない。</li> <li>• ポリマーの PMPIN 免除規定に関して、すでいくつかの申請を認可している。申請書類に不備があった場合は、再提出を通知し、提出がない場合は、申請を却下する。</li> <li>• PCL（優先化学品リスト）第3版のドラフトは現在も審議中である。</li> <li>• 公開されている PCL のドラフトは、EMB が私企業のコンサルタントに依頼して作成させたものであるが、選定基準等に関して、意見が寄せられたため、現在も選定基準に関して審議されている。項目としては、有毒性に加え、暴露危険性(リスク評価)、産業界での使用量、流通量、使用用途などの基準が挙げられる。基準の策定においては他国の例を参考にしている。</li> <li>• PCL の最終版を作成した後、パブリックコンサルテーションを実施予定。EMB のウェブサイトにて法案を公開し、意見募集を行った後、公布される予定。</li> <li>• 化学品管理令(CCO)に関して、現在六価クロムとカドミウムのドラフトを審議している。審議の流れは、EMB の技術ワーキンググループ → DENR の技術ワーキンググループ → EMB の各 Director → Assistant Secretary → Under Secretary → Secretary の順。その後、公布に至る。</li> <li>• 今後、CCO を策定する対象化学物質の審議はまだ始まっていないため不明。過去にはベンゼンなどが CCO の候補に挙がっていたが、現在は製造量も輸入量も少ない。CCO の対象物質については、EMB は関連調査を実施している。</li> <li>• EMB 覚書回覧第 2015-011 号の 1.3.2.4 において SDS の提出を求め(任意)、情報を収集し「包括的な化学物質データベース」を創設するとあるが、現在の状況はどうか？             <ul style="list-style-type: none"> <li>➡混合物の情報に関するデータベースとなる。混合物に関する情報を事業者が参照できるようなデータベースとなる予定。混合物の SDS については事業者に対してすでに提出を要請している。あくまで任意なので、提出しなかったからといって処罰されることはない。</li> </ul> </li> <li>• GHS の適用対象である IMDG および IATA の規制対象物質に関する法案はすでに策定済みで、Director の承認待ちである。また、混合物に関しても GHS 適用のためのガイドラインを現在作成中である。</li> <li>• PRTR に関しては、現状策定の予定は聞いていない。</li> </ul>

組織名称	ヒアリング結果
	<ul style="list-style-type: none"> <li>EU の REACH のような規制に関しては、規制動向をチェックするのみで具体的に導入する計画は今のところ立案されていない。</li> <li>フィリピンのリスクアセスメントに関しては、PMPIN の評価プロセスを参照</li> <li>法令の移行期間を設けない理由はヒアリング担当者にもわからないが、不備や違反があった場合は、まず是正の提案を行い、その後、当局が検査を行い、警告を通知した後、罰金などの処罰を下す対応しており、違反したからと言ってすぐに処罰される訳ではないという。</li> </ul>
保健省 食品医薬品局	<ul style="list-style-type: none"> <li>HUHS 規制は、2015 年行政命令第 0038 号で一度、操業許可取得義務や事前登録などの規制が緩和されたが、その後、フィリピン大学の法律センターから規制を廃止するのは上位法に違反すると指摘され、2019 年に再度、製品申告義務などの要件を復活させた。また、毒性被害報告のトップ 10 製品のうち 6 つが HUHS 規制の対象であったことも、要件を復活させた理由。</li> <li>最新ドラフトでは、以前の規制の登録制度 (registration) が盛り込まれていないが、今後、別の法規で追加する予定である(詳細スケジュールは不明)</li> <li>最新ドラフトでは、GHS 準拠のラベル貼付要件は施行より 1 年後に適用を開始するとあるが、猶予期間を 3 年に変更するとのこと。</li> <li>2017 年に公開されたドラフトでは、トナーやバッテリーも対象であったが、2020 年 2 月に発表された最新ドラフトでは削除されている。理由として、FDA および 16 の地方局が、監視する能力(Man-power capability)が十分ではないため。ただし、今後体制が整えば、トナーとバッテリーも本規制の対象に盛り込む予定である。</li> <li>100%成分リストの提出はマストであるが、濃度については幅を持たせて表示してよい。製品申告において、サプライヤーは直接 SDS を FDA に提出することができる。</li> <li>2017 年のドラフトでは、対象製品を「高リスク」と「低リスク」に分類していたが、現状、企業による暴露評価を実施するのが難しいと判断したため、この分類方法をやめ、1977 年行政命令第 312 号の分類を改定する方法で、対象製品を 5 つのカテゴリーに分類した(正式に公布された場合は、廃止される)。加えて、フィリピンの企業形態は、95%が中小零細企業であるため、暴露評価の実施やラベル要件の順守が難しいと考えられている。ただし、暴露評価による分類は、今後実施したいとは考えている(詳細スケジュール不明)。</li> <li>最新ドラフトの GHS 要件は、国連 GHS 最新版を参照すると良い。適用するビルディングブロックに関しては、すでにドラフトを作成しているが、国連 GHS 第 8 版に基づき策定していないため、今後第 8 版との違いを確認しなければならない。その後、コンサルテーションを実施する予定。</li> <li>最新ドラフトでは、発がん性、変異原性、生殖毒性物質 (CMR) などの特定の有害性物質の含有を禁止しているが、何か具体的な物質リストはあるか？また、これらの有害性を特定するためのガイドラインなどはあるか？⇒国際基準や米国、EU などのガイドラインを参照して</li> </ul>

組織名称	ヒアリング結果
	<p>いる。例えば、発がん性に関しては、国際がん研究センター(IARC)のガイドラインを参照している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 2019年 FDA 回覧 004 号ではチャイルドケア製品（哺乳瓶など）への BPA 含有を禁止しているが、今後このような含有規制を定める予定はあるか。➡EU や米国 EPA の出す情報やデータによって検討する。以前はこれらのデータをもとに、家庭用の農薬を規制したことがある。例えば、シルバーアクセサリー・クリナーによるシアン化物毒性被害などが報告されているため、規制を検討する予定である。</li> <li>• 2012年に消費者製品などへの GHS 適用行政命令案が出されていたが現在の状況はどうか。➡現在も法案の段階である。一度パブリックコンサルテーションを実施したが、その後進んでいない。今後は、まず HUHS 規制の整備を優先させ、目途が立ったら、本行政命令案の 2 回目のパブリックコンサルテーションを実施する予定(見通し不明)。その後は、意見募集を行い、法規内容の精査を担当する省庁に提出し、Director General の承認を経て公布となる運び。</li> <li>• WSSD や SDGs に向けた取り組みは、DOH が取りまとめているため詳細は不明だが、洗剤などに含まれるマイクロプラスチックやマイクロビーズ、使い捨てプラスチック製品、容器の廃棄方法などにおける化学物質規制に取り組んでいく予定である。</li> <li>• フィリピンは 2008 年に医療機器への水銀含有を禁止しており、化粧品に関しても、厳しい法規制を定めている EU 指令を参考にしている。</li> <li>• ASEAN では、規制の調和を図るための技術作業部会が開かれており、例えば、化粧品に関しては年 2 回会議が行われ、EU 指令の内容について検討を行っている。</li> <li>• 農薬に関する ASEAN 技術作業部会も存在する。</li> </ul>
<p>労働雇用省 労働安全衛生センター</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 労働安全衛生センター（OSHC）は、労働者の化学品の安全な使用を徹底するためのトレーニング（SDS、ラベル表示、安全衛生プログラム）を提供している。新しい労働安全衛生法では、労働者は正しい情報を知る権利が保証されている。</li> <li>• OSHC は環境測定サービス（ラボ、トレーニング）を提供しており、日系企業からの要請も多い。</li> <li>• 労働安全衛生における当局の検査は、DOLE の地方局に属する労働検査官が実施する。</li> <li>• OSHC が発行するガイドラインなどは、米国の OSHA や日本の法令を参考に作成している。</li> <li>• 現在は、化学品の効率的な換気（ventilation）に関する調査を行っている。</li> <li>• 労働安全衛生法の実施規則において、高リスク施設の対象に「有毒または有害化学品の保管、取り扱い、流通センター」とあるが、有毒または有害化学品の定義はあるか。➡これは、有害特定リスク評価管理（HIRAC : hazard identification, risk assessment and control）を実施したうえで対象かどうか判断する。判断するのは、安全管理者</li> </ul>

組織名称	ヒアリング結果
	<p>(SO : Safety Officer ) であり、安全管理者は受講するトレーニングコースの中で、HIRAC の実施方法についても学ぶ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 現在、労働安全衛生基準は、全般的な改正作業が行われており、ドラフトも出来上がっている。今後は、パブコメとして、政府、民間、組織等を集めて協議を行う予定であり、中央だけでなく、フィリピン全土で実施する予定。その後、DOLE の大臣の署名を以って、公布されるため、1年以内の公布を見通しているが断言はできない。</li> <li>• 労働安全衛生基準における化学物質暴露基準の対象物質が新たに追加される予定であり、発がん性物質などを追加予定。また、制限値もより厳しくなり、例えば、水銀は、0.05 mg/m<sup>3</sup>⇒0.025 mg/m<sup>3</sup> に改正される予定である。化学物質暴露基準の改正においては、日本と米国 (OSHA) の基準を参考にしている。</li> <li>• GHS の順守に関しては、DOLE の地方局の労働検査官が担当している。施設の未登録や救急対応の不備などの違反は聞くが、GHS 規定違反は聞いたことがない。</li> <li>• OSHC では、GHS を含む化学品安全プログラムを提供している。</li> <li>• フィリピンには 90 万の企業があり、検査官は 572 名ほどで、各企業年 1 回の検査は実施不可能。周辺から苦情がある企業や高リスク産業を優先的に検査している。</li> <li>• 今後に向けて、「Four Industrial Revolution」(デジタル化、オートメーション、AI、ビッグデータ) を検討している。これは、有害なプロセスなどによる暴露から労働者を保護する目的がある。</li> <li>• 化学品を含む有害廃棄物の最少化も今後の目標の一つ。</li> </ul>
財務省 税関局 環境保護・コンプライアンス課	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 2019 年公布の 2019 年覚書令第 38 号により、環境保護ユニット (Environmental Protection Unit) から格上げされ「課 (Division)」として再編された。背景としては、ASEAN において廃棄物の越境移動が問題に上がり、この問題にも対処できるように組織を強化した。課に再編され、スタッフは 5 名増員された。</li> <li>• 化学物質の規制を主に担当する DENR とは、意見交換などを行うパートナーシップ合意がなされており、協力体制が構築されている。定期的な会議やオンライン許可システム(OPMS)などのデジタル・ポータルを通じた情報共有、トレーニングなどを行っている。EPCD は通関時に、化学物質の輸入に必要な書類や許可書などを OPMS へアクセスして確認している。</li> <li>• 化学物質の輸入においては、EPCD は特に ODS 代替物質、PCL、CCO に気を配っている。また、化学物質のチェックポイントとしては 1) 関税などの支払いと有効な許可書かどうかの確認、2) 規定された輸入量の制限を超えていないかの確認、3) DENR や EMB から提供された情報に基づく確認、が挙げられる。e.g. PICCS に収載されているかどうかは、CAS 番号で確認している。</li> <li>• 違反を見つけた場合は、Director に報告し、Director が通達を発行し、輸入者へ通知する。</li> <li>• 2017 年から現在までで、化学物質の輸入に関する違反件数は、フィ</li> </ul>



組織名称	ヒアリング結果
	<p>リピン全土で 10 件確認している(※中央以外に 17 の地方局からの報告も合わせて)。そのうちの 8 件は ODS の輸入である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>最も多い違反内容は、EMB 所管の 2005 年覚書回覧第 03 号で定められている ODS 代替物質の Pre-shipment Importation Clearance の未取得である。次は、PCL 証明書の未取得。</li> <li>フィリピン麻薬取締局(PDEA)が管轄する麻薬の製造に使用される化学物質の輸入管理は、BOC の Anti-illegal Drug Task Force が担当する。</li> <li>輸入品は、リスク管理評価の基準(※BOC のリスク管理オフィスが策定したガイドライン)に基づいて、緑、黄、赤のレーンに再分類される。緑は低リスク、黄は必要書類のチェック(必要があれば X 線検査)、赤は X 線検査の実施を意味する。緑、黄、赤の特定については、輸入者や輸入物品 (HS コード) といった情報をもとに分類される。</li> <li>港や空港などでの税関担当は、BOC のアセスメント部門に所属する税関審査官が担う。</li> </ul>
フィリピン化学工業協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>フィリピン化学工業会(SPIK)には、72 の企業(うち日系企業は 5 社)が会員として所属している。</li> <li>SPIK 代表は、フィリピン国家警察(PNP)が所管する制限化学物質に関する法令の作業部会のメンバー(産業界代表)だった。</li> <li>PMPIN の SQI 申請において、フィリピン国内の輸入者が輸入する際に、サプライヤーから 100%組成成分の情報を入手するのが困難。SQI を申請することができるのは輸入者だけであり、当局に 100%組成成分の情報を提出しなければならないが、サプライヤーにとっては CBI であるため、情報提供ができない。</li> <li>EMB は国外企業に対して輸入者に代わり申請を行う代理人(OR)の使用を認めている。</li> <li>SQI は 5 年間有効であるが、有効期限が切れた後は PMPIN 申請を行わなければならない。新規物質として登録するため、ラボによる試験データ等が必要になる。</li> <li>上記の問題点について、SPIK は何度もポジションペーパーを提出しているが、EMB からの返信はなかった。一方でパブリックコンサルテーションの際には、当局より回答はある。</li> <li>SPIK がポジションペーパーを作成する際は、国外の産業組織(e.g. 欧州 : Cefic、米国 : ACA)からも意見を募っている。</li> <li>直近のロビー活動は、ポリマーの PMPIN 免除規制に関して。他の国では要求されないようなデータまで求められるため、低懸念ポリマーの免除に必要な情報をサプライヤーから入手するのが難しい。また、サプライヤーには試験費用などの負担がかかる。</li> <li>PCL 第 3 版のドラフトに関して、SPIK は複数のポジションペーパーを提出。本ドラフトで新たに追加される物質のほとんどは、フィリピン GHS の対象である大量化学品(High Volume Chemicals)に該当する物質より選定されている。この大量化学品は NITE 化学物質総合情報提供システム (NITE-CHRIP) の GHS 分類データを参考にし、</li> </ul>

組織名称	ヒアリング結果
	<p>有害性を考慮して選定されている。リスク評価も考慮して欲しいため、他の組織(e.g. ECHA)の情報も参考にするように意見を提出した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• PCL の物質が追加されると、それだけ取得しなければならない許可も増えるため、企業の負担になる(PCL 証明書は、対象物質の含有率が1%を超える場合は申請しなければならない規定)。</li> <li>• 化学品の通関に関して、税務局の環境保護・コンプライアンス課(EPCD)は、通関時にすべての書類をチェックしている。書類に不備がある場合は、規制当局に連絡し、規制当局が違反通知を発行する(EPCD はあくまで、必須書類のチェックを実施するのみ)。</li> <li>• GHS の順守に関しては、大企業は特に問題なし。ただし、中小企業の順守状況までは把握していない。</li> <li>• 労働雇用省(DOLE)の対応の良い点は、検査を行った際に違反を見つけた場合、すぐに罰金などの処罰を下すのではなく、是正を促すように指摘したり、提案したりサポートしてくれること。ただし、労働安全衛生法(共和国法第 11058 号)が新たに公布され罰金が規定されたため、現在は、違反に対して厳しく対応している。</li> <li>• DOLE が現場検査を行う際は事前に通知がある。当局が実施する検査のチェックリストは DOLE のウェブサイトよりダウンロードできる。</li> <li>• 安全管理者(Safety Officer)の数は足りている。</li> <li>• 新しい労働安全衛生法の下では、企業は従業員に 8 時間のトレーニングを実施しなければならない。受講した従業員には、企業より証明書を付与されるが、このトレーニングを修了したことにより、従業員は自動的に安全管理者 SO1 の資格を有することになる。</li> <li>• 家庭/都市有害物質含有指定製品(HUHS)の規制に関して、SPIK はロビー活動を行い、規制要件を緩和させる法令の公布にこぎつける。しかし、2019 年行政命令第 19 号が公布され、操業許可の取得や対象製品の申告義務が復活した(ただし、登録制度は盛り込まれなかったため、以前よりは規制が緩やか)。復活した理由は、対象製品のうち、いくつかの製品において毒性被害(poisoning case)があったためとされる。</li> <li>• この HUHS の規制に関しては、SPIK だけでなく化粧品産業、消費財産業やその他の産業組織もロビー活動やポジションペーパーの提出を行っている。その結果、例えば、前回のドラフトから、トナーやバッテリーなどの製品が対象から除外されている。</li> <li>• フィリピン国家警察(PNP)が管轄する制限化学物質 (controlled chemicals) は、当初(2016 年)、101 物質が候補として挙げられていたが、SPIK 代表もメンバーであった技術ワーキンググループにおいて、爆発物の原料になり得るかの評価のための合理化を行い、結果として 32 物質まで減らすことができた。</li> <li>• 制限化学物質の法令に基づくと、化学品のライフサイクルにおいて 5 つも許可書を取得しなければならず、事業者の負担がかかる。</li> <li>• 規制当局である PNP の銃器爆発物局の問題点は、担当者や部署のトップが頻繁に変わること。そのため、法規の解釈が担当者によって変</li> </ul>

組織名称	ヒアリング結果
	<p>わったり、法規そのものを理解していなかったりと、困る場面がある（SPIKは何度も説明をしなければならない）。例えば、ある日系企業が液体の硫黄を輸入しようとした際に、EPCDの担当者が通関で止めた。PNPが管轄する制限化学物質(付表A)には硫黄が含まれているが、「硫黄粉末」が対象であり、液状の硫黄は対象ではなかったが、そこを理解できていなかった。なぜなら、形状は異なるがCAS番号が同じであり、EPCDの担当者がCAS番号で判断したために起こった問題。実際は、液体の硫黄は、フィリピン麻薬取締局(PDEA)が管轄する麻薬前駆物質の規制の対象となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>選挙期間中(6ヵ月+前後1ヵ月)における制限化学物質の輸入に関しては、フィリピン選挙委員会(COMELEC)の規制の対象にもなり、PNPに加え、COMELECからの許可も取得しなければならない。その結果、企業の輸入量や生産量が減少することに繋がる。</li> <li>新規の法令や既存の改正への対応のための移行期間が設けられていないケースが多い。移行期間を設けるように意見を提出したが、当局からの反応はない。</li> </ul>
フィリピン日本人商工会議所	<ul style="list-style-type: none"> <li>JCCIPIに加盟している企業数は620社で、うち約70社が化学品部会に所属。化学品部会は都度、意見交換ができる体制。何か問題が生じた場合、会合を開く体制をとっている。</li> <li>直近のロビー活動だと、フィリピン国家警察(PNP)管轄の制限化学物質規制に関してロビー活動を行った。</li> <li>環境管理局(EMB)管轄のポリマーに関するPMPIN申請免除規制には、関心がある(塗料メーカー)。</li> <li>PICCSやPCLに関する制度システムは問題ないが、新規化学物質の登録の際に毒性データの取得に2年かかった。</li> <li>化学物質の輸入に際して、税関職員よりPICCSに本当に収載されているかどうか証明を求められたことがある。</li> <li>トルエンを含有した塗料の輸入に関して、取得すべき許可書が多く、また追加資料を複数回求められ、結局輸入を断念した。そのほか、アセトンやニトロセルロースについても厳しい。</li> <li>SDSは最新版で、100%成分表記のものを求められる。</li> </ul> <p><u>PNPの制限化学物質規制</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>港から倉庫まで運搬する際はPNPの同行が必要で、費用も掛かる。しかし、その費用については領収書(OR: Official Receipt)がもらえないので困る。</li> <li>追加書類の要求が多い。一度承認を受けた書類でも、担当者が変わると一からやり直しになる場合もある(書類にサインした担当者が替わると、新しい担当者から再度サインをもらう必要がある)。</li> <li>PNP規制物質の輸入申請を10月に行って、申請が下りたのが翌年の2月半ばで、時間が掛かりすぎる。PNP内での申請処理のミスが原因だという。</li> <li>PNP規制物質を輸入する際は、市→州→国の順で許可を取得しなけ</li> </ul>

組織名称	ヒアリング結果
	<p>ればならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日本人が直接当局へ出向いて説明を求めると、目を付けられるため行きづらい。一度目を付けられると嫌がらせを受けるといった事例もある。したがって、一企業が意見を伝えるのではなく、業界として伝えることが必要。</li> <li>物流企業の認識が甘く、PNP 規制物質の輸送を PNP 担当者の同行なしに運搬してしまい、謝罪文書を提出した事例がある。</li> <li>PNP 規制物質の輸入申請等はケソン市まで行かないといけないため、行くだけで 1 日使ってしまう(交通渋滞のため)。非常に時間を要するため、他の業務に支障が生じる。</li> <li>特に選挙期間中は取り締まりが厳しい。</li> </ul> <p><u>EPCD</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>EPCD がユニットから格上げされたが、検査が厳格化された印象はない。</li> <li>通関システムがダウンすることがあり、流通に支障をきたす。</li> </ul> <p><u>工場での化学物質管理</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2019 年において、労働検査官による現場監査は実施されていない(ヒアリング出席企業を対象)。</li> <li>抜き打ち検査はない。検査に来る際は事前に通知が届く。</li> </ul> <p><u>FDA HUHS 規制</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>HUHS 規制において、洗顔料は対象になるのか気になる。</li> <li>殺虫剤を扱っているので、影響を受けるかもしれない。</li> <li>フィリピン国内のローカルの中小企業は本当に対応できるのか。石鹼を製造している現地企業はたくさんある。</li> </ul> <p><u>2016 年排水規制</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2016 年に改正された排水基準が厳しい(特に銅など)。2020 年から適用が開始されるが、検査可能な機関もフィリピン国内にはほとんど無く、罰則も曖昧。</li> <li>日本だけでなく他国の商工会と合同で意見書を提出し、排水基準の緩和を求めたが、当局の回答は、「この規制は JICA の支援の下で策定したもので、基準も JICA の支援によるもの」とのことだったので、JCCIFI が JICA に確認したところ、「排水に関するガイドラインを参考に示したままで、基準値に関しては助言していない」と判明。現在、JICA と連絡を取り合い、当局に説明を求めている状況。</li> <li>PEZA などの工業団地の場合、生活排水は集中処理施設で処理しているが、工場排水は各企業が対応しなければならず、厳しい基準に対応している企業もあるが、難しい企業がほとんど。</li> </ul>

## 1.2 国内事業者ヒアリング調査

### 【ヒアリング結果】

項目	ヒアリング結果
<p>既存化学物質/新規化学物質</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 新規化学物質規制への対応は、特に問題ない。</li> <li>• 新規化学物質登録規制において、ポリマーの登録免除に関する法令が施行されて、助かる。</li> <li>• ポリマー登録免除の規定において、その解釈がよくわからないところがある。例えば、2%ルールは、個々の物質が2%なのか、全体で2%なのか、わからない。ドラフトでは「total」という用語が入っていたが、その後、その用語がなくなっているため、判断に困っている。</li> <li>• 問題というほどではないが、ポリマーに該当するか否かを悩んだことがあった。海外法人にとっては、代理人の選定はいつも問題となる(費用対効果や情報開示に対する信用保証)。</li> <li>• 試験データのベースセットが明示されていないため、米国 TSCA の様に持っているデータ全てなのか(=データを所有していなければ無しでも申請可能なのか) が判らなかつた。</li> <li>• PMPIN で簡易申請があるが、実際には通常申請と同レベルの情報が求められる。</li> <li>• 副生物は登録から免除されていたのに、いつのまにか副生物でも廃棄されるもの以外は PMPIN を要求された。</li> <li>• 届出に必要な安全性試験項目が不明なため、実際に申請してみないとわからない点。安全性試験には時間を要するので事業計画が遅れてしまう。</li> <li>• 当局の審査が長期化し、また、追加情報を五月雨式に要求された。</li> <li>• 当局の審査状況の更新メール等がないこともあり、現地も審査状況の把握が難しい。</li> <li>• 申請は現地輸入者で行わなければならないが、輸入者に法の知識や自覚がない。</li> <li>• 化学品規制に関する大手のコンサルが少なく、特定の案件に関しては個人コンサルのような方を頼るほかなく、対応に困ることがあった。代理人制度があればよいと思う。</li> <li>• 組成開示を求められた際の対応を悩んだことはある。</li> <li>• 輸入者に秘密にしたい内容は直接 EMB へ提出できる。ただし、指定された CBI の書式を使用し、CBI の正当化も提出が要求される。</li> <li>• 届出を行って何日で審査が終了するのかハッキリしないのでビジネスプランを立てにくいことがあった。現在は？米国 TSCA の様に NOC を実施した時点で、直ちに誰でも製造・輸入可能になるのがハッキリしない。</li> <li>• PICCS 掲載を申請しても、いつ掲載されるのが不明。インベントリーの更新は半年ごとと資料には記載されているが、Web で公開されているインベントリーは現時点で 2017 年版。</li> <li>• 化審法でポリマーフロースキームを実施している場合、毒性・生態毒性のデータが殆ど無いが、全く無いと評価できないとして、データが無い理由を出せと言われたことがある。</li> <li>• 事前の準備を計画的に行うことができるように、PMPIN 届出の手順書または Q&amp;A 等を作成して欲しい。</li> </ul>

項目		ヒアリング結果
少量新規化学物質 輸入申請 (SQI)		<ul style="list-style-type: none"> <li>• SQI の更新を 5 年までに制限されたが、極少量のもの場合は日本を含めて他の国では期限なく少量の免除があり、危険性・有害性のデータが少なく PMPIN の対応が困難である。例えば 100kg 未満のような新しいカテゴリーで免除を無期限にして欲しい。</li> </ul>
優先化学品リスト (PCL)		<ul style="list-style-type: none"> <li>• PCL については、個別の物質について事業者団体として何かアクションをすると、個社の利益につながりかねないので、団体としては広く全般にかかわる内容についてアクションをとっている。</li> <li>• Bona fide seach は第三者が行う事ができないという、何のための制度か判らない状態のため、実際は CBI であるにも関わらず、登録するために無駄なリソースを消費しそうになったことがある。</li> <li>• 今回は対象物質がメタノール等の汎用物質にまで拡大されている。すでに対応されている企業の状況（当局へ提出する情報、当局審査に要する期間など）を可能な範囲で共有して欲しい。また、当局の対応が滞ることなどにより業務に影響がでることを懸念している。</li> <li>• 制度に対する情報が十分でないため、判断できない。ビジネスをしている製品中の物質が対象となれば影響はある。また、輸入者等から情報開示の要請には対応せざるを得ない。</li> <li>• PCL の製造者、輸入者、卸売者、使用者には年次報や有害性廃棄物発生者 ID、化学品管理計画、ユーザー名と使用量等のリスト等の提出が求められる。これらは他国に比べると非常に厳しい管理であり、例えば「ユーザー名と使用量等のリスト」の作成は、例えば BtoC 製品であれば事実上困難と思われる。</li> <li>• 現在の案にはトルエンなど有害ではあるがリスク管理の手段が良く知られた物質や、酸化チタン、カーボンブラックのような発がん性が懸念されるが実際のリスクが低い物質が含まれており、このような物質にまで PCL Certificate が要求されると製品流通に悪影響がもたらされると懸念される。</li> </ul>
製品含有化学物質 規制 (RoHS)		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 今後、RoHS 規制の策定予定があるかどうか知りたい。</li> </ul>
全般	法規制遵守 状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>• フィリピンに限らず、法案が意見募集であるか、どこに意見を提出すれば良いかわからない時が多く、意見を出せないことがある。</li> </ul>
	法規制イン フラ	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 運用通知やガイドラインがなかなか公表されないので、法律だけあって、法律に従えというのはなかなか難しい。</li> <li>• 法律に関し、問い合わせなければわからないことが多い。運用基準等で明文化し、公開して欲しい。</li> <li>• 新たな制度を公布してから施行までに十分な周知のための移行期間を設けて欲しい。</li> </ul>
	当局の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 以前からの懸念点だが、そもそも法律がよくわからない。法律に書いてあっても別の内容を要求されるケースや、当局に尋ねても人によって回答が異なる点は困る。</li> <li>• 申請にあたり公証が必要になることがあるが、取得に時間がかかる。他国では要求されないのに、フィリピンにおいても公証は不要として</li> </ul>

項目		ヒアリング結果
		<p>ほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>制度変更の際に、ポリマー免除のように案を出した時点で旧制度の申請受付を停止するようなことは今後止めてほしい。</li> </ul>
	通関	<ul style="list-style-type: none"> <li>通関で製品組成の CAS RN を要求されることがあるが、組成情報は CBI のため、PICCS 認定書の取得で対応しているが、PICCS 認定書の取得に時間がかかる。審査期間を明文化してほしい。</li> </ul>

## 2. 文献調査

### 2.1 基本情報

#### 背景<sup>1</sup>

フィリピンは日本の南西に位置し、首都マニラがあるルソン島を主島として、7000以上の島々からなる立憲共和制の国であり、国家元首は大統領である。大統領は行政権を行使し、内閣と官公庁を通じて、二院制の議会によって制定された法律の施行を指示する。最高裁判所および下級裁判所は司法権を行使する。司法権には、法律の合法性と行政規則の妥当性を判断することも含まれる。1987年フィリピン共和国憲法(The Constitution of the Republic of the Philippines)<sup>2</sup>により、環境行政機構が改組され、環境天然資源省(DENR)が環境行政の職責を任命された。

フィリピンでは他の新興国と同様に、経済発展に伴う都市化による環境汚染問題に直面している。特にマニラ首都圏の大気汚染は深刻であり、原因の一つとして移動発生源(自動車やバイクなど)からの排ガスが挙げられる。マニラ首都圏の深刻な交通渋滞も大気汚染の原因であり、アジア開発銀行(ADB)が2019年9月に発表した「Asia Development Outlook 2019」<sup>3</sup>によると、アジア諸国278都市の中で、マニラ首都圏が最も交通渋滞が深刻な都市として選定されている。

一方で、2019年11月6日に行われた閣議において、ドゥテルテ大統領がプラスチック使用禁止の法整備を進めるべきと提言している。2019年7月下旬に開会した第18次国会では、特に使い捨てプラスチック製品の使用を禁止する法案が上院および下院の両院に複数すでに提出されていた。地方自治体レベルでは、すでにプラスチックの使用を規制または禁止する条例を制定する自治体は2019年8月末時点で58存在するが、その数は全国の4%にとどまっている<sup>4</sup>。

化学物質規制に関して、フィリピンはASEAN諸国で唯一、新規化学物質登録制度を設けている国であり、包括的な化学物質規制に加え、個別の有害化学物質についても規制を定

---

<sup>1</sup> NITE (2017) アジア諸国等の化学物質管理制度等に関する調査報告書ーフィリピン 参照  
<https://www.nite.go.jp/data/000085430.pdf> (2020年3月2日アクセス)

<sup>2</sup> The Constitution of the Republic of the Philippines (2020年3月2日アクセス)  
<https://www.officialgazette.gov.ph/constitutions/1987-constitution/>

<sup>3</sup> アジア開発銀行「Asia Development Outlook 2019」(2020年3月9日アクセス)  
<https://www.adb.org/sites/default/files/publication/524596/ado2019-update.pdf>

<sup>4</sup> JETRO (2019)「プラスチック使用規制条例の制定は58地方自治体、全国4%にとどまる」(2020年3月9日アクセス)

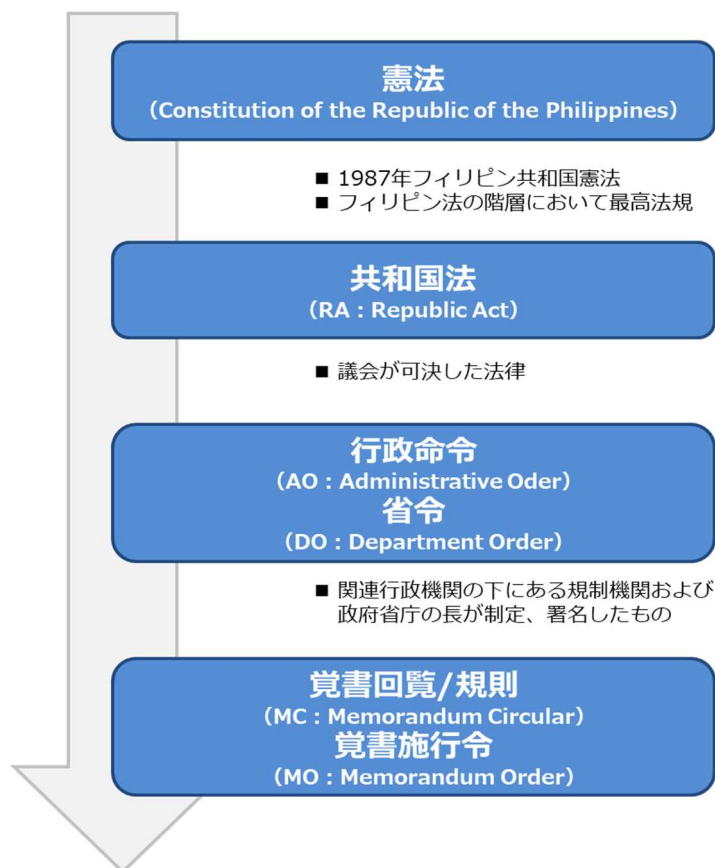
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2019/10/3b8d49c2d30b1589.html>



めている（2020年2月現在、ベトナムやタイでは新規化学物質の登録制度の立ち上げが審議されている）。

## 法体系

フィリピンの主な法規制の体系は、次のとおりである。



フィリピンの法体系<sup>5</sup>

フィリピンは、法的に定義された地方自治体（LGU : Local Government Units）で構成されており、最大の行政単位は州であり、市（Cities）と町（Municipalities）から成る。市と町は、最小行政単位のバランガイ（Barangays : 「村」または「コミュニティ」に相当）によって構成される。LGU を率いるのは州知事、市長、またはバンガライの長（Bangaray Captain）といった首長である。LGU には地方レベルの立法議会があり、管轄地域内で適用される法的拘束力を持つ条例を公布する。LGU の行政権および立法権は通常、特定の LGU を設立した憲章とすべての LGU への一般的な義務を規定する地方政府の条例/規約の、2 つの議会制定法で定義および制限されている。地方自治法では様々なレベルの LGU に対し、環境管理について一定の責任を委譲する特定の条項が規定されている。<sup>6</sup>

<sup>5</sup> エンヴィックス（2015）「フィリピン環境法体系ガイド 2015」参照

<sup>6</sup> NITE（2017）アジア諸国等の化学物質管理制度等に関する調査報告書ーフィリピン 参照  
<https://www.nite.go.jp/data/000085430.pdf>（2020年3月2日アクセス）

## 各関連組織

フィリピンにおいて、化学物質規制は主に「環境天然資源省 (DENR)」が所管しており、その下部組織である「環境管理局 (EMB : Environmental Management Bureau)」が化学物質管理に関する法令を策定し、施行している。また、労働環境における化学物質の取扱いは「労働雇用省 (DOLE)」が担当し、有害物質を含有した製品への規制は「保健省 (DOH)」も規制を策定している。その他、内務自治省 (DILG : Department of Interior and Local Government) の下部組織には、爆発物の原料になりうる化学物質の規制を所管する「フィリピン国家警察 (PNP : Philippine National Police)」や化学物質の輸出入においては、財務省 (DOF) の税務局内に設けられた「環境保護・コンプライアンス課 (EPCD)」が通関管理を行っている。

化学物質規制を所管する主な政府組織

No.	政府省庁名	主に担当する化学物質規制
1	環境天然資源省 環境管理局	<ul style="list-style-type: none"><li>既存化学物質インベントリ (PICCS)</li><li>新規化学物質の製造および輸入前届出 (PMPIN)</li><li>少量新規化学物質輸入申請 (SQI)</li><li>優先化学品リスト (PCL)</li><li>化学品管理令 (CCO)</li></ul>
2	労働雇用省 労働安全衛生センター	<ul style="list-style-type: none"><li>職場における化学物質管理 (GHS や暴露基準)</li></ul>
3	保健省 食品医薬品局	<ul style="list-style-type: none"><li>消費者製品に含まれる有害物質の規制</li><li>消費者製品への GHS 実施 (※法案段階)</li></ul>
4	内務自治省 フィリピン国家警察	<ul style="list-style-type: none"><li>爆発物の原料になりうる化学物質の規制</li></ul>
5	財務省 税務局	<ul style="list-style-type: none"><li>化学物質の輸出入通関管理</li></ul>

本調査の現地ヒアリングの訪問先である上記の行政機関の組織体系や化学物質を所管している部局などについて、次項よりまとめる<sup>7</sup>。

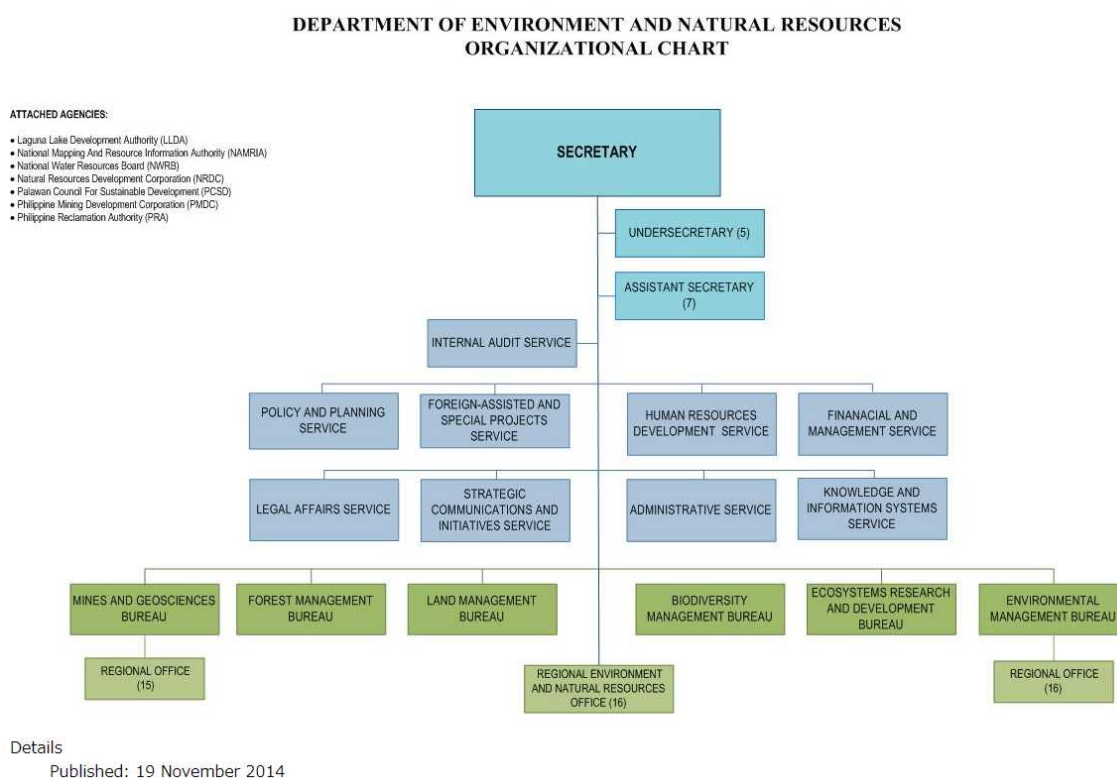
<sup>7</sup> 本調査では、フィリピン国家警察の銃器爆発物局へのヒアリング調査は実施していない。

【環境天然資源省 環境管理局】

(1) 組織名：

環境天然資源省（DENR : Department of Environment and Natural Resource）<sup>8</sup>

(2) 組織図：



環境天然資源の組織図<sup>9</sup>

(3) 概要：

環境天然資源省は1987年大統領令第192号<sup>10</sup>により、環境・エネルギー・天然資源省が改名および再組織化された行政組織である。基本的な職責は、フィリピン国内の環境と天然資源を保護、管理および開発し、適切な方法で利用することである。DENRは職責を果たすため、以下の目標を掲げている<sup>11</sup>。

<sup>8</sup> 環境天然資源省 HP : <https://www.denr.gov.ph>

<sup>9</sup> 環境天然資源省（2020年3月3日アクセス）「環境天然資源省の組織図（2014年11月19日最終更新版）」

<https://www.denr.gov.ph/index.php/about-us/organizational-structure>

<sup>10</sup> 1987年大統領令第192号

<https://www.officialgazette.gov.ph/1987/06/10/executive-order-no-192-s-1987/>

<sup>11</sup> 環境天然資源省（2020年3月3日アクセス）「環境天然資源省の職責（2016年6月15日最終更新版）」

- 国内の天然資源を慎重に使用し、計画的な復元または代替を通して、天然資源の利用可能性および持続可能性を保証する。
- 人口の増加に備えて、森林、鉱物および土地資源に対する需要を満たすために、天然資源の生産性を増加させる。
- 経済および社会発展の実現のために、天然資源の貢献度を高める。
- 多様な分野からの天然資源へのアクセスを公平にする。
- 自然遺産および文化遺産を象徴する特定地域や海洋地域を保全する。

DENR の下部組織には、森林管理局や生物多様性管理局、生態系システム研究開発局などがあるが、化学物質管理に従事する組織としては、環境管理局（EMB）が挙げられる。

(4) 化学物質管理を所管している部局：

**環境管理局（EMB：Environmental Management Bureau）<sup>12</sup>**

EMB は国民のより良い健康、環境保全および経済的継続性へ向けた環境の質を保護、復元および向上されることを職責とし、以下の役割を果たす<sup>13</sup>。

- 大臣（Secretary）に対して、環境管理に関する事項の助言を行う。
- 環境汚染の防止および管理や環境保護のために、計画および政策を策定し、適切な環境品質基準（例：水質、大気、騒音）を設定する。
- 計画およびプログラムの実施に関して、地方局に対する監督権を行使する。
- 所管する法令（下記、参照）に基づく許可書や通関許可を発行するとともに、それらの法令の遵守状況を監視する。
- 既存および潜在的環境問題の調査

EMB は主に以下の環境関連法令の執行を担当する。

- 1978 年大統領令第 1586 号「環境影響評価システム」
- 1990 年共和国法第 6969 号「有毒物質ならびに有害および核廃棄物管理法」
- 1999 年共和国法第 8749 号「大気浄化法」

版)」

<https://www.denr.gov.ph/index.php/about-us/mission-vision>

<sup>12</sup> 環境管理局 HP：<https://emb.gov.ph/>

<sup>13</sup> 環境管理局（2020 年 3 月 3 日アクセス）「環境管理局の職責」

<https://emb.gov.ph/mandates-functions/>

- 2000年共和国法第9003号「環境配慮型固形廃棄物管理法」
- 2004年共和国法第9275号「水質浄化法」
- 2008年共和国法第9512号「環境啓発および教育法」

(5) 予算：

DENR（下部組織および地方局も含め全体）の2020年会計年度における予算は、254億9516万8000ペソである<sup>14</sup>。そのうち、環境管理局には32億9799万6000ペソが割り振られている。

(6) SAICMに向けた取り組み<sup>15</sup>

フィリピンにおけるSAICMに向けた主要な取り組みは、以下のとおりである（以下の情報は2019年12月13日時点のもの）。

1. 鉛を含有する建築用、装飾用および家庭用の塗料、ならびに子ども用製品は、2017年1月1日に廃絶された。2020年1月1日までに鉛を含有する産業用の塗料も廃絶予定である。
2. GHSについて、大量化学品に対するGHS適用ガイドラインを定める2017年EMB覚書回覧第010号を2018年1月に公布。
3. 廃棄物管理について、廃棄物サービス提供事業者および輸送者を監視するために許可システムの性能を高めた。
4. 2017年に、水銀およびその他の物質に関する化学品管理令のオンライン許可・監視システム（OPMS）を創設し、データへのアクセスがし易くなり、EMB中央局とEMB地方局間の情報交換が改善した。

上記の取り組みがある一方で、フィリピンの環境団体EcoWaste Coalitionは2019年12月、健全な化学物質管理制度の確立を訴えた。EcoWaste Coalitionで化学物質安全キャンペーンを担当するThony Dizon氏は、「人権デーの機をとらえ、我々はすべてのステークホルダー、特に政府や産業界といった責務を負った関係者らに対し、化学物質安全に関連する人権保護について自らが負った責任に真摯に取り組むよう訴えます。」同氏は、フィリピン人権委員会が2014年に発行した化学物質安全に関する15項目の人権アジェンダを今一度思い起こすよう求めた。このアジェンダは、

<sup>14</sup> DENR Approved Budget FY2020（2020年3月2日アクセス）

[https://www.denr.gov.ph/images/transparency\\_seal/FY2020\\_DENR\\_Budget\\_GAA.pdf](https://www.denr.gov.ph/images/transparency_seal/FY2020_DENR_Budget_GAA.pdf)

<sup>15</sup> DENR SAICM（2020年3月2日アクセス）

<http://intl.denr.gov.ph/index.php/un-conventions/article/7>

国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ（SAICM）に沿って無害な社会を構築する取り組みにコミットするよう関係者に促す内容となっている。Dizon 氏は、「このアジェンダの発行から 5 年が経過しました。この間、鉛入り塗料の段階的廃止やクロルピリホスとジクロルボスを含む家庭用殺虫剤の禁止、GHS の実施などを含む政策や規則、プログラムが制定されましたが、依然として人権理事会の勧告と現実の間には大きな隔たりがあります」と述べた。

これまでに達成されていない勧告の例として、Dizon 氏は次の事項を挙げた。

- 1) 商品の製造から再利用、リサイクル、廃棄に至るプロセス全体にわたって製造業者の説明責任を高める法律の制定
- 2) 強制的かつ市民がアクセス可能な環境汚染物質排出移動届出（PRTR）制度の確立
- 3) 自然で有機的な物質とプロセスを使用した代替農業実務の採用
- 4) 有害廃棄物取引の防止および改正バーゼル条約の批准
- 5) 「廃棄物ゼロ（zero waste）」資源管理の積極的な推進

EcoWaste Coalition では、SAICM が 2020 年に終了することから、2020 年以降、化学物質と廃棄物の健全な管理のための強固なフレームワークと行動計画が確実に構築されるよう、この世界的な流れに参加するよう政府、産業界、市民社会に呼びかけた。さらに、第 2 回国連環境総会（UNEA）で採択された決議に基づき、2017-2022 年のフィリピン開発計画に化学物質と廃棄物の健全な管理を確実に盛り込むよう政府に促した。UNEA は加盟国に対し、「国家の持続可能な開発計画プロセス、貧困撲滅戦略、および関連するセクターの政策に、化学物質と廃棄物の健全な管理を優先事項として反映する」ことを求めている。

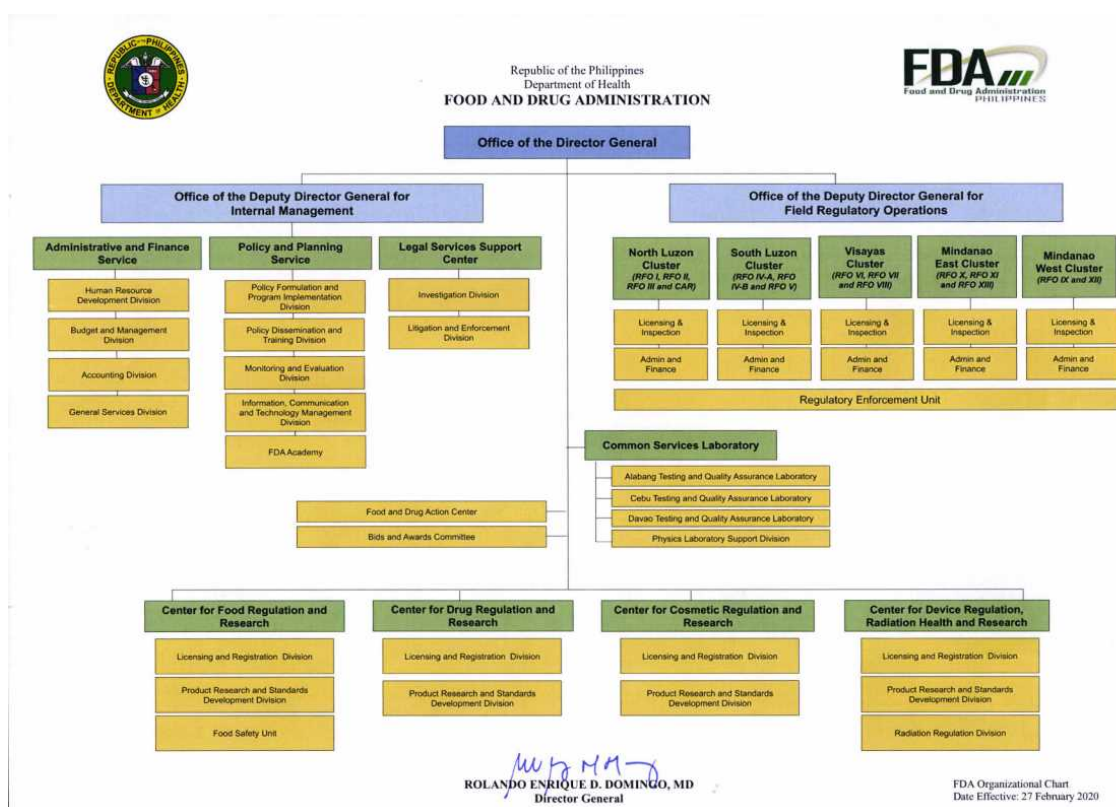
【保健省 食品医薬品局】

(1) 組織名：

保健省 (DOH : Department of Health) <sup>16</sup>

食品医薬品局 (FDA : Food and Drug Administration) <sup>17</sup>

(2) 組織図：



食品医薬品局の組織図<sup>18</sup>

(3) 概要：

食品医薬品局 (FDA) は、2009 年共和国法第 9711 号「食品医薬品局法 (Food and Drug Administration Act)」<sup>19</sup>により再編された組織である (旧組織名 : Bureau of Food and Drugs)。FDA は、フィリピン国民の健康上の権利を保護および促進するために、

<sup>16</sup> 保健省 HP : <https://www.doh.gov.ph/>

<sup>17</sup> 食品医薬品局 HP : <https://www.fda.gov.ph/>

<sup>18</sup> 食品医薬品局 (2020 年 3 月 3 日アクセス)「食品医薬品局の組織図」  
<https://www2.fda.gov.ph/index.php/names-of-officials-position-designation-and-contact-information/organization-structure> (2020 年 2 月 27 日最終更新版)

<sup>19</sup> 2009 年共和国法第 9711 号  
<https://www.officialgazette.gov.ph/2009/08/18/republic-act-no-9711/>



製品の安全性、品質、純度および有効性を保障することをミッションに掲げ、2026年までに健康製品規制において卓越した、国際的に認められた組織になることを目標としている。FDAの規制対象には、医薬品や医療機器、食品、化粧品、玩具および家庭／都市有害物質（HUHS：Household / Urban Hazardous Substances）などが挙げられる。

(4) 化学物質管理を所管している部局：

**【HUHS 製品規制】**

化粧品規制・研究センター（Center for Cosmetic Regulation and Research）

**【食品添加物規制】**

食品規制・研究センター（Center for Food Regulation and Research）

(5) 予算：

DOHの2020年会計年度における予算は、426億6182万6000ペソである<sup>20</sup>。

---

<sup>20</sup> DOH Financial Plan FY2020（2020年3月2日アクセス）  
<https://www.doh.gov.ph/sites/default/files/transparency%20seal/BED%201%20FY%202020.pdf>

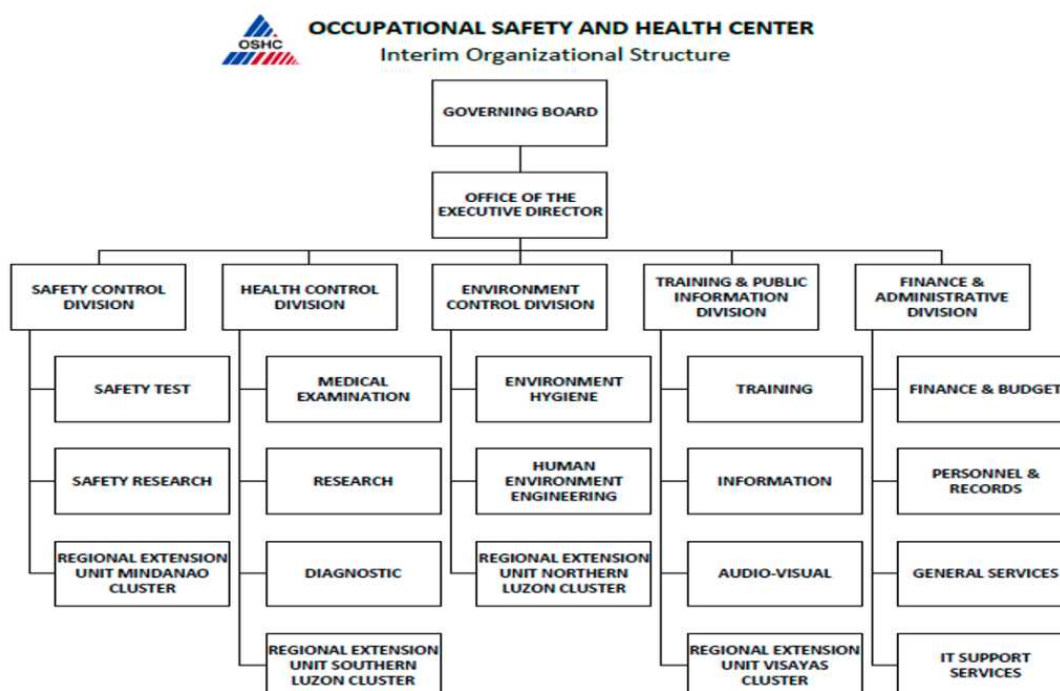
【労働雇用省 労働安全衛生センター】

(1) 組織名：

労働雇用省 (DOLE : Department of Labor and Employment) <sup>21</sup>

労働安全衛生センター (OSHC : Occupational Safety and Health Center) <sup>22</sup>

(2) 組織図：



労働安全衛生センターの組織図<sup>23</sup>

(3) 概要：

労働安全衛生センター (OSHC) は、1987 年大統領令第 307 号<sup>24</sup>により創設された機関で、職場での安全と健康に関する事項を調査および訓練するための国家組織である。また、OSHC は 1991 年 7 月、フィリピンにおける国際安全衛生情報センター (CIS Center) に指定され、国際労働機関 (ILO) の一部門である「CIS センター」(拠点：

<sup>21</sup> 労働雇用省 HP : <https://www.dole.gov.ph/>

<sup>22</sup> 労働安全衛生センターHP : <http://www.oshc.dole.gov.ph/>

<sup>23</sup> 労働安全衛生センター (2020 年 3 月 3 日アクセス)「労働安全衛生センターの組織図」  
<http://www.oshc.dole.gov.ph/transparency-seal/chart>

<sup>24</sup> 1987 年大統領令第 307 号

<http://www.oshc.dole.gov.ph/transparency-seal/executive-order-no-307>

スイス（ジュネーブ）および「労働安全衛生に関するアジア・太平洋地域プログラム」（拠点：タイ バンコク）からの情報を受け取り、フィリピン国内の関連組織に発信する役割も担っている。

OSHC は、労働安全衛生に関する継続的な調査や研究を行っており、その他の職務は以下のとおりである（一部抜粋）。

- 労働安全衛生トレーニングプログラムの計画、策定および実施
- 職場環境の監視および労働者の健康診断の実施
- 個人保護具およびその他の安全装置の標準仕様の試験および設定
- 労働安全衛生に関する政策や基準の策定における、その他の政府組織の支援

(4) 化学物質管理を所管している部局：

OSHC には、安全管理課（Safety Control Division）、衛生管理課（Health Control Division）および環境管理課（Environmental Control Division）が設けられており、一体となって職場における化学物質管理を担っている。

(5) 予算：

フィリピン下院は 2019 年 9 月 5 日付プレスリリース<sup>25</sup>において、DOLE の 2020 年会計年度の予算を 19 億ペソ削減したことを発表した。予算管理省（Department of Budget and Management）は、140 億 4200 万円を提案した。

---

<sup>25</sup> House Members urge restoration of P1.9B DOLE budget cut (2020 年 3 月 3 日アクセス)  
<http://www.congress.gov.ph/press/details.php?pressid=11723>

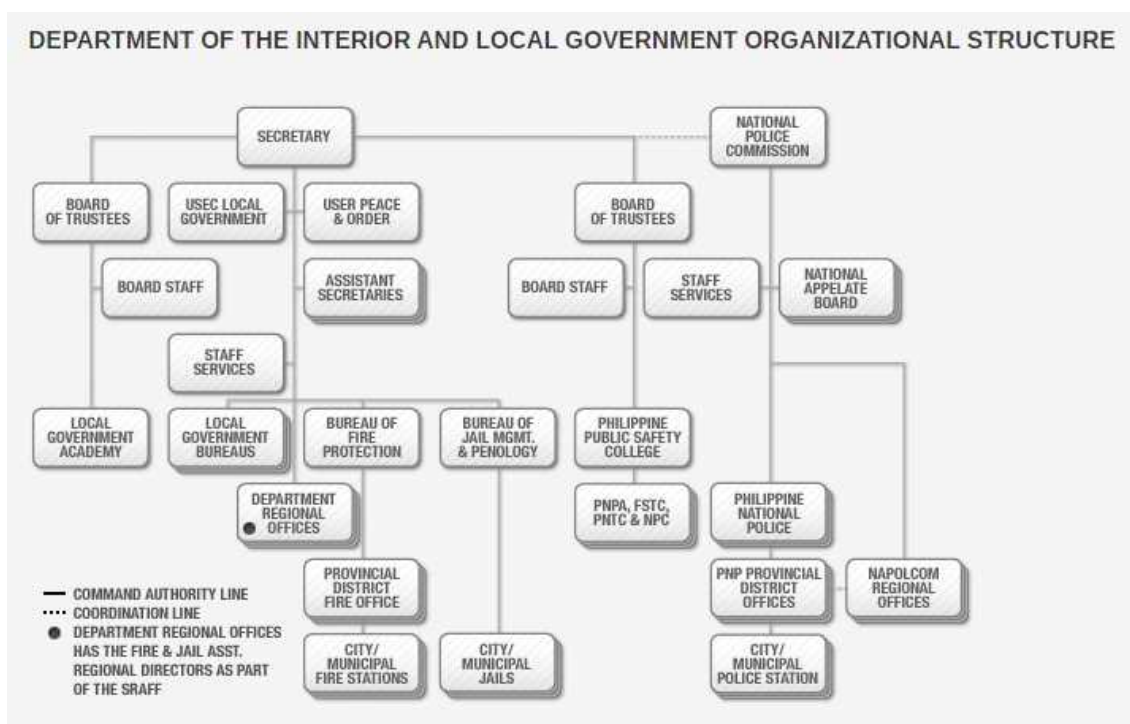
## 【内務自治省 フィリピン国家警察】

(1) 組織名：

内務自治省 (DILG : Department of Interior and Local Government) <sup>26</sup>

フィリピン国家警察 (PNP : Philippine National Police) <sup>27</sup>

(2) 組織図：



内務自治省の組織図<sup>28</sup>

(3) 概要：

内務自治省 (DILG) は、平和と秩序を促進し、公共の安全を保障し、積極的な人々の参画を通じた地方政府のキャパシティーなどを強化する責務を負う。

目標：

- 平和的で、安全で、自立的な地域社会の形成
- ガバナンスや社会経済発展、環境管理における地方政府の能力向上

<sup>26</sup> 内務自治省 HP : <https://www.dilg.gov.ph/>

<sup>27</sup> フィリピン国家警察 HP : <http://www.pnp.gov.ph/>

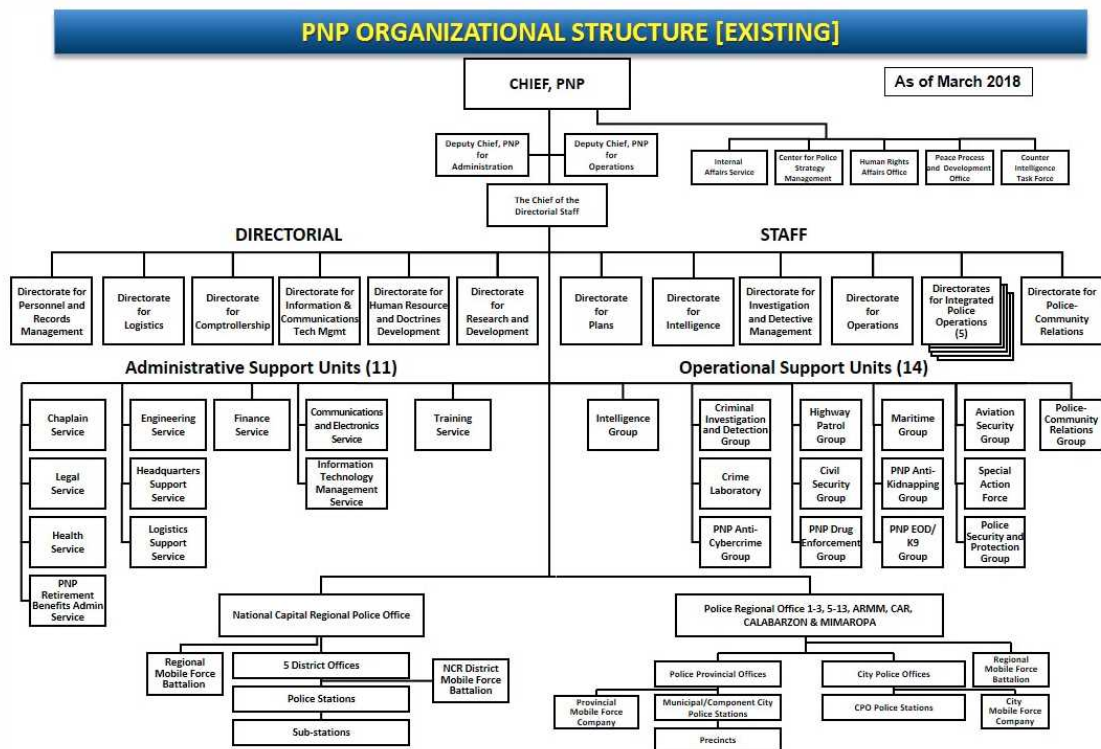
<sup>28</sup> 内務自治省 (2020年3月20日アクセス) 「内務自治省の組織図」  
<https://www.dilg.gov.ph/page/Organizational-Structure/22> (2018年3月最終更新版)

- 平和と秩序の状態の維持と公共の安全の保障

(4) 化学物質管理を所管している部局：

**フィリピン国家警察 銃器爆発物局 (FEO : Firearms and Explosives Office)**

フィリピン国家警察 (PNP) では、爆発物または爆発物の原料の製造のために使用される化学物質の規制を所管しており、これらの化学物質を輸入する場合 (※輸入者の所在がマニラ首都圏の場合) は、銃器爆発物局 (FEO) の局長を通じて、PNP の長官に申請書を提出しなければならない。



フィリピン国家警察の組織図<sup>29</sup>

(5) 予算：

フィリピン国家警察 (PNP) の 2020 年会計年度における予算は、1873 億ペソである<sup>30</sup>。

<sup>29</sup> フィリピン国家警察 (2020 年 3 月 3 日アクセス) 「フィリピン国家警察の組織図」

<http://www.pnp.gov.ph/index.php/about-us/organizational-structure>

<sup>30</sup> President Duterte signs P4.1 trillion 2020 national budget (2020 年 3 月 2 日アクセス)

<https://www.dbm.gov.ph/index.php/secretary-s-corner/press-releases/list-of-press-releases/1589-president-duterte-signs-p4-1-trillion-2020-national-budget>

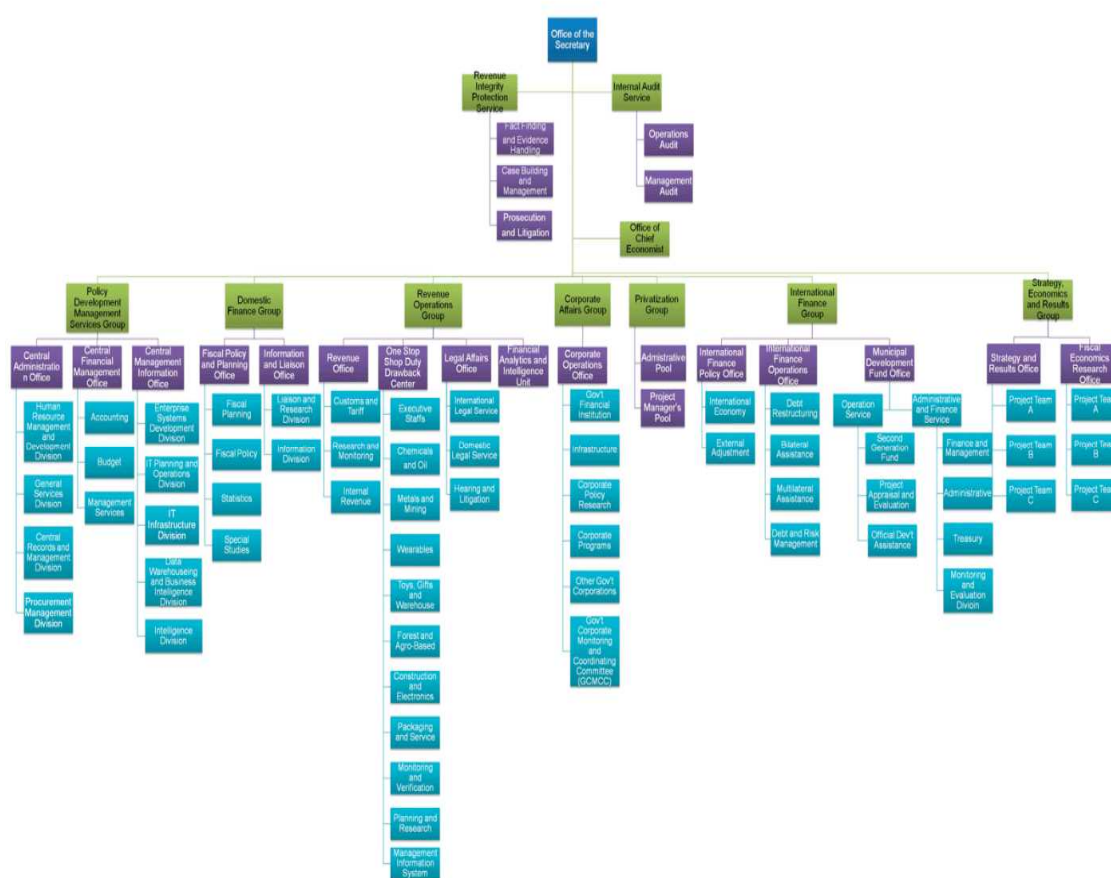
## 【財務省 税関局】

(1) 組織名：

財務省 (DOF : Department of Finance) <sup>31</sup>

税関局 (BOC : Bureau of Customs) <sup>32</sup>

(2) 組織図：



財務省の組織図<sup>33</sup>

(3) 概要：

財務省 (DOF) は政府の健全な財政政策の管理を担う組織であり、フィリピン国民の福祉の向上および経済成長と安定性を促進する政府プログラムへの資金拠出を徹底する歳入政策を策定する。大統領令第 127 号、第 127-A 号および第 292 号に基づき、

<sup>31</sup> 財務省 HP : <https://www.dof.gov.ph/>

<sup>32</sup> 税務局 HP : <http://customs.gov.ph/>

<sup>33</sup> 財務省 (2020 年 3 月 3 日アクセス) 「財務省の組織図」

<https://www.dof.gov.ph/about/structure-leadership/>

DOF は以下の職責を負う。

- 他の政府組織・機関と協力し、財政政策の策定、制度化および管理
- 政府の財政源の創出および管理
- すべての地方政府ユニットの歳入運用の監視
- 公債、内国債または外債の見直し、承認および管理
- 政府が所有および管理する法人や資産の合理化、民営化および国民への説明責任

(4) 化学物質管理を所管している部局：

**税関局 環境保護・コンプライアンス課 (EPCD : Environmental Protection and Compliance Division)**

税関局 (BOC) の環境保護・コンプライアンス課 (EPCD) は、2019 年税関覚書令第 38 号<sup>34</sup>により、「環境保護ユニット (Environmental Protection Unit)」から格上げされ「課 (Division)」として再編された組織であり、その目的は他国からの有害廃棄物やその他の廃棄物の不法侵入に対処することである。また、EPCD の役割として、1) 有害物質、廃棄物、核廃棄物、リサイクル可能製品、または DENR が管轄する規制物質の積荷の処理の監視、2) 税関近代化・関税法 (CMTA : Customs Modernization and Tariff Act) <sup>35</sup>および環境法令に違反する物品を含む疑いのある貨物に対する警告命令、および供託前管理命令の発行の勧告、3) 環境法令やその他の適用される法律、規則類に関して、事案を調査し、CMTA 違反の起訴に関する勧告の実施、なども挙げられる。

---

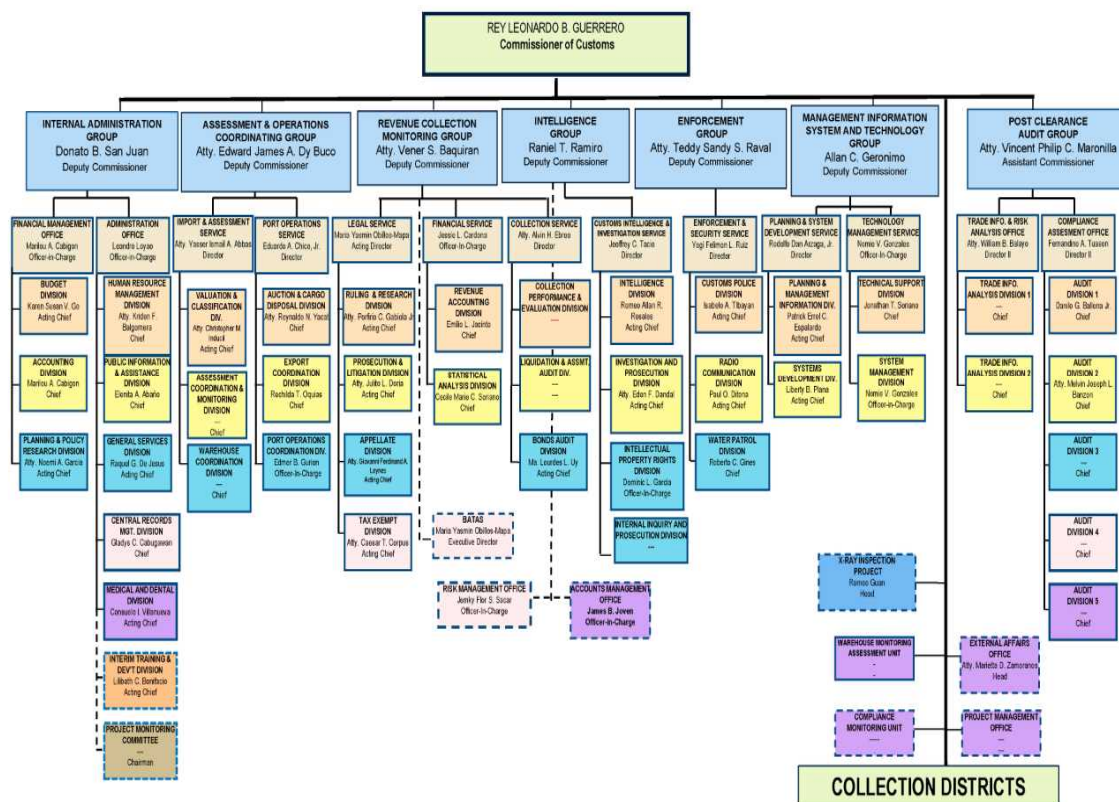
<sup>34</sup> 2019 年税関覚書令第 38 号

[http://customs.gov.ph/wp-content/uploads/2019/08/cmo-38-2019-Institutionalizing\\_Environmental\\_Protection\\_and\\_Compliance\\_Division.pdf](http://customs.gov.ph/wp-content/uploads/2019/08/cmo-38-2019-Institutionalizing_Environmental_Protection_and_Compliance_Division.pdf)

<sup>35</sup> 財務省 (2020 年 3 月 3 日アクセス) 「税関近代化・関税法」

[https://www.dof.gov.ph/issuances/cmta\\_irr/](https://www.dof.gov.ph/issuances/cmta_irr/)

## ORGANIZATIONAL STRUCTURE OF THE BUREAU OF CUSTOMS



税関局の組織図<sup>36</sup>

(5) 予算：

財務省 (DOF) の 2020 年会計年度における予算は、172 億 9000 万ペソである。2019 年度と比較すると 8%減少している (2019 年会計年度の予算は、188 億 9000 万ペソ)

37。

<sup>36</sup> 税関局 (2020 年 3 月 3 日アクセス)「税関局の組織図」

<http://customs.gov.ph/organizational-chart/>

<sup>37</sup> 2020 DOF budget to help accomplish goal of fiscal stability and inclusive growth (2020 年 3 月 3 日アクセス)

<https://www.dof.gov.ph/2020-dof-budget-to-help-accomplish-goal-of-fiscal-stability-and-inclusive-growth/>



## 2.2 化学物質一般

### 制定の経緯

化学物質管理に対応する基本的な法令は、以下のとおりである。

- 1990年共和国法第6969号「有毒物質ならびに有害および核廃棄物管理法」<sup>38</sup>  
(Toxic Substances and Hazardous and Nuclear Wastes Control Act of 1990)

1990年10月26日制定。環境天然資源省（DENR）が所管し、有害物質と核廃棄物の輸入、製造、処理、流通、使用、輸送、販売、保管、廃棄について管理、義務要件を規定することにより、有害物質によるリスクから公衆衛生と環境を保護することを目的としている。

- 1992年DENR行政命令第29号「共和国法第6969号の実施規則」<sup>39</sup>  
(Implementing Rules and Regulations of Republic Act No. 6969)

1992年7月6日、1990年共和国法第6969号の実施規則として制定。人体または環境に危険なリスクや損害を引き起こす化学物質および混合物の輸入、製造、加工、販売、流通、使用、廃棄の制限または禁止を規制することを目的としている。本規則では、有毒化学物質に加えて、有害廃棄物および核廃棄物に関する規定が定められており、また、機密情報の取扱いや違反行為に対する罰則規定も設けられている。

日本の化審法と同様に、既存化学物質リストを整備し、これに収載されていないものに関しては、新規化学物質として事前の届出手続きを定めている。また、本規則では、急性毒性も対象としている。

フィリピンでは、1990年共和国法第6969号およびその実施規則に基づき、以下のような化学物質管理体制が整えられている。

### ■ 既存化学物質インベントリ (PICCS : Philippine Inventory of Chemical Substances)

1992年DENR行政命令第29号の第14条（化学物質インベントリ）の規定に基づ

<sup>38</sup> 1990年共和国法第6969号（2020年3月2日アクセス）

<http://chemical.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2017/06/RA-6969-DENR.pdf>

<sup>39</sup> 1992年DENR行政命令第29号（2020年3月2日アクセス）

<http://chemical.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2017/03/DAO-1992-29-IRR-of-6969-1.pdf>

く、フィリピンにおいて使用、販売、流通、輸入、加工、製造、貯蔵、輸出、処理または輸送されているすべての既存化学物質のインベントリ

#### ■ 製造前および輸入前届出 (PMPIN : Pre-Manufacturing and Pre-Importation Notification)

1992年 DENR 行政命令第 29 号の第 17 条 (新規化学品の申告) の規定に基づく、PICCS に未収載の化学物質を年間 1000kg 超えて、商業的に製造または輸入する場合に必要な事前届出。化審法のような新規化学物質の事前審査制度である。

#### ■ 少量新規化学物質輸入申請 (SQI : Small Quantity Importation)

1992年 DENR 行政命令第 29 号の第 22 条 (免除) の規定に基づく、実験または研究目的および開発目的のために年間 1000 kg 以下の新規化学物質の製造または輸入に対して適用される申請手続き<sup>40</sup>。

#### ■ 優先化学品リスト (PCL : Priority Chemicals List)

1992年 DENR 行政命令第 29 号の第 19 条 (優先化学品リスト) の規定に基づく、リスク (危険性および暴露) ベースで選定された優先化学物質のリスト。

#### ■ 化学品管理令 (CCO : Chemical Control Order)

1992年 DENR 行政命令第 29 号の第 22 条 (免除) の規定に基づく、PCL に指定された物質のうち、公衆の健康、職場および環境に対して不当なリスクを呈する化学物質に対する規制を定めた法令。

1990年共和国法第 6969 号およびその実施規則、ならびに上記の化学物質管理体制に関する詳細規定は、次項に記述する。

---

<sup>40</sup> 2003年 10月 2日付 EMB 回覧「SQI に関するガイドライン」(2020年 3月 2日アクセス)  
<http://chemical.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2017/03/EMB-MEMO-2003-SQI.pdf>

## 現行の法令の内容

1990 年共和国法第 6969 号およびその実施規則の概要は以下のとおりである<sup>41</sup>。

法令名	<b>1990 年共和国法第 6969 号「有毒物質ならびに有害および核廃棄物管理法」 Toxic Substances and Hazardous and Nuclear Wastes Control Act of 1990</b>
URL	<a href="http://chemical.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2017/06/RA-6969-DENR.pdf">http://chemical.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2017/06/RA-6969-DENR.pdf</a>
目的	健康または環境に対して不当なリスクや危害を呈する、有害廃棄物や核廃棄物を含む化学物質および混合物の輸入、製造等を規制、制限または禁止すること（第 4 条）。
所轄官庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 環境天然資源省（DENR）</li> <li>【DENR の職務、権限および職責（第 6 条）】</li> <li>DENR は本法の所轄当局であり、以下の職務、権限および職責を有する。</li> <li>• 既存化学物質インベントリ（PICSS）の整備</li> <li>• 人の健康または環境に不当なリスクや危害を呈する可能性があると判断される化学物質について試験を要求すること</li> <li>• 毒性等を調べる試験を実施済みの化学物質の特性を評価すること</li> <li>等</li> </ul>
規制対象物質	<p>【有害物質の定義（第 5 条(f)）】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 急性毒性（経口、吸入または経皮）、腐食性、皮膚および眼接触危険性、引火性、爆発性を有する物質</li> <li>2) 反復曝露による慢性毒性、発がん性を含む長期の環境影響（急性曝露によっても生じる可能性はあるが、ここでは長期潜在的なもの）、生分解によって無毒化せず地下および地表水を汚染する、あるいは悪臭のような不快な性質を有する物質</li> </ol>
規制内容	<p>【PMPIN（第 8 条）】</p> <p>新規化学物質または混合物を製造、加工または輸入する者は、その行為を始める前に、以下の情報を提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 化学物質または混合物の名称</li> <li>• 化学品を一義的に識別する名称（chemical identity）および分子構造</li> <li>• 予定する使用用途</li> <li>• 想定される製造量、輸入量、加工量または廃棄量</li> <li>• 人の健康および環境への影響に関する試験データ</li> </ul>

<sup>41</sup> NITE（2017）アジア諸国等の化学物質管理制度等に関する調査報告書ーフィリピン 参照  
<https://www.nite.go.jp/data/000085430.pdf>（2020 年 3 月 2 日アクセス）

法令名	1990年共和国法第6969号「有毒物質ならびに有害および核廃棄物管理法」 Toxic Substances and Hazardous and Nuclear Wastes Control Act of 1990
	<p>【PMPINの対象外とする化学物質（第11条）】</p> <p>以下の化学物質または混合物の製造には、事前製造届出の規定を適用しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• PICCSに収載の化学物質または混合物</li> <li>• 実験、研究または開発目的で少量のみ製造されるもの</li> <li>• 人の健康および環境への不当なリスクを有さない化学物質および混合物</li> <li>• 一時的に存在し、他の化学物質を製造する際または他の化学物質を混合する際の化学反応の結果として存在する化学物質および混合物のような人または環境への暴露が無いもの</li> </ul>

法令名	1992年行政命令第29号「1990年共和国法第6969号の実施規則」 DAO1992-29 “Implementing Rules and Regulations of RA 6969”
URL	<a href="http://chemical.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2017/03/DAO-1992-29-IRR-of-6969-1.pdf">http://chemical.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2017/03/DAO-1992-29-IRR-of-6969-1.pdf</a>
目的	人の健康や環境への不当なリスクまたは危害を有する化学物質および混合物の輸入、製造、加工、取扱い、保管、輸送、販売、流通、使用および廃棄を規制、制限または禁止するため（第2条）
所轄官庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 環境天然資源省（DENR）</li> </ul>
規制対象物質	<ul style="list-style-type: none"> <li>• PICCS未収載の新規化学物質</li> <li>• 優先化学品リスト（PCL）に収載の化学物質</li> </ul> <p>収載された化学物質は、公衆の健康や労働環境、環境に不当なリスクをもたらすとDENRが判定した物質または物質群である。2005年DENR行政命令第27号「優先化学品リスト（第2版）」<sup>42</sup>では48項目指定されている。2018年5月には、「優先化学品リスト（第3版）に関する行政命令案」が公開された。</p> <p>【PCL：選定理由】<sup>43</sup></p> <p>リスク（危険性および曝露）ベースで選定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ ハザード：毒性（急性致死性、慢性または亜致死性毒性、催奇形性、発がん性）、難分解性（水、堆積物、土壌、または空気中での半減期が50日を超える）、生物蓄積性</li> </ul>

<sup>42</sup> 2005年DENR行政命令第27号（2020年3月2日アクセス）

<http://chemical.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2017/03/DAO-2005-27-PCL-List.pdf>

<sup>43</sup> NITE（2010）アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査－フィリピン引用

[http://www.nite.go.jp/chem/kanren/asia\\_kanren/asia\\_kanren\\_h22-02.html](http://www.nite.go.jp/chem/kanren/asia_kanren/asia_kanren_h22-02.html)（2020年3月2日アクセス）

法令名	<b>1992 年行政命令第 29 号「1990 年共和国法第 6969 号の実施規則」</b> <b>DAO1992-29 “Implementing Rules and Regulations of RA 6969”</b>																
	<p>▶ 曝露：フィリピン固有の状況（用途、管理、生産量、排出割合、労働曝露、廃棄方法） その他：技術的および経済的実行可能性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>化学品管理令（CCO）対象物質 2020 年 2 月末現在までに、公布されている CCO は以下のとおりである。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="432 602 1345 994"> <thead> <tr> <th>法令番号</th> <th>対象物質</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2019 年 DENR 行政命令第 20 号<sup>44</sup></td> <td>水銀および水銀化合物</td> </tr> <tr> <td>1997 年 DENR 行政命令第 39 号</td> <td>シアン化物およびシアン化合物</td> </tr> <tr> <td>2000 年 DENR 行政命令第 02 号</td> <td>アスベスト</td> </tr> <tr> <td>2004 年 DENR 行政命令第 01 号</td> <td>ポリ塩化ビフェニル</td> </tr> <tr> <td>2013 年 DENR 行政命令第 24 号</td> <td>鉛および鉛化合物</td> </tr> <tr> <td>2013 年 DENR 行政命令第 25 号</td> <td>オゾン層破壊物質</td> </tr> <tr> <td>2019 年 DENR 行政命令第 17 号</td> <td>ヒ素およびヒ素化合物</td> </tr> </tbody> </table> <p>※CCO 案が審議中の物質：六価クロム、カドミウム</p> <p>【CCO：選定理由】</p> <p>リスク（危険性および曝露）ベースで選定されている。PCL 収載物質の中から、人の健康や環境に不当なリスクをもたらすと判断された物質が対象。流通量なども考慮されている。</p>	法令番号	対象物質	2019 年 DENR 行政命令第 20 号 <sup>44</sup>	水銀および水銀化合物	1997 年 DENR 行政命令第 39 号	シアン化物およびシアン化合物	2000 年 DENR 行政命令第 02 号	アスベスト	2004 年 DENR 行政命令第 01 号	ポリ塩化ビフェニル	2013 年 DENR 行政命令第 24 号	鉛および鉛化合物	2013 年 DENR 行政命令第 25 号	オゾン層破壊物質	2019 年 DENR 行政命令第 17 号	ヒ素およびヒ素化合物
法令番号	対象物質																
2019 年 DENR 行政命令第 20 号 <sup>44</sup>	水銀および水銀化合物																
1997 年 DENR 行政命令第 39 号	シアン化物およびシアン化合物																
2000 年 DENR 行政命令第 02 号	アスベスト																
2004 年 DENR 行政命令第 01 号	ポリ塩化ビフェニル																
2013 年 DENR 行政命令第 24 号	鉛および鉛化合物																
2013 年 DENR 行政命令第 25 号	オゾン層破壊物質																
2019 年 DENR 行政命令第 17 号	ヒ素およびヒ素化合物																
規制内容	<p>【有毒化学物質（第 2 編）】</p> <p>第 IV 章：化学物質インベントリ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>既存化学物質インベントリ（PICCS）の整備（第 14 条）</li> <li>新規化学物質の製造前および輸入前届出（PMPIN）制度（第 15 条）</li> <li>優先化学品リスト（PCL）（第 19 条）に収載の化学物質を使用、製造または輸入するためには、PCL 遵守証明書を EMB 中央局に提出しなければならない。また、対象事業を行う者は、EMB へ年次報告書等を提出しなければならない。</li> <li>化学品管理令（CCO）（第 20 条）による、人の健康や環境に対して不当なリスクを与える可能性のある化学品および化学物質の規制が定められている。DENR が対象物質を決定し、その物質の使用、製造、輸入、輸送、加</li> </ul>																

<sup>44</sup> 本行政命令の公布により 1997 年 DENR 行政命令第 38 号は廃止された。

法令名	1992年行政命令第29号「1990年共和国法第6969号の実施規則」 DAO1992-29 “Implementing Rules and Regulations of RA 6969”
	工、保管および廃棄への規制を定めるほか、段階的廃止や代替が課されるものもある。

1990年共和国法第6969号およびその実施規則により整備された化学物質管理体制（PICCS、PMPIN、SQI、PCL、CCO）について、以下に記述する。

### 【既存化学物質インベントリ（PICCS）】

PICCSは以下で構成されており、企業からの情報提供に基づき EMB が整備し、2000年より公開している（2020年2月末現在までに2000年版、2002年版、2005年版、2008年、2011年版、2013年版、2015年版、2017年版が公表されており、適宜更新している）。PICCSには、化学物質名およびCAS番号、IUPAC命名法による名称などの情報が含まれている。

- フィリピンで製造、使用および輸入された物質として1993年12月31日までに申請された化学物質
- 製造前および輸入前届出（PMPIN）が提出された新規化学物質

2014年 EMB 覚書回覧第001号「化学品および化学物質インベントリ」<sup>45</sup>の第3条では、PICCSのオンラインデータベースを開設し、毎年更新リストを公表すると規定されている。PICCSのオンラインデータベース（2017年版）<sup>46</sup>は開設されているが、毎年リストの更新は徹底されていない。また、技術的な問題により、以下の物質はPICCSには収載済みであるが、本データベースには盛り込まれていないという。

CAS 番号	化学物質名
1043888-25-0	Hexanedioic acid, mixed 4-methyl-2-propylhexyl and 5-methyl-2-propylhexyl and 2-propylheptyl esters
121-92-6	3-Nitrobenzoic acid
1452389-83-1	Heptene, tridecafluoromethoxy
1465004-85-6	Cyclopentanol, 1-ethyl-2-(3-methylbutyl)-
1631145-48-6	Cyclohexanol, 4-ethylidene-2-propoxy

<sup>45</sup> 2014年 EMB 覚書回覧第001号（2020年3月2日アクセス）

<http://chemical.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2017/03/EMB-MC-2014-001-PICCS.pdf>

<sup>46</sup> PICCS オンラインデータベース（2017年版）

<http://119.92.161.2/internal/CasREgistry.aspx>

CAS 番号	化学物質名
197251-57-3	2-(4-ethoxy-2-hydroxyphenyl)-2H-benzotriazole
34902-57-3	Globalide
4912-58-7	Benzenemethanol, 3-ethoxy-4-hydroxy-
4912-58-7	2-Ethoxy-4-(hydroxymethyl)phenol (Ethyl Vanillyl Alcohol)
60207-90-1	1H-1,2,4-Triazole, 1-[[2-(2,4-dichlorophenyl)-4-propyl-1,3-dioxolan-2-yl]methyl]-
6100-05-6	Potassium Citrate (Potassium citrate, tribasic)
67845-50-5	3,7-nonadien-2-ol, 4,8-Dimethyl-
73246-99-8	fatty acids, montan-wax, mixed esters with adipic acid and trimethylolpropane
75641-02-0	2-[(1,3-dihydro-1,3-dioxo-2H-isoindol-2-yl)methyl]-5,12-dihydroquino[2,3-b]acridine-7,14-dione
857892-58-1	Oxirane, 2-[(2-ethylhexyl)oxy]methyl-, reaction products with polyethylene glycol ether with 2,4,7,9-tetramethyl-5-decyne-4,7-diol (2:1)
954107-45-0	2-propenoic acid, 2-methyl-, C12-22-alkyl esters, homopolymers
98171-53-0	Butanoic acid, 4-amino-4-oxosulfo-, N-coco alkyls derivs., monosodium salts, compds. with triethanolamine

PICCS 収載の有無の確認は、以下の方法で可能である。

①. PICCS のオンラインデータベースにて検索 (CAS 番号検索)。

<http://119.92.161.2/internal/CasRegistry.aspx> にアクセスすると、以下の画面に移り、検索ができる。

PICCS のオンラインデータベース検索画面

②. EMB への問い合わせ（フィリピン国内の製造者、輸入者および使用者のみ可）

ただし、1992 年行政命令第 29 号の第 40 条「情報の秘密性」において、「秘密保持を要請した者の書面による承諾がある場合を除き、如何なる情報の開示も行われたい」と規定されている。

2017 年版の PICCS データベースに収載の物質数は確認できなかったが、2015 年版では、47,079 物質が収載されていた。

### 【製造前および輸入前届出（PMPIN）】

PICCS に未収載の化学物質を年間 1000 kg 超えて、商業的に製造または輸入する場合には必要な事前届出制度であり、フィリピン国内の製造者および輸入者のみ PMPIN の申請を提出することができる。PMPIN には、フィリピンと同様の化学物質の審査手続きを有する国（日本、米国、EU、カナダ、韓国、オーストラリアなど）において管理を受けずに使用されている物質、および、これらの国の既存化学物質インベントリに収載されている新規化学物質（フィリピン側から見た場合）を対象とした「簡易（Abbreviated）PMPIN」とそれ以外の物質を対象とした「詳細（Detailed）PMPIN」の二通りの方法がある。日本の化審法における新規化学物質の事前審査制度は PMPIN と同等のものとして認められており、既存化学物質名簿に収載された物質と日本で届出された物質については、簡易 PMPIN の対象とされる。

簡易 PMPIN の場合、試験データを作成する代わりに、GHS の様式に従い所有するデータを整理し、提出することが求められる。一方、詳細 PMPIN の場合は、要求される試験データの提出（物理的および化学的特性、有害性および生態学的情報）が必要であるが、一部の試験は省略または代替が可能である。なお、PMPIN の申請はオンラインシステム「Online Permitting and Monitoring System」<sup>47</sup>より行わなければならない。

PMPIN の審査には、90 日から 180 日を要する。審査終了後、当局よりクリアランスを付与されことで、製造および輸入することができる。また、製造および輸入に先立ち、開始届出（Notice of Commencement）を提出しなければならない。PMPIN の審査の結果、認められた新規化学物質は、PICCS に収載される。

2019 年 11 月 8 日、2019 年 DENR 行政命令第 18 号「PMPIN におけるポリマーおよび低懸念ポリマー（PLC）の免除」<sup>48</sup>が制定された。本行政命令は PMPIN のポリマーに対す

<sup>47</sup> Online Permitting and Monitoring System（2020 年 3 月 2 日アクセス）

<https://opms.emb.gov.ph/accounts/login/>

<sup>48</sup> 2019 年 DENR 行政命令第 18 号（2020 年 3 月 2 日アクセス）

<http://chemical.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2019/11/DAO201918Polymer.pdf>



る免除のための詳細を規定するものであり、対象となるポリマーの条件、免除申請に必要な手続きなどが記載されている。また、付属書 1 には反応性官能基 (RFG: reactant functional group) のリストが、付属書 2 には反応体のリストが掲載されている。

• 適用対象 :

PICCS に未収録のポリマーおよび PLC に適用される。PLC の定義は以下とする。

- ポリマーの定義を満たす。
- 本行政命令のセクション 4.4a または 4.4b の条件を満たす(詳細については下記参照)、かつ
- 不安定性、分解性、腐食性または解重合性を有していない。

• PMPIN 免除基準 :

PMPIN が免除されるためには以下のいずれかの基準を満たしていること。

1. ポリマーを構成する全てのモノマーが PICCS に収録されている。
2. PICCS 未収録のモノマーおよびその他の反応体 (架橋結合剤、連鎖移動剤、後重合反応体を含む) が重量比で全体の 2%未満であるポリマー。
3. 重量比で上位の 2 つ以上のモノマーが PICCS に収録されている別のポリマーの定義に含まれるような新たなポリマー。
4. PLC の場合には、以下のいずれか 1 つに分類されていること。
  - a. 以下の特性のポリマー
    - 数平均分子量 (NAMW) が 10,000 Da 以上
    - 分子量 1,000 Da 未満のオリゴマー含有率が 5%未満、且つ分子量 500Da 未満のオリゴマー含有率が 2%未満 ; 且つ
    - カチオンポリマーの場合、FGEW (官能基当量) は 5,000Da 以上であること。
  - b. 以下の特性のポリマー
    - NAMW が 1,000 Da 以上且つ 10,000 Da 未満
    - 分子量 1,000 Da 未満のオリゴマー含有率が 25%未満、且つ分子量 500 Da 未満のオリゴマー含有率 10%が未満 ; 且つ
    - RFG (反応性官能基) が重量比で 2%を超えない。

• 申請要件 :

1. 正式に作成され、公証された「ポリマー免除申請フォーム」
2. ポリマーに関する情報 (具体的な化学物質名称、化学構造、CAS 番号 (可能であ

れば)、用途など)

3. ポリマー単独、またはポリマーが成分の一部となっている混合物／製品としての安全性データシート (SDS)
4. ポリマーの 100%組成情報 (モノマーおよびその他の反応体の CAS 番号を含む)
5. ポリマーが、本行政命令のセクション 4 の条件を満たしていることを証明するデータ (GPC データ、IR 分光法またはその他の手法)
6. 適正な公文書による企業機密情報 (CBI) の申請
7. 手数料 (1500 フィリピンペソ)

### 【少量新規化学物質輸入申請 (SQI)】

SQI は、実験または研究目的および開発目的のために年間 1000 kg 以下の新規化学物質の製造または輸入に対して、PMPIN の過程が免除される代わりに適用される申請手続きである。試験データは不要であり、化学物質名や CAS 番号、取扱量および SDS などの情報を届け出る必要がある。手続きの処理は、EMB の地方局が担当している。2016 年 EMB 覚書回覧第 011 号<sup>49</sup>では、SQI クリアランスは、毎年更新を行う必要があり、最大 5 年まで延長することができる。その後は、PMPIN 申請の手続き要件が適用される。また、輸入者に関しては、年間の輸入量を記録し報告書にまとめ、EMB の中央局に提出しなければならない。

### 【優先化学品リスト (PCL)】

PCL は 2005 年行政命令第 27 号<sup>50</sup>により定められている。優先化学品リストに収載の化学品の使用者、輸入者および製造者は、以下の要件を順守することを要求される。なお、使用者、輸入者および製造者が本行政命令の規定を違反した場合、違反行為があった項目数に応じて、罰金が科せられる。

- 毎年 1 月 31 日までに、年次報告書を EMB 中央局に提出すること。
- 有害廃棄物登録用紙を記入し、EMB 地方局に提出すること。
- 登録および年次報告書は、DENR が定める仕様に則り、規定の料金を添えて提出すること。

<sup>49</sup> 2016 年 EMB 覚書回覧第 011 号 (2020 年 3 月 2 日アクセス)

<http://chemical.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2017/03/MC-2016-011.pdf>

<sup>50</sup> 2005 年行政命令第 27 号 (2020 年 3 月 2 日アクセス)

<http://chemical.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2017/03/DAO-2005-27-PCL-List.pdf>

PCL には以下の物質が収載されている。

No.	CAS No.	PICCS 名	CAS 名/INDEX 名
1	108-90-7	1,4-CHLOROBENZENE	Benzene,chloro-
2	106-93-4	1,2-DIBROMOETHANE	Ethane,1,2-dibromo
3	95-50-1	0-DICHLOROBENZENE	Benzene,1,2-dichloro
4	106-46-7	1,4-DICHLOROBENZENE	Benzene,1,4-dichloro-
5	107-06-2	1,2-DICHLOROETHANE	Ethane, 1,2-dichloro-
6	122-66-7	1,2 DIPHENYLHYDRAZINE	Hydrazobenzene
7	108-46-3	3-HYDROXYPHENOL	1,3-Benzenediol
8	7647-18-9	ANTIMONY PENTACHLORIDE	Antimony chloride
9	7440-38-2	ARSENIC COMPOUNDS	Arsenic
10	1332-21-4	ASBESTOS	Asbestos
11	71-43-2	BENZENE	Benzene
12	7440-41-7	BERYLLIUM COMPOUNDS	Beryllium
13	7440-43-9	CADMIUM COMPOUNDS	Cadmium
14	56-23-5	CARBON TETRACHLORIDE**	
15	General Name	CHLORINATED ETHERS	
16	General Name	CHLOROFLUORO CARBONS**	
17	67-66-3	CHLOROFORM	Trichloromethane
18	76-06-2	CHLOROPICRIN.	Methane, trichloronitro
19	18540-29-9	CHROMIUM COMPOUNDS	Chromium
20	,57-12-5	CYANIDE COMPOUNDS	Cyanide
21	64-67-5	DIETHYL SULFATE	Sulfuric acid,diethyl ester
22	106-93-4	ETHYLENE DIBROMIDE	1,2 Dibromoethane
23	75-21-8	ETHYLENE OXIDE	Oxirane
24	111-30-8	GLUTARALDEHYDE	Pentanedial
25	50-00-0	FORMALDEHYDE	Formaldehyde
26	9002-83-9	HALONS**	Ether, chlorotrifluorohomopolymer
27	118-74-1	HEXACHLOROBENZENE	Benzene, hexachloro

No.	CAS No.	PICCS 名	CAS 名/INDEX 名
28	67-72-1	HEXACHLOROETHANE	Ethane, hexachlorom
29	302-01-2	HYDRAZINE	Hydrazine
30	7439-92-1	LEAD COMPOUNDS	Lead
31	149-30-4	MBT	2(3H)-Benzothiazolethione
32	594-42-3	MERCAFTAN, PERCHLOROMETHYL	Methanesulfenyl chloride, - trichloro-
33	7439-97-6	MERCURY COMPOUNDS	Mercury
34	74-87-3	METHYL CHLORIDE	Methane, chloro
35	75-09-2	METHYLENECHLORIDE	Methylene, dichloro
36	2385-85-5	MIREX	
37	87-86-5	PENTACHLOROPHENOL	Phenol, pentachloro
38	127-18-4	PERCHLOROETHYLENE	Ethene, tetrachloro
39	108-95-2	PHENIC ACID	Phenol
40	75-44-5	PHOSGENE	Carbonyl chloride/ Carbonicdichloride
41	85-44-9	PHTHALIC ANHYDRIDE	1,3 Isobenzofurandione
42	59536-65-1	POLYBROMINATED BIPHENYLS	Fire Master BP6
43	1336-36-3	POLYBROMINATED BIPHENYLS	1,1-Biphenyl chloroderivatives
44		1,1,1 -TRICHLOROETHANE**	
45	79-01-6	TRICHLOROETHYLENE	Ethene, trichloro
46		TRIBUTYL TIN	
47	7782-49-2	SELENIUM	Selenium
48	75-01-4	VINYL CHLORIDE	Chloroethylene

\*\* : Trichloroethane、Chlorofluoro Carbons、および Halons は、オゾン層破壊物質に属する。

### 【化学品管理令 (CCO)】

PCL に収載の化学物質のうち、特に、公衆の健康または環境に対して不当なリスクを与える可能性のある化学物質に対しては、その使用、製造および輸入等を規制する CCO が定められている。2020年2月末現在、以下の CCO が公布されている。

- 2019年 DENR 行政命令第 20 号 : 水銀および水銀化合物<sup>51</sup>
- 1997年 DENR 行政命令第 39 号 : シアン化物およびシアン化合物<sup>52</sup>
- 2000年 DENR 行政命令第 02 号 : アスベスト<sup>53</sup>
- 2004年 DENR 行政命令第 01 号 : ポリ塩化ビフェニル<sup>54</sup>
- 2013年 DENR 行政命令第 24 号 : 鉛および鉛化合物<sup>55</sup>
- 2013年 DENR 行政命令第 25 号 : オゾン層破壊物質<sup>56</sup>
- 2019年 DENR 行政命令第 17 号 : ヒ素およびヒ素化合物<sup>57</sup>

2019年には、ヒ素（新規）および水銀（改正）に関する化学品管理令がそれぞれ公布されており、以下に概要を記述する。

法令名	2019年行政命令第 17 号「ヒ素およびヒ素化合物に関する化学品管理令」 DAO2019-17 “CCO for Arsenic and Arsenic Compounds”
URL	<a href="http://chemical.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2019/11/DAO201917Arsenic.pdf">http://chemical.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2019/11/DAO201917Arsenic.pdf</a>
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 産業工程で使用されるヒ素およびヒ素化合物の人の健康および環境への暴露リスクを削減するため</li> <li>b. ヒ素およびヒ素化合物の毒性、および技術的に優れた且つより安全な代替物の利用可能性に関する周知を広めるため</li> <li>c. ヒ素およびヒ素化合物の使用によるリスクを抑制するための適切なプログラムの実施枠組みを策定すること</li> <li>d. 労働者のヒ素への暴露を減らすために、産業施設における潜在的なヒ素の放出または暴露を特定するためのガイドラインを提供すること</li> </ul>
所轄官庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 環境天然資源省（DENR）</li> </ul>
規制対象物質	ヒ素およびヒ素化合物 ただし、以下の生産または製造において禁止される。

<sup>51</sup> 2019年 DENR 行政命令第 20 号（2020年3月2日アクセス）

<http://chemical.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2019/11/DAO201920MERCURY.pdf>

<sup>52</sup> 1997年 DENR 行政命令第 39 号（2020年3月2日アクセス）

<http://chemical.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2017/03/DAO-1997-39-CCO-Cyanide.pdf>

<sup>53</sup> 2000年 DENR 行政命令第 02 号（2020年3月2日アクセス）

<http://chemical.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2017/03/DAO-2000-02-CCO-Asbestos-1.pdf>

<sup>54</sup> 2004年 DENR 行政命令第 01 号（2020年3月2日アクセス）

<http://chemical.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2017/03/DAO-2004-01-CCO-PCB.pdf>

<sup>55</sup> 2013年 DENR 行政命令第 24 号（2020年3月2日アクセス）

<http://chemical.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2017/03/DAO-2013-24-CCO-Lead.pdf>

<sup>56</sup> 2013年 DENR 行政命令第 25 号（2020年3月2日アクセス）

<http://chemical.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2017/03/DAO-2013-25-CCO-ODS-Revision.pdf>

<sup>57</sup> 2019年 DENR 行政命令第 17 号（2020年3月2日アクセス）

<http://chemical.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2019/11/DAO201917Arsenic.pdf>

法令名	2019 年行政命令第 17 号「ヒ素およびヒ素化合物に関する化学品管理令」 DAO2019-17 “CCO for Arsenic and Arsenic Compounds”
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 肥料</li> <li>• 殺虫剤および木材防腐剤</li> <li>• 化学兵器</li> </ul>
規制内容	<p><b>【適用対象者】</b> 輸入者、流通者、製造者、加工事業者、産業用使用者、輸送者、処分施設、研究施設</p> <p><b>【要件および手続き】</b> 以下の要件および手続きが、ヒ素およびヒ素化合物の輸入、製造または流通を行う個人あるいは企業体、ならびに許可された使用者に課せられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>登録および許可</u> : 以下に該当する者は、登録書式（付表 A）に必要事項を記入し、EMB に提出して登録を行うこと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 新規で輸入、製造、流通および産業用使用を行う個人または企業体</li> <li>- 輸入、製造、流通および産業用使用を行う、既存の PCL 遵守証明書を取得している個人または企業体（※申請は、本行政命令の施行日から 30 営業日の間で行うこと。）</li> <li>- ヒ素含有廃棄物の輸送、リサイクル、処理、保管および廃棄に従事する個人または企業体</li> </ul> </li> <li>• <u>情報要件</u> : ヒ素またはヒ素化合物を輸入する個人または企業体は、輸入日の最低 30 営業日前までに申請書（付表 B）に記入し、EMB より輸入クリアランスを取得しなければならない。輸入クリアランスの有効期限は、6 ヶ月間である。</li> <li>• <u>要求書類</u> : 上記の登録および輸入クリアランス（輸入クリアランスの更新も含む）の申請者は、申請時に以下の書類も提出すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 有害廃棄物排出者 ID や排出許可書、操業許可書、環境遵守証明書（ECC）などの環境許可書の写し</li> <li>- 証券取引委員会または貿易産業省（DTI）の登録書の写し</li> <li>- 営業許可書の写し</li> </ul> </li> </ul>

法令名	2019年行政命令第17号「ヒ素およびヒ素化合物に関する化学品管理令」 DAO2019-17 “CCO for Arsenic and Arsenic Compounds”
	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 製造企業から入手した安全性データシート（SDS）の写し</li> <li>- ヒ素およびヒ素化合物管理計画書（付表C参照）</li> <li>- 緊急時対応計画書</li> <li>- 保管施設の写真</li> <li>- 損害賠償責任の公正証書</li> <li>- 公害管理者（PCO）認定証の写し</li> <li>- 最新の自己モニタリング報告書</li> </ul> <p>• <u>ラベル表示</u>：</p> <p>GHSに関する規定を定めた「2015年DENR行政命令第009号」および「2015年EMB覚書回覧第011号」のラベル要件を遵守すること。また、廃棄物へのラベル表示は、有害廃棄物管理の手順と基準を定めた「2013年DENR行政命令第22号」に準拠すること。</p> <p>その他、製造、トレーニング、取り扱い、保管、輸送、処理、処理施設、代替および段階的廃止計画に関する規定が定められている。また、本行政命令に基づき、環境天然資源省が入手した記録、報告書または情報については、1990年共和国法第6969号のセクション12に則り公開される（組成成分や生産方法、生産プロセス、流通網などの企業秘密情報（CBI）は開示されない）。</p> <p>本規定に違反した場合、1992年DENR行政命令第29号のセクション41および43に基づく行政処分および刑事制裁、ならびに2005年DENR覚書回覧第003号に規定の罰金が科せられる。</p>

法令名	2019年行政命令第20号「水銀および水銀化合物に関する化学品管理令」 DAO2019-20 “CCO for Mercury and Mercury Compounds”
URL	<a href="http://chemical.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2019/11/DAO201920MERCURY.pdf">http://chemical.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2019/11/DAO201920MERCURY.pdf</a>
目的	水銀および水銀含有製品のライフサイクル全般（輸入、製造、輸送、取扱、保管、処分）に関する管理要件を規定すること
所轄官庁	• 環境天然資源省（DENR）
規制対象物質	水銀および水銀化合物

法令名	2019 年行政命令第 20 号「水銀および水銀化合物に関する化学品管理令」 DAO2019-20 “CCO for Mercury and Mercury Compounds”
規制内容	<p>【適用対象者】</p> <p>水銀および水銀含有製品の輸入者、流通者、製造者、産業利用者、研究施設廃棄物輸送者および処理保管処分施設</p> <p>【使用禁止用途】</p> <p>零細小規模金採掘（ASGM）、ならびに、その他の関連事業および 2012 年大統領令第 79 号「フィリピン国内での鉱業産業政策および環境保護に関する法令文書」で規制される鉱業事業において、水銀、水銀化合物および水銀含有製品の使用は禁止される。</p> <p>【段階的廃止スケジュール】</p> <p>水銀含有製品の輸入、製造、使用、流通および保管については、本行政命令の付属書 1 に則り段階的に廃絶する。対象製品は以下のとおりで、いずれも 2022 年から禁止となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 電池（ただし、水銀含有量 2%未満のボタン形亜鉛酸化銀電池および水銀含有量 2%未満のボタン形空気亜鉛電池を除く）</li> <li>• スイッチおよび継電器（ただし、極めて高い正確さの容量および損失を測定するブリッジならびに監視および制御のための装置に用いる高周波無線周波数のスイッチおよび継電器であって、ブリッジ、スイッチまたは継電器当たりの水銀含有量が最大 20mg のものを除く）</li> <li>• 発光管当たりの水銀含有量が 5mg を超える 30 W 以下の一般的な照明用のコンパクト蛍光ランプ（CFLs）</li> <li>• 以下の条件を満たす一般的な照明用の直管蛍光ランプ（LFLs） <ul style="list-style-type: none"> <li>- 電球当たりの水銀含有量が 5 mg を超える 60 W 未満の三波長形蛍光体を使用したもの</li> <li>- 電球当たりの水銀含有量が 10 mg を超える 40 W 以下のハロリン酸系蛍光体を使用したもの</li> <li>- 一般的な照明用の高圧水銀蒸気ランプ（HPMV）</li> <li>- 次のものに該当する電子ディスプレイ用の冷陰極蛍光ランプ（CCFL）および外部電極蛍光ランプ（EEFL）</li> <li>- 電球当たりの水銀含有量が 3.5 mg を超え、および長さが 500 mm 以下のもの</li> <li>- 電球当たりの水銀含有量が 5 mg を超え、および長さが 500 mm 超</li> </ul> </li> </ul>



法令名	2019年行政命令第20号「水銀および水銀化合物に関する化学品管理令」 DAO2019-20 “CCO for Mercury and Mercury Compounds”										
	<p>1500 mm 以下のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 電球当たりの水銀含有量が 13 mg を超え、および長さが 1500 mm 超のもの</li> <li>• 化粧品（水銀含有量が一質量百万分率を超えるもの）。肌の美白用せっけんおよびクリーを含むが、水銀を保存剤として使用する場合において効果的かつ安全な代替の保存剤が利用可能でないときは、眼の周囲の化粧品を含まない。</li> <li>• 駆除剤、殺生物剤および局所消毒剤</li> <li>• 気圧計、湿度計、圧力計、温度計、血圧計などの非電気式の計測器（水銀を含まない適当な代替製品が利用可能でない場合において、大規模な装置に取り付けられたものまたは高精密度の測定に使用されるものを除く）</li> </ul> <p>なお、「歯科用アマルガム」については、保健省が制定した別法令にもとづき段階的廃絶が実施される。</p> <p><b>【許可の取得】</b></p> <p>水銀、水銀化合物および水銀含有製品の輸入者、製造者、流通者、保管者、使用者は、DENR に登録すること（登録は EMB を通じて行うこと）。さらに、水銀含有製品の輸入者の場合には、製品毎に以下のとおり各所管当局からの許可も必要である。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">製品</th> <th style="width: 50%;">所管当局</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>照明、電池、継電器、スイッチ</td> <td>産業省 フィリピン規格局</td> </tr> <tr> <td>化粧品</td> <td>保健省 化粧品規制・研究センター</td> </tr> <tr> <td>歯科用アマルガム</td> <td>保健省 デバイス規制・放射線健康研究センター</td> </tr> <tr> <td>農薬、殺虫剤</td> <td>農業省 肥料・農薬局</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記に挙がっていない水銀含有製品、または水銀および水銀化合物を輸入する場合には、本行政命令の輸入許可要件を順守しなければならない。許可申請書式は付属書 4 を参照。</p> <p><b>【ラベル要件】</b></p> <p>水銀、水銀化合物および水銀含有製品を入れている容器には、GHS に関する</p>	製品	所管当局	照明、電池、継電器、スイッチ	産業省 フィリピン規格局	化粧品	保健省 化粧品規制・研究センター	歯科用アマルガム	保健省 デバイス規制・放射線健康研究センター	農薬、殺虫剤	農業省 肥料・農薬局
製品	所管当局										
照明、電池、継電器、スイッチ	産業省 フィリピン規格局										
化粧品	保健省 化粧品規制・研究センター										
歯科用アマルガム	保健省 デバイス規制・放射線健康研究センター										
農薬、殺虫剤	農業省 肥料・農薬局										

法令名	2019年行政命令第20号「水銀および水銀化合物に関する化学品管理令」 DAO2019-20 “CCO for Mercury and Mercury Compounds”
	規定を定めた「2015年DENR行政命令第009号」の規定に従ったラベルを貼付しなければならない。一方で、水銀が付着した廃棄物や水銀混入廃棄物については、有害廃棄物管理の手順と基準を定めた「2013年DENR行政命令第22号」に従った適切なラベル貼付を行うこと。

## 運用状況

EMB は 2019 年 11 月 20 日、「PICCS Tool」と名付けられた既存化学物質に関する新たなオンライン・ツールを公開した。本ツールは、PICCS に掲載されている物質の各種許認可の取得を支援するものである。利用者は専用システムにログインし、必要事項（化学品名称、CAS 番号）を記入することで、必要となる許認可の種類が明示される。

本ツールを利用するためには、EMB が所管する「オンライン許可および監視システム（OPMS : Online Permitting and Monitoring System）」<sup>58</sup>上でアカウント登録を行い、承認される必要がある（ただし、アカウント発行にはフィリピン国内での個人 ID や会社 ID が必要となるため、国外事業者の利用は現状難しいと思われる）。アカウントが無事に発行された後に、OPMS にログインし、「PICCS Tool」と記載された部分をクリックし、化学品の情報を入力することで、必要な許認可の種類が明示されるという仕組みである。

EMB は 2016 年に公布した EMB 覚書回覧第 11 号ですでに、地方局に対する法令の実施の徹底がなされており、EMB の各地方局長に対して、CCO に基づく登録と輸入許可や SQI の認可の実施を徹底するよう指示している。また、EMB は 2019 年に、本覚書回覧を改正し、EMB 地方局に PICCS 認証の発行権限を復活させる法案を発表している。2014 年 EMB 覚書回覧第 001 号にて、PICCS に収載の化学物質に対してはクリアランスの取得が必要なく、EMB 覚書回覧第 11 号で PICCS 認証の発行を禁止していたが、税関局（BOC）が公布した 2018 年 BOC 覚書回覧第 228 号<sup>59</sup>にて、化学品の輸入検査がより厳しくなり、輸入者などからの PICCS 認証の発行の要請が数多く寄せられたため、これに応える法案とされる。

本調査では、化学品の輸出入管理を担当する財務省税関局の環境保護・コンプライアンス課（EPCD）にもヒアリングを実施しており、EPCD は DENR と意見交換などを行うパートナーシップ合意を結んでおり、化学物質管理の協力体制を構築している。例えば、定期的な会議や OPMS などのオンライン・ポータルを通じた情報共有、トレーニングなどを行っている。EPCD は通関時に、化学物質の輸入に必要な書類や許可書などを OPMS へアクセスし確認している。

なお、EMB 当局のウェブサイトでは、所管する化学物質規制における事業者への許可発行数や登録数などの情報・統計データなどは確認できなかった。

## 今後の予定

---

<sup>58</sup> PICCS Tool : <http://opms.emb.gov.ph/>

<sup>59</sup> 2018 年 BOC 覚書回覧第 228 号（2020 年 3 月 2 日アクセス）  
<http://customs.gov.ph/wp-content/uploads/2018/11/cmc-228-2018-Placing-on-Alert-Status-All-Importations-of-Chemicals.pdf>

## 【PICCS に新たな物質を追加する覚書回覧案】

EMB は 2019 年 3 月と 9 月に、PICCS に新たに物質を追加する覚書回覧案を公開した。2019 年 9 月の最新のドラフトでは、前回のドラフトから 6 物質削除され、新たに 4 物質追加し、計 31 物質となっている<sup>60</sup>。PICCS に追加が予定されている 31 物質は以下のとおり。

	CAS 番号	物質名称
1	90028-31-2	<i>Epilobium angustifolium</i> Flower/ Leaf/ Stem extract
2	226708-41-4	Olive Oil Peg-7 Esters
3	71714-29-9	Cellulose, ethyl 2-hydroxyethyl methyl ether
4	1465004-85-6	Cyclopentanol, 1-ethyl-2-(3-methylbutyl)-
5	1447721-00-7	Benzofuran, octahydro-2,6-dimethyl-3a-(1-methylethyl)-
6	69029-86-3	Slags Tellurium
7	54116-08-4	Polyoxyethylene Tridecyl ether sulfonate sodium salt
8	585-07-9	2-Propenoic acid, 2-methyl-, 1-1-dimethylethyl ester
9	7580-85-0	Ethylene glycol mon-tertiary-butyl ether
10	62256-00-2	2-Ethylhexyl 7-Oxabicyclo[4.1.0] Heptane-3-Carboxylate
11	1354201-99-2	Phosphorodithioic acid, O,O-bis(2-methylpropyl) ester, compd. With N,N-dimethylmethanamine (1:1)
12	68609-68-7	1-Hexanol, 2-ethyl-, manuf. Of by-products from, distn. Residues
13	1001320-38-2	Carbamic acid, [(butylthio)thioxomethyl]-, butyl ester
14	39142-36-4	N-Butyoxycarbonyl-O-n-Butyl thiocarbamate
15	53378-52-2	Phosphorothioic acid, O,O-bis(2-methylpropyl) ester, sodium salt
16	86329-09-1	Carbamothioic acid, N-2-propen-1-yl,O-(2-methylpropyl)ester
17	2495-35-4	Benzyl acrylate
18	300711-92-6	Octadecanoic acid, methyl ester, reaction products with 1-(2-hydroxy-2-methylpropoxy)-2,2,6,6-tetramethyl-4-piperidinol
19	1255680-66-0	Amines, bis(C11-14-branched and linear alkyl), 3-[[bis(2-methylpropoxy)phosphinothioyl]thio]-2-methylpropanoates
20	232938-43-1	Benzenesulfonamide, 4-methyl-N-[[[3-[[[4-methylphenyl)sulfonyl]oxy]phenyl]amino]carbonyl]-
21	148324-78-1	Phosphonic acid, P,P'-[(2,4-dihydroxycyclodisiloxane-2,4-diyl)di-3,1-

<sup>60</sup> PICCS に新たに物質を追加する覚書回覧案 (2020 年 3 月 2 日アクセス)  
[http://chemical.emb.gov.ph/?attachment\\_id=505](http://chemical.emb.gov.ph/?attachment_id=505)

	CAS 番号	物質名称
		propanediyl]bis-, P,P'-diethyl ester, sodium salt (1:4), reaction products with silicic acid (H <sub>2</sub> SiO <sub>3</sub> ) sodium salt (1:2)
22	35674-65-8	Urea, N,N''-1,3-propanediylbis[N'-octadecyl-
23	21944-98-9	(Z)-4-dodecenal
24	646-25-3	Decamethylenediamine
25	155090-83-8	Benzenesulfonic acid, ethenyl-, homopolymer, compd. with 2,3-dihydrothieno[3,4-b]-1,4-dioxin homopolymer
26	39072-70-3	N, N''-hexane-1,6-diylbis[N'-benzylurea]
27	9051-51-8	2'2-Oxydiethanol, propoxylated
28	25084-89-3	Formaldehyde, Polymer with Benzenamine and Methyloxirane
29	690-39-1	1,1,1,3,3,3-Hexafluoropropane
30	1314-61-0	Tantalum Oxide
31	12060-00-3	Lead Titanium Oxide

2020年2月末現在、本ドラフトは EMB 長官の承認待ちであり、2020年中に公布することを希望している<sup>61</sup>。

### 【PCL 第3版】

2018年5月に「PCL 第3版に関する行政命令案」<sup>62</sup>が公開され、現在も審議が行われている。PCL 第2版には48物質が掲載されているが、今回の行政命令案では92物質が収載され、約2倍に増加する予定である。新たに PCL に収載されている物質として、例えば以下のものがある

- アセトン
- アズビスイソブチロニトリル
- カーボンブラック
- 亜塩素酸ナトリウム（40% 超）
- トルエン
- 硫酸亜鉛

PCL に掲載された物質の「輸入－流通者」、「輸入－使用－製造者」、「使用－製造者」は、

<sup>61</sup> 本調査で実施した現地ヒアリング調査結果より

<sup>62</sup> 優先化学品リスト第3版に関する行政命令案（2020年3月2日アクセス）

[http://chemical.emb.gov.ph/?attachment\\_id=408](http://chemical.emb.gov.ph/?attachment_id=408)

オンライン上にて PCL 順守証明を取得しなければならない。取得に際して必要な書類としては、SDS、輸入データ（輸入者の場合）、化学品管理計画（作業場における保管、取り扱い、処分、輸送、労働安全、環境管理について）、使用者／顧客のリスト（輸入者および流通者の場合）、地下水／表層水のモニタリング結果（使用者および製造者の場合）などが挙げられている。

本ドラフトにより新たに追加される物質の選定基準などに対して意見が寄せられたため、2020年2月末現在も選定基準に関して再度審議されているという<sup>63</sup>。基準項目としては、有害性に加え、暴露危険性（リスク評価）、産業界での使用量、流通量、使用用途などの基準が挙げられる。今後は、PCL 第3版の最終案を作成した後、パブリックコンサルテーションを実施し、EMB のウェブサイトで法案を公開し、意見募集を行う予定である。

### 【六価クロムおよびカドミウムを規制する CCO】

2020年2月末現在、六価クロムおよびカドミウムを規制する CCO 案が審議されている。それぞれの概要は以下のとおりである。

#### 六価クロム：

法案<sup>64</sup>では、六価クロムの輸入者、流通者、製造者、加工事業者、産業用使用者、処理事業者など幅広い関係者が適用対象に指定されている。規制対象製品については、以下の製造における六価クロムおよび六価クロム化合物の使用を厳しく制限すると規定している。ただし、対象となる製品は以下には限定されない。

- 顔料
- インク
- 繊維染料
- 革なめし
- 電子機器／電気メッキ
- 防護被膜および塗料
- 実験室での検査および分析
- ステンレス鋼
- 研究・開発

<sup>63</sup> 本調査で実施した現地ヒアリング調査結果より

<sup>64</sup> 六価クロムおよび六価クロム化合物に関する化学品管理令案（2020年3月2日アクセス）

[http://chemical.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2019/03/REVISED\\_DRAFT\\_DAO\\_CR6\\_02282019.pdf](http://chemical.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2019/03/REVISED_DRAFT_DAO_CR6_02282019.pdf)

六価クロムおよび六価クロム化合物の取り扱いにおいては登録が必要となる。登録書は本ドラフトの付属書 A にしたがって作成し、OPMS を通じて提出することが求められる。さらに輸入者については、本ドラフトの付属書 B にしたがって作成した輸入許可書を、同じく OPMS を通じて申請しなければならない。申請は 6 ヶ月毎の間隔を置き、有効期限の 30 日前までには申請する必要がある。

このほか、六価クロムおよび六価クロム化合物の管理が適正に行われることを保証するために、付属書 C に基づく管理計画書を作成し、提出しなければならない。管理計画書には会社情報に加えて、取り扱いに関する情報（輸送、保管、処分など）を記載し、さらに SDS を添付する必要がある。

### カドミウム：

2018 年 10 月末、カドミウムおよびカドミウム化合物に関する化学品管理令案<sup>65</sup>が公開され、意見募集が実施された。カドミウム化合物とは、本ドラフトの付属書 A に記載されている以下の 7 物質である（PICCS 収載済み）。

カドミウムおよびカドミウム化合物	
2223-93-0	Octadecanoic acid, Cadmium salt
10325-94-7	Cadmium Nitrate / Nitric acid, Cadmium salt
10022-68-1	Cadmium Nitrate, Tetrahydrate / Nitric acid, Cadmium salt, Tetrahydrate
7440-43-9	Cadmium / Cadmium blue
10325-94-7	Cadmium Nitrate / Nitric acid, Cadmium salt
7790-84-3	Cadmium Sulfate, Hydrate / Sulfuric acid, Cadmium salt (1:1), hydrate (3:8)
1306-23-6	Cadmium Sulfide / Cadmium Yellow

カドミウムおよびカドミウム化合物を製造、輸入、流通、使用する者は登録を行わなければならない。また、これらの対象者は、カドミウムによる人や環境へのリスクを軽減することを保証するために、「カドミウム管理計画」を作成し、当局に提出しなければならない。カドミウム管理計画には以下の情報を記載すること。

- 健康安全計画（緊急時対応計画を含む）
- 保管管理計画（安全な保管手順、インベントリ管理、保管取り扱い器具を含む）

<sup>65</sup> カドミウムおよびカドミウム化合物に関する化学品管理令案（2020 年 3 月 2 日アクセス）  
[http://chemical.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2019/03/Draft\\_Cadmium\\_Aug22.pdf](http://chemical.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2019/03/Draft_Cadmium_Aug22.pdf)

- カドミウム管理に関するトレーニング計画
- 段階的廃止および代替計画（利用可能な代替物質の導入スケジュールを含む）

その他、四半期毎の自己監視報告書（SMR：Self-Monitoring Report）の提出や GHS に従った SDS が常に関係者が閲覧できるようにすること、公害管理者（PCO）の設置要件が規定されている。

## その他

### 【GHS】

環境天然資源省（DENR）が所管する GHS は、2015 年 DENR 行政命令第 09 号「GHS の実施のための SDS 作成および有害化学物質の表示要件に関する規則および手続き」<sup>66</sup>で定められており、GHS 適用の実施スケジュール（当初の予定）は以下のとおりであった（実施ガイドラインなどの公布が遅れており、実際はスケジュールどおりには施行されていない）。

化学品	施行
CCO の適用対象である単一の物質および化合物、ならびに PCL に当初掲載された化学品	2016 年
大量化学品（HVCs：High Volume Chemicals）	2017 年
国際航空運送協会（IATA）および国際海上危険物規程（IMDG）の危険物リストに掲載された有害化学品	2018 年
混合物	2019 年

例えば、大量化学品への GHS 実施に関するガイドラインを定める法令（2017 年 EMB 覚書回覧第 10 号）<sup>67</sup>は 2017 年 11 月 28 日に制定された。本覚書回覧では、大量化学品の定義や具体的な化学品名称、および GHS 対応のための詳細を規定している。大量化学品とは、「既に商用化されており、かつフィリピン国内で年間に 500 トン以上、製造、輸入、または使用されている化学品および化学物質」と定義され、その量的側面から、人体や環境暴露に

<sup>66</sup> 2015 年 DENR 行政命令第 09 号（2020 年 3 月 2 日アクセス）

<http://chemical.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2017/03/DAO-2015-09-Implementation-of-GHS.pdf>

<sup>67</sup> 2017 年 EMB 覚書回覧第 10 号（2020 年 3 月 2 日アクセス）

[http://chemical.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2017/12/MC-2017-010\\_GUIDELINES-IN-THE-IMPLEMENTATION-OF-GHS-CLASSIFICATION-AND-LABELLING-REQUIREMENTS-FOR-HVCs.pdf](http://chemical.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2017/12/MC-2017-010_GUIDELINES-IN-THE-IMPLEMENTATION-OF-GHS-CLASSIFICATION-AND-LABELLING-REQUIREMENTS-FOR-HVCs.pdf)



ついて大きな潜在的影響があるものと見なされる（産業用用途のみを対象とし、医薬品、化粧品、食品、殺虫剤の製造に使用される化学物質は対象外である）。付属書には 232 の物質が大量化学品として指定されており、それぞれの化学品名称、IUPAC 名、CAS 番号が示されている。

すべての大量化学品は以下の基準にもとづき評価され、GHS 有害性基準のもとで分類されている。

- 急性毒性
- 慢性毒性
- 発達毒性
- 生殖毒性
- 変異原性
- 水生毒性
- 生物蓄積性、残留性および非分解性などの環境動態

大量化学品に指定されたすべての化学品は、2015 年 DENR 行政命令第 09 号にもとづき、GHS に従った適切なラベルおよび SDS が必要となる。

さらに、2019 年 9 月には、「国際航空運送協会 (IATA) および国際海上危険物規程 (IMDG) の危険物リストに掲載された化学品への GHS 分類およびラベル貼付の実施のガイドラインに関する覚書回覧案」<sup>68</sup>が公開された。

規制対象となる化学物質については、そのライフサイクル全体を通して、2015 年 DENR 行政命令第 09 号にもとづく適切なラベル貼付と SDS 作成が必要となる。対象化学物質の輸入者は、SDS の提出および容器・包装へのラベル貼付を、輸入する化学物質のサプライヤーに要求しなければならない。一方で、化学物質の製造者は、自社で製造した化学物質の有害性分類および SDS 作成を実施しなければならない。また、輸送者、取扱業者、使用者に対して、SDS とラベルを提供することも製造者の義務となる。

なお、規制対象物質は IATA と IMDG が定める有害化学品だが、本ドラフトが正式に制定された場合には、その付属書に一覧が掲載される見通しであるという。

---

<sup>68</sup> 国際航空運送協会 (IATA) および国際海上危険物規程 (IMDG) の危険物リストに掲載された化学品への GHS 分類およびラベル貼付の実施のガイドラインに関する覚書回覧案 (2020 年 3 月 2 日アクセス)

[http://chemical.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2019/09/MC -IMDG\\_IATA.docx](http://chemical.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2019/09/MC -IMDG_IATA.docx)

## 【制限化学物質】

環境天然資源省（DENR）が管轄する化学物質規制とは別に、内務自治省（DILG）に属するフィリピン国家警察（PNP）が所管する「制限化学物質（Controlled Chemicals）」規制があり、「制限化学物質に関する実施規則（Implementing Rules and Regulations on Controlled Chemicals）」<sup>69</sup>が定められている。本規則は、共和国法第 9516 号により改正された大統領令第 1866 号のセクション 4-C~4-F（制限対象となる化学物質、制限化学物質の保管・取扱い・輸送に際して必要な手続きの合理化、トラック・サービス車両を含む運輸者の認証に関するガイドライン）に即した規定を定めている。対象物質は爆発物または爆発物の原料の製造のために使用され得る化学物質であり、付属書 A で規定される 32 物質で、高リスクと低リスクの 2 種類に分類される。例えば、以下の化学物質が挙げられる。

### 高リスク制限化学物質：

- 硝酸アンモニウム（CAS 番号：6484-52-2）
- 硝酸カルシウム（10124-37-5）
- 過塩素酸マグネシウム（10034-81-8）
- 硝酸ナトリウム（7631-99-4）

### 低リスク制限化学物質：

- アルミニウム粉末（7429-90-5）
- クロム酸バリウム（10294-40-3）
- 硝酸鉄(III)（782-61-8）
- 硫黄粉末（7704-34-9）

制限化学物質は選挙期間中の銃禁止策に伴う化学物質規制の対象となり、さらなる規制がかけられるため、化学業界から反発が出ている。2019 年 6 月には、フィリピン化学工業協会（SPIK）が役所仕事廃絶局（ARTA：Anti-Red Tape Authority）にポジションペーパーを提出し、選挙期間中の銃禁止策に伴う化学物質規制の内容を見直すよう要請した。

フィリピン選挙委員会（Comelec）が選挙期間中の銃使用禁止策を実施しているが、この施策に化学物質規制を伴うことから、すでに規制されている一部の化学物質については追加の規制であり、化学品サプライチェーンに悪影響をおよぼすとして SPIK は反発している。具体的には、化学物質の規制を伴う銃禁止策を定めた Comelec 決議第 10197 号の対象

---

<sup>69</sup> 制限化学物質に関する実施規則（2020 年 3 月 2 日アクセス）

<http://customs.gov.ph/wp-content/uploads/2016/10/cmc-127-2016-Implementing-Rules-Regulations-IRR-on-Controlled-Chemicals.pdf>

化学物質から、すでに PNP による規制を受けている 32 の制限化学物質を除外するよう求めている（例：ラッカー塗料の製造に使用されるニトロセルロースなど）。SPIK は、これらの化学物質は「すでに PNP の許認可要件によりカバーされている」と指摘している。

SPIK は、銃規制に PNP が所管する制限化学物質を含めた過去の事例として、2018 年のバランガイ選挙を挙げ、同期間中に化学産業は数百万ペソの経済的損失、追加費用、機会損失が発生したと説明する。選挙期間中、化学品会社は積荷を引き揚げられなかったため、延滞金および関税保管料として数百万ペソを支払わなければならなかった。また化学品会社の顧客である製造者は、原材料の不足のため生産を縮小または停止せざるを得ず、またトラック業界は原材料と完成品が少ないために仕事が大幅に減ったという。こうした過去の経験に基づき SPIK は、銃禁止策に PNP の制限物質を含めることで、短期間のうちに国で 3 番目に大きい化学産業に影響を与え、1 日あたり数百万ペソの機会損失が発生すると結論づける。さらに「既存の規制に別の規制を追加すると、『ビジネスのしやすさ法』として知られる『ビジネス環境改善法（共和国法第 11032 号）』の目的にも反する可能性がある」とも付け加えた。また、銃禁止策における最も重大な問題は、選挙期間中に無認可の銃器が犯罪者の手に拡散することであると指摘した。

## 2.3 PRTR

フィリピンには、化学物質排出移動量届出制度（PRTR）に対応する法令は定められておらず、本調査の一環で行った環境管理局（EMB）へのヒアリングにおいても、法案策定等の情報は得られなかった。

PRTR に類似した制度として、フィリピンでは「自主監視報告制度（SMR 制度：Self-Monitoring Report System）」が導入されている。EMB が境経営や保護の担当能力強化、および産業界の環境保護への取組状況に関する情報開示の強化を目的として実施したプロジェクト「Strengthening Environmental Enforcement and Compliance Capacity Technical Assistance Project」の一環として、2003年7月4日に、行政命令第27号<sup>70</sup>が制定され、改訂版 SMR 制度を遵守監視制度の一部として採用された。また、2003年 EMB 覚書回覧第008号<sup>71</sup>が公布され、具体的な報告項目や様式、手続きの詳細などの参照マニュアルが定められた。

SMR 制度の目的は、SMR の提出に対する企業の積極性を促し、企業の自主的管理を向上させることである。そのため、提出された SMR については規制遵守状況の確認に用いられるが、その結果を利用した何らかの評価は実施されていない。

2003年 DENR 行政命令第27号および2003年 EMB 覚書回覧第008号の概要は、以下のとおりである<sup>72</sup>。

法令名	2003年DENR行政命令第27号「自主監視報告の作成提出」 DAO2003-27 Amending DAO 26, DAO 29 and DAO 2000-81 among others on the Preparation and Submission of Self-Monitoring Report
URL	<a href="http://water.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2016/07/DAO-2003-27.pdf">http://water.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2016/07/DAO-2003-27.pdf</a>
目的	SMR制度の目的： <ul style="list-style-type: none"> <li>事業者が環境基準の遵守状況を自主的に表明できるようにすること。</li> <li>EMBが事業者の環境基準の遵守状況を確認できるようにすること。</li> </ul>
所轄官庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境天然資源省（DENR）</li> </ul>
規制対象	2003年EMB覚書回覧第008号の参照マニュアルに記載の報告項目に該当する法令等で規制されている物質

<sup>70</sup> 2003年行政命令第27号（2020年3月5日アクセス）

<http://water.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2016/07/DAO-2003-27.pdf>

<sup>71</sup> 2003年 EMB 覚書回覧第008号（2020年3月5日アクセス）

<http://pepp.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2016/06/SMR-DAO-2003-27.pdf>

<sup>72</sup> NITE（2017）アジア諸国等の化学物質管理制度等に関する調査報告書ーフィリピン 参照

<https://www.nite.go.jp/data/000085430.pdf>（2020年3月4日アクセス）

法令名	2003年DENR行政命令第27号「自主監視報告の作成提出」 DAO2003-27 Amending DAO 26, DAO 29 and DAO 2000-81 among others on the Preparation and Submission of Self-Monitoring Report
物質	
規制内容	<p>【対象業種（第3条）】</p> <p>1992年DENR行政命令第26号の付表A（汚染監視の求められる業種）および付表B（常時汚染監視が必要とされる事業者）に指定された事業者は、SMRを提出しなければならない。</p> <p>【SMRの提出（第5条）】</p> <p>対象事業者は、SMRを年4回、基準日から15日以内に提出しなければならない。SMRの提出は、書面またはメール等の電子媒体で行うこと。</p> <p>【SMRの評価（第6条）】</p> <p>EMBは15営業日以内に、提出されたSMRを審査しなければならない。</p> <p>【機密性（第7条）】</p> <p>EMBによるSMRの評価後、各SMRは公開されるが、1990年共和国法第6969号に基づく企業の機密情報（CBI）は公開されない。</p>

法令名	2003年 EMB 覚書回覧第 008 号「DAO2003-27 のための参照マニュアル」 EMB MC2003-008 Procedural and Reference Manual for DAO 2003-27
URL	<a href="http://pepp.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2016/06/SMR-DAO-2003-27.pdf">http://pepp.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2016/06/SMR-DAO-2003-27.pdf</a>
目的	2003年 DENR 行政命令第 27 号のための具体的な報告項目や様式、手続きの参照マニュアルを定めること
所轄官庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境管理局（EMB）</li> </ul>
規制対象物質	<p>報告対象物質は、以下の法規制等の規制対象物質である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1990年共和国法第6969号「有毒物質ならびに有害および核廃棄物管理法」</li> <li>1999年共和国法第8749号「大気浄化法」</li> </ul>

法令名	2003年 EMB 覚書回覧第 008 号「DAO2003-27 のための参照マニュアル」 EMB MC2003-008 Procedural and Reference Manual for DAO 2003-27
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 2004 年共和国法第 9275 号「水質浄化法」</li> <li>• 大統領令第 1586 号「環境影響評価システムの創設」</li> </ul>
規制内容	<p><b>【報告事項】</b></p> <p>SMR 制度の趣旨は、企業の環境規制の遵守状況を確認することを目的としているため、環境規制に関するモニタリング結果を報告する必要がある。本参照マニュアルには、報告の項目別のフォーマットが用意されている（下記参照）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• モジュール 1：一般情報</li> <li>• モジュール 2：有毒物質ならびに有害および核廃棄物管理法の遵守状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ モジュール 2A：化学品管理令の報告（CCO Report）に係る事項</li> <li>➤ モジュール 2B：有害廃棄物の排出者に係る事項（廃棄量、保管量、取扱量等）</li> <li>➤ モジュール 2C：有害廃棄物の処理事業者、リサイクル事業者に係る事項（処理量、保管量、未処理量）</li> </ul> </li> <li>• モジュール 3：水質浄化法の遵守状況（排水量、排水濃度、処理コスト等）</li> <li>• モジュール 4：大気浄化法の遵守状況（燃焼量、排気量、排気濃度、処理コスト等）</li> <li>• モジュール 5：一般環境の大気質および水質モニタリング等（事業所周辺濃度等）</li> <li>• モジュール 6：その他 事故等の記録</li> </ul> <p><b>【SMR の評価】</b></p> <p>提出された SMR は以下の観点から評価され、評価の完了した SMR は順次公開される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• SMR を受領した EMB 地方局は、まず SMR の必要事項がすべて入力されているかチェックする。未記入箇所や修正が必要と認められた場合は、SMR は直ちに事業者に差し戻される。EMB は、提出された SMR を 15 営業日以内に審査しなければならないとされている。</li> <li>• 次に、EMR による技術的な評価がなされる。技術評価は、以下の観点で実施されなければならないとされている。</li> </ul>

法令名	2003年 EMB 覚書回覧第 008 号「DAO2003-27 のための参照マニュアル」 EMB MC2003-008 Procedural and Reference Manual for DAO 2003-27
	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 全ての記入情報が要求に合致しているか</li> <li>- 適切な測定単位が示されているか</li> <li>- 全ての記入情報は、データ収集、モデリング、サンプリング、分析の標準的な手法により正確に示されているか</li> <li>- 全ての記入情報について、所見、評価、分析、勧告の観点から整合性が取れているか</li> <li>- 環境基準の要求基準に対応しているか</li> </ul>

前回の調査<sup>73</sup>同様、2003 年の公布以降、改正が行われた、改正案が審議されているなどの情報は確認できず、現在も SMR 制度が運用されているかどうか不明である。EMB の大気質管理課 (Air Quality Management Section) のウェブサイト<sup>74</sup>を確認したが、関連する情報は見当たらなかった。また、大気質管理課の窓口宛 ([aqmsco@emb.gov.ph](mailto:aqmsco@emb.gov.ph)) に確認のメールを送付したが、期日までに回答は得られなかった。

<sup>73</sup> NITE (2017) アジア諸国等の化学物質管理制度等に関する調査報告書  
<https://www.nite.go.jp/data/000085430.pdf>

<sup>74</sup> EMB 大気質管理課 HP (2020 年 3 月 5 日アクセス)  
<https://air.emb.gov.ph/faqs/>

## 2.4 毒物

### 制定の経緯

日本の毒劇法に相当する法令には、1990年共和国法第6969号「有毒物質ならびに有害および核廃棄物管理法」が挙げられ、急性毒性についても対象としている。しかし、毒劇法で規定されている営業者の登録制度、容器等への表示などの規制は「有毒物質ならびに有害および核廃棄物管理法」の下では定められていない。これらの規定に対応する法令としては、大統領令第881号「有害物質のラベル表示、販売および流通を規制する権限を保健省に与える大統領令」<sup>75</sup>が該当すると考えられる。本大統領令の前文には以下のとおり示されている<sup>76</sup>。

「食品・医薬品・化粧品法（共和国法第3720号）は、食品、医薬品および化粧品の基準と品質測定方法を規定しているが、食品、医薬品および化粧品以外にも、公衆の健康と安全に有害な物質が存在する。しかし、フィリピンには有害物質のラベル表示、販売および流通を規制する法律は存在しない。そこで、健康と安全に対する有害性から国民を保護するべく適切な措置を講じる必要があり、本法律が制定された」。

### 現行の法令の内容

大統領令第881号「有害物質のラベル表示、販売および流通を規制する権限を保健省に与える大統領令」の概要は、以下のとおりである<sup>77</sup>。

法令名	大統領令第881号「有害物質のラベル表示、販売および流通を規制する権限を保健省に与える大統領令」 <b>Presidential Decree 881 “Empowering the Secretary of Health to Regulate the Labeling, Sale and Distribution of Hazardous Substances”</b>
URL	<a href="https://ww2.fda.gov.ph/attachments/article/29040/PD%20881%20-%20Household%20Hazardous%20Act.pdf">https://ww2.fda.gov.ph/attachments/article/29040/PD%20881%20-%20Household%20Hazardous%20Act.pdf</a>

<sup>75</sup> 大統領令第881号（2020年3月6日アクセス）

<https://ww2.fda.gov.ph/attachments/article/29040/PD%20881%20-%20Household%20Hazardous%20Act.pdf>

<sup>76</sup> NITE（2017）アジア諸国等の化学物質管理制度等に関する調査報告書—フィリピン 参照  
<https://www.nite.go.jp/data/000085430.pdf>（2020年3月6日アクセス）

<sup>77</sup> 同上



法令名	<p>大統領令第 881 号「有害物質のラベル表示、販売および流通を規制する権限を保健省に与える大統領令」</p> <p><b>Presidential Decree 881 “Empowering the Secretary of Health to Regulate the Labeling, Sale and Distribution of Hazardous Substances”</b></p>
目的	有害物質のラベル表示、販売および流通を規制する権限を保健省に与えること
所轄官庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健省 (DOH)</li> </ul>
規制対象物質	<p>有害物質に関する定義</p> <p><b>【有害物質 (Hazardous Substances)】 (第 1 条(d))</b></p> <p>(A) 有毒、腐食性、刺激性、強感作性、引火性または可燃性、分解や熱等により圧力を生じる、物質または混合物 (習慣または合理的に予測できる子どもによる摂取の結果により相当な傷害または疾病を引き起こす可能性がある場合)</p> <p>(B) 大臣が本法令の規定に従って規則により本項(A)に該当すると認める物質</p> <p>(C) 放射性物質 (公衆の健康のため表示要件に従うことが必要と大臣が規則により定める特定の分類の成形品に使用されるもの、または包装されたもの)</p> <p>ただし、本定義は、食品、医薬品、化粧品、調理・暖房、冷蔵用途の燃料には適用されない。</p> <p><b>【有毒 (Toxic)】 (第 1 条(e))</b></p> <p>経口摂取、吸入または体表からの吸収により、人に傷害、疾病または死亡を引き起こす可能性のある (放射性物質以外の) 物質</p> <p><b>【非常に有毒 (Highly Toxic)】 (第 1 条(f))</b></p> <p>以下のいずれかの影響を与える物質をいう。</p> <p>(1) 50mg/kg bw 以下の経口単回投与により、体重 200 から 300g の 10 匹以上の実験用ホワイトラットのグループの半数以上を 14 日以内に死亡させる</p> <p>(2) 200 体積 ppm 以下の濃度のガスまたは蒸気、または 200mg/L 以下のミストまたはダストを 1 時間以下の連続吸入させたとき、体重 200 から 300g の 10 匹以上の実験用ホワイトラットのグループの半数以上を 14 日以内に死亡させる (物質が合理的に予見できる方法で使用される場合、この濃度に人が遭遇する可能性が高い条件において)</p> <p>(3) 200mg/kg bw 以下を投与した場合、または 24 時間以下にわたり裸の皮膚に連続的に接触させた場合に、10 匹以上のウサギのグループの半数以上を 14 日以内に死亡させる。</p>

法令名	<p>大統領令第 881 号「有害物質のラベル表示、販売および流通を規制する権限を保健省に与える大統領令」</p> <p>Presidential Decree 881 “Empowering the Secretary of Health to Regulate the Labeling, Sale and Distribution of Hazardous Substances”</p>
	<p>【虚偽表示有害物質 (Misbranded hazardous substance)】(第 1 条(n))</p> <p>家庭で(特に子どもが)使用することを目的としたまたはそのために適した包装をされた有害物質であって、<u>以下に示す表示項目・要件、または大臣が規則により定める表示・包装要件に違反しているもの</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 製造者、包装者、販売者指名および所在地</li> <li>(2) 化学物質の一般名称、通称</li> <li>(3) 引火性物質には「危険 (DANGER)」と表示</li> <li>(4) その他の有害化学物質には、「警告 (WARNING)」あるいは「注意 (CAUTION)」と表示</li> <li>(5) 引火性、蒸気が有害、やけどをおこす、皮膚から吸収される、等の有害性を示す簡潔な記述、他全 10 項目</li> </ol> <p>【禁止有害物質 (Banned hazardous substance)】(第 1 条(o))</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 子どもが使用するあらゆる玩具またはその他の成形品であってそれ自体有害であるか、人体に有害な物質を含むまたは保持するもの、または(2) 家庭で使用することを目的とした、または家庭での使用に適した形態で包装されたあらゆる有害物質であって、<u>大臣が規則において「禁止有害物質」と指定するもの</u></li> </ol>
規制内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 規制当局は、大臣の承認の下、本法令の実施規則を策定する。大臣は、本規則の適用対象範囲と適用除外を定めることができる。これらの規則に違反した商品は「虚偽表示有害物質」とみなされる (第2条)</li> <li>• 虚偽表示有害物質および禁止有害物質が販売された場合、通常の手続きに従って、没収される (第3条(a))</li> <li>• 本法令の適用対象となる品目は、1977年行政命令第312号「家庭用有害物質」<sup>78</sup>に5つのカテゴリーに分けて定められている。 <ol style="list-style-type: none"> <li>I. 石油蒸留物を含む製品</li> <li>II. 光沢剤・ワックス</li> <li>III. 洗剤</li> </ol> </li> </ul>

<sup>78</sup> 1977 年行政命令第 312 号 (2020 年 3 月 6 日アクセス)

<https://ww2.fda.gov/ph/attachments/article/17223/ao%20312%20s%201977.pdf>

法令名	<p>大統領令第 881 号「有害物質のラベル表示、販売および流通を規制する権限を保健省に与える大統領令」</p> <p>Presidential Decree 881 “Empowering the Secretary of Health to Regulate the Labeling, Sale and Distribution of Hazardous Substances”</p>
	<p>IV. DIY・趣味用品</p> <p>V. 園芸用品</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>適用除外範囲は、1979年行政命令第39号に定められている（具体的な品目は、家庭の園芸用の肥料および農薬）。</li> <li>本法令の実施規則は、1976年行政命令第303号「有害物質およびその製造者の登録に関する行政命令」<sup>79</sup>に定められている。</li> <li>本法令の第1条(n)に定める表示項目の他、詳細な表示要件が1977年行政命令第311号「有害物質のラベル表示要件」<sup>80</sup>に定められている。</li> </ul> <p>【有害性の判断基準について】</p> <p>ハザードベースで規定されている。非常に有毒（Highly Toxic）に分類される物質の毒性の基準値を日本の毒劇法における判定基準（平成29年2月最終改訂）と比較すると、経口についてはLD<sub>50</sub>が50mg/kg以下（毒物）、経皮についてはLD<sub>50</sub>が200mg/kg以下（毒物）とされており一致する。ただし、吸入の場合は異なっている<sup>81</sup>。</p>

1977 年行政命令第 312 号「家庭用有害物質」の概要は、以下のとおりである。

法令名	<p>1977 年行政命令第 312 号「家庭用有害物質」</p> <p>Administrative Order No. 312 s. 1977 “Household Hazardous Substances”</p>
URL	<a href="https://ww2.fda.gov/ph/attachments/article/17223/ao%20312%20s%201977.pdf">https://ww2.fda.gov/ph/attachments/article/17223/ao%20312%20s%201977.pdf</a>
目的	大統領令第 881 号が定める有害物質の条件を満たす家庭用成形品（household

<sup>79</sup> 1976 年行政命令第 303 号（2020 年 3 月 6 日アクセス）

<https://ww2.fda.gov/ph/attachments/article/17285/ao%20303%20s%201976.pdf>

<sup>80</sup> 1977 年行政命令第 311 号（2020 年 3 月 6 日アクセス）

<https://ww2.fda.gov/ph/attachments/article/17224/ao%20311%20s%201977.pdf>

<sup>81</sup> 厚生労働省（日本）（2020 年 3 月 6 日アクセス）「毒物劇物の判定基準の改定について」

<http://www.nihs.go.jp/law/dokugeki/kijun.pdf>

法令名	1977年行政命令第312号「家庭用有害物質」 Administrative Order No. 312 s. 1977 “Household Hazardous Substances”
	articles) を家庭用有害物質として指定し、カテゴリー毎に分類すること
所轄官庁	• 保健省 (DOH)
規制対象物質	大統領令第 881 号で定義する「有害物質」
規制内容	<p>家庭用有害物質の分類</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. カテゴリーI 石油蒸留物を含有する製品 <ol style="list-style-type: none"> <li>A. タバコ用ライターの液体</li> <li>B. 塗料、ラッカー、ワニス</li> <li>C. 溶剤性塗料、ラッカー・シンナー、石油スピリット</li> <li>D. 灯油、燃料油、石油蒸留物</li> <li>E. テレピン油</li> <li>F. 接着剤</li> <li>G. プラスチック</li> </ol> </li> <li>2. カテゴリーII 研磨剤およびワックス <ol style="list-style-type: none"> <li>A. 家庭用研磨剤およびワックス</li> </ol> </li> <li>3. カテゴリーIII 洗淨剤および合成洗剤 <ol style="list-style-type: none"> <li>A. 漂白剤</li> <li>B. 洗淨剤および特定用途用洗剤または石鹼</li> <li>C. 溶剤（非石油蒸留物）</li> <li>D. 繊維洗淨剤</li> <li>E. 腐食性洗剤（酸性およびアルカリ性）</li> </ol> </li> <li>4. カテゴリーIV DIYおよびホビー品目 <ol style="list-style-type: none"> <li>A. 接着剤およびセメント</li> <li>B. 染料</li> <li>C. インクおよびインクカートリッジ</li> <li>D. Gem Bluer</li> <li>E. 教育資材セットおよびその他の化学用品セット</li> </ol> </li> <li>5. カテゴリーV 庭および家庭用製品 <ol style="list-style-type: none"> <li>A. 肥料</li> <li>B. 農薬、殺虫剤および経済的毒薬物</li> </ol> </li> </ol>

法令名	1977 年行政命令第 312 号「家庭用有害物質」 Administrative Order No. 312 s. 1977 “Household Hazardous Substances”
	C. 室内用消臭剤および防臭剤

## 運用状況

家庭用品規制法の項目を参照。

## 今後の予定

2020 年 2 月に発表された「2019 年行政命令第 0019 号の実施ガイドラインに関する食品医薬品局（FDA）回覧案」（Draft Implementing Guidelines for Administrative Order No. 2019-0019 “Repeal of Administrative Order No. 2015-0038 dated 08 September 2015 Entitled Removing the Requirements of Licensing as Importers, Exporters, Manufacturers, Wholesalers, Distributors, Retailers, or Re-Packers of Those Engaged in Certain Household/Urban Hazardous Substances, and from the Requirement of Prior Registration and/or Notification of Said Products”）<sup>82</sup>は、「家庭／都市有害物質含有指定製品（HUHS）」を規制するための実施細則に当たる文書であり、事業者の義務、対象製品、HUHS の届出、HUHS へのラベル表示などが規定されている。本ドラフトでは、HUHS 製品は以下の 5 つのカテゴリーに再分類され、さらにそれぞれで具体的な品目が記載されている。

- カテゴリーI 新規製品
- カテゴリーII 庭用・家庭用製品
- カテゴリーIII 家庭用洗浄剤、芳香剤、消臭剤
- カテゴリーIV 日曜大工品、ホビーアイテム
- カテゴリーV 玩具および子供用品（TCCA）

上記の分類は、1977 年行政命令第 312 号で定められた分類を改定するものでもあるため、これらのカテゴリーを含む本ドラフトが正式に公布された場合は、1977 年行政命令第 312 号は廃止される<sup>83</sup>。

詳細は「家庭用品規制法」の項目を参照されたい。

<sup>82</sup> 2019 年保健省行政命令第 0019 号の実施ガイドラインに関する食品医薬品局（FDA）回覧案（2020 年 3 月 6 日アクセス）

<https://www2.fda.gov/ph/attachments/article/649418/Draft%20Implementing%20Guidelines%20for%20Administrative%20Order%20No.%202019-0019.pdf>

<sup>83</sup> 本調査で実施した現地ヒアリング調査結果より

## 2.5 労働安全衛生

### 制定の経緯

労働安全関連に対応する法令は、以下のとおりである。

- **1974年大統領令第442号「フィリピン共和国労働規約」**<sup>84</sup>

フェルナンド・マルコス政権下の1974年に米国の基準をモデルとして定められた規約である。2015年に一部廃止および追加されており、条項番号も変更されている。
- **2018年共和国法第11058号「労働安全衛生法」**<sup>85</sup>

2018年8月17日制定。本法は、これまで41年間改正されていなかった労働安全衛生基準を改正するために定められたもので、新たに罰則規定が盛り込まれた（以前は、労働安全衛生基準はあるものの罰則は定められていなかった）。本法が定めるOSH基準の適用対象は、全ての企業、プロジェクト、作業場、経済活動に携わるあらゆる支店・支部にわたり、DOLEの大臣が判断する従業員数、事業の性質、事業に伴うリスクに基づき適切なOSH基準が適用される。
- **2018年DOLE省令第198号「労働安全衛生法の実施規則」**<sup>86</sup>

2018年12月7日公布。労働安全衛生法の実施規則として、雇用者および労働者の義務を定めている。また、OSH関連の基準に違反した場合は、本実施規則に掲げる罰金の一覧表に応じ、違反した基準の条項ごとに罰金が科せられる。その他、適用対象の事業所が策定および実施しなければならないOSHプログラム、OSH委員会の設置、安全管理者（Safety Officer）の指定およびその責任、労働安全関係担当者および施設、労働安全関連の訓練、報告、能力の認定などが含まれる。
- **1978年労働安全衛生基準（OSHS : Occupational Safety and Health Standards）**<sup>87</sup>

労働安全衛生基準（OSHS）は、フィリピン共和国労働規約の第162条に基づき定め

---

<sup>84</sup> 1974年大統領令第442号【2017年版】（2020年3月5日アクセス）

<https://www.dole.gov.ph/wp-content/uploads/2017/11/LaborCodeofthePhilippines20171.pdf>

<sup>85</sup> 2018年共和国法第11058号（2020年3月5日アクセス）

<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2018/08aug/20180817-RA-11058-RRD.pdf>

<sup>86</sup> 2018年DOLE省令第198号（2020年3月5日アクセス）

<http://www.oshc.dole.gov.ph/images/Files/DO-198-Implementing-Rules-and-Regulations-of-Republic-Act-No-11058-An-Act-Strengthening-Compliance-with-Occupational-Safety-and-Health-Standards-and-Providing-Penalties-for-Violations-Thereof.pdf>

<sup>87</sup> 1978年労働安全衛生基準【2020年版】（2020年3月5日アクセス）

<http://www.oshc.dole.gov.ph/images/Files/OSH-Standards-2020-Edition.pdf>

られたものであり、労働者の健康と安全を保障するための法的基盤である。OSHS は、公布する以前に実施されたすべての安全命令を盛り込んだ強制基準の体系であり、行政管理要件、一般安全衛生規則、技術的安全規制、および職場での労働安全衛生の危険を排除または削減するためのその他の措置を含んでいる。2018 年に上位法となる労働安全衛生法およびその実施規則が公布されたため、現在は、これらの法令の下、実施されている。

● **2014 年 DOLE 省令第 136 号「作業場の化学品安全性プログラムにおける GHS の実施のためのガイドライン」**<sup>88</sup>

2014年2月2日公布。フィリピンにおいて産業用化学品を使用するすべての施設は、施行日から1年以内に本省令を遵守しなければならない。本省令では、常に国連 GHS 文書の最新版を参照することが規定されている。対象の産業用化学品とは、以下の何れかの条件に該当するものをいう。

- 小規模であっても化学的処理を実施する
- 製造または生産過程において複数の化学的処理および／または化学品を使用する
- 化学品の保管および取扱いも含まれる
- 化学廃棄物の収集および処分

● **2016 年 DOLE 省令第 154 号「職場でのアスベストの使用および管理に関する安全衛生基準」**<sup>89</sup>

2016年4月21日制定。OSHS の規則 1071.03（基準等の見直しに関する DOLE の義務）および 2000 年 DENR 行政命令第 02 号（アスベストに関する化学品管理令）などに従い、アスベストに関する安全衛生プログラムを策定および実施するためのガイドラインを示すものである

労働安全衛生法の実施規則および労働安全衛生基準などの概要は、次頁より記述する。

---

<sup>88</sup> 2014 年 DOLE 省令第 136 号（2020 年 3 月 5 日アクセス）

[http://www.oshc.dole.gov.ph/images/Files/DO\\_136-14\\_Guidelines\\_for\\_the\\_Implementation\\_of\\_Globally\\_Harmonized\\_System\\_\(GHS\)\\_in\\_Chemical\\_Safety\\_Program\\_in\\_the\\_Workplace.pdf](http://www.oshc.dole.gov.ph/images/Files/DO_136-14_Guidelines_for_the_Implementation_of_Globally_Harmonized_System_(GHS)_in_Chemical_Safety_Program_in_the_Workplace.pdf)

<sup>89</sup> 2016 年 DOLE 省令第 154 号（2020 年 3 月 5 日アクセス）

<http://www.oshc.dole.gov.ph/images/Files/DepartmentOrderNo154.pdf>

## 現行の法令の内容

1974 年大統領令第 442 号「フィリピン共和国労働規約」の概要は以下のとおりである<sup>90</sup>。

法令名	1974年大統領令第442号「フィリピン共和国労働規約」 PD1974-442 The Labor Code of the Philippines
URL	<a href="https://www.dole.gov.ph/wp-content/uploads/2017/11/LaborCodeofthePhilippines20171.pdf">https://www.dole.gov.ph/wp-content/uploads/2017/11/LaborCodeofthePhilippines20171.pdf</a>
目的	労働者の全面的な保護、雇用と人的資源の充実、および社会的公正に基づいた産業平和を実現すること
所轄官庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働雇用省（DOLE）</li> </ul> <p>DOLEは、労働安全衛生に関する法令、政策、プログラムを所管し、施行する権限をもつ唯一の機関である。公認された都市は、各地域の基準に従い、事業所の産業安全の監督を実施することができる。（第171条）</p>
規制対象物質	1978年労働安全衛生基準を参照
規制内容	<p>【基本方針（第3条）】</p> <p>フィリピン国家は、性別、人種または宗教に関係なく、労働者の安全・保護、雇用促進、および労働機会均等の徹底を行い、また、雇用者と被雇用者間の関係に関する規則を定めなければならない。さらに、労働者の自己組織化、団体交渉、借地借家権の安定の権利を保証し、公平且つ人道的な労働条件を保証しなければならない。</p> <p>【安全衛生基準（第168条）】</p> <p>労働雇用省長官は適切な命令により、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>あらゆる職場から労働安全衛生上の危険を排除および軽減するための義務的な労働安全衛生基準を定め、実施しなければならない。</li> <li>あらゆる雇用の場における安全で衛生的な職場環境を保障するための、新規プログラムの策定や既存プログラムの改定を行わなければならない。</li> </ol>

<sup>90</sup> NITE（2017）アジア諸国等の化学物質管理制度等に関する調査報告書ーフィリピン 参照  
<https://www.nite.go.jp/data/000085430.pdf> （2020年3月5日アクセス）



2018 年 DOLE 省令第 198 号「労働安全衛生法の実施規則」の概要は、以下のとおりである。

法令名	2018 年 DOLE 省令第 198 号「労働安全衛生法の実施規則」 DO198-2018 Implementing Rules and Regulations of Republic Act 11058
URL	<a href="http://www.oshc.dole.gov.ph/images/Files/DO-198-Implementing-Rules-and-Regulations-of-Republic-Act-No.-11058-An-Act-Strengthening-Compliance-with-Occupational-Safety-and-Health-Standards-and-Providing-Penalties-for-Violations-Thereof.pdf">http://www.oshc.dole.gov.ph/images/Files/DO-198-Implementing-Rules-and-Regulations-of-Republic-Act-No.-11058-An-Act-Strengthening-Compliance-with-Occupational-Safety-and-Health-Standards-and-Providing-Penalties-for-Violations-Thereof.pdf</a>
目的	労働安全衛生法の規定を円滑に施行するための詳細規則を定めること
所轄官庁	• 労働雇用省 (DOLE)
規制対象物質	1978 年労働安全衛生基準を参照
規制内容	<p><b>【適用対象 (第 2 条)】</b></p> <p>経済活動に関わるあらゆる業務が実施されている全ての企業、プロジェクト、サイト、およびその他の場所を適用対象とし、公的セクターのプロジェクトに従事する外注業者、請負業者も含む。ただし、公的機関 (政府機関や政府系企業、国立大学、地方自治体など) は除く (別途規則があるため)。</p> <p><b>【雇用者の義務 (第 4 条(a)項)】</b></p> <p>業務を監督する雇用者、契約者、外注者は、以下の義務を負う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 労働者に対し、有害性がない雇用場所を提供する。</li> <li>• 全ての労働者に対し、業務の安全性に関する完全な指示、および適切な指導を提供する。</li> <li>• 自らの管理下にある化学的、物理的、生物学的物質および薬剤、ならびに身体的および心理社会的ストレスに、健康に対するリスクが伴わないことを確保する (ただし、適切な予防措置を執った場合)。</li> <li>• 作業場の機器および設備について、可能な限り承認された特定の工業規格および設備のみを利用する。</li> <li>• 労働安全衛生基準 (OSHS) を順守する (訓練、健康診断の提供、ならびに必要な場合には人体保護具や機械保護柵などの予防・安全設備の提供を含む)。</li> <li>• 労働者およびその代表者が、労働安全衛生管理システムの改善のための組織、計画、実施、監視、評価および行動の各プロセスに参加できるよう手配する。</li> <li>• 必要に応じ、緊急事態、火災、事故に対処するための研修や訓練、避難計画</li> </ul>

法令名	2018年 DOLE 省令第 198 号「労働安全衛生法の実施規則」 DO198-2018 Implementing Rules and Regulations of Republic Act 11058																																
	<p>など（応急処置を含む）を決定する措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>OSHS に含まれる全ての報告要件を遵守する。</li> <li>OSHS の規定に従って DOLE に事業所を登録する。</li> </ul> <p>【労働者の義務（第 4 条(b)項）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>労働安全衛生関連プログラムに関する能力開発活動に参加する。</li> <li>安全保護具や設備を適切に使用する。</li> <li>事故や危険な状況を防ぐための指示に従う。</li> <li>緊急時にとるべき一連の対応を遵守する（国や地域の防災訓練への参加を含む）。</li> <li>職場で発見した作業上の危険を報告する。</li> </ul> <p>【罰則（第 29 条）】</p> <p>労働安全衛生関連の基準に違反した雇用主（契約事業者、下請事業者を含む）には、本実施規則に掲げる罰金の一覧表（下表参照）に応じ、違反した基準の条項ごとに 2 万ペソ～5 万ペソの罰金が科せられる（重犯の場合は 50 パーセントの割り増し、また悪質性の高い場合には 10 万ペソの追加の罰金の賦課あり）。さらに、違反によって労働者が死亡し、重傷を負い、または重篤な病気になった場合、10 万ペソの罰金が課されることがある。</p> <table border="1" data-bbox="395 1272 1257 1977"> <tbody> <tr> <td>Registration of establishment to DOLE</td> <td>P20,000.00</td> </tr> <tr> <td>Provision of job safety instruction or orientation prior to work</td> <td>P20,000.00</td> </tr> <tr> <td>Provision of worker's training (first aid, mandatory workers training, mandatory OSH training for safety officers and health personnel)</td> <td>P25,000.00</td> </tr> <tr> <td>Provision of safety signage and devices</td> <td>P30,000.00</td> </tr> <tr> <td>Provision of medical supplies, equipment and facilities</td> <td>P30,000.00</td> </tr> <tr> <td>Submission of reportorial requirements as prescribed by OSH standards</td> <td>P30,000.00</td> </tr> <tr> <td>Provision of safety officer and/or OH personnel</td> <td>P40,000.00</td> </tr> <tr> <td>Provision of certified personnel or professionals required by the OSH standards</td> <td>P40,000.00</td> </tr> <tr> <td>Establishment of a safety and health committee</td> <td>P40,000.00</td> </tr> <tr> <td>Formulation and implementation of a comprehensive safety and health program</td> <td>P40,000.00</td> </tr> <tr> <td>Provision of information on hazards and risk (absence of chemical safety data sheet, no written SOP in materials handling, lifting etc., no permitting system for confined spaces/hot works, no lock-out/tag-out system etc.)</td> <td>P40,000.00</td> </tr> <tr> <td>Provision of sanitary and welfare facilities</td> <td>P40,000.00</td> </tr> <tr> <td>Use of approved or certified devices and equipment for the task</td> <td>P50,000.00</td> </tr> <tr> <td>Provision of PPE or charging of provided PPE to workers</td> <td>P50,000.00</td> </tr> <tr> <td>Compliance with DOLE issued WSO</td> <td>P50,000.00</td> </tr> <tr> <td>Compliance to other OSH standards</td> <td>P40,000.00</td> </tr> </tbody> </table>	Registration of establishment to DOLE	P20,000.00	Provision of job safety instruction or orientation prior to work	P20,000.00	Provision of worker's training (first aid, mandatory workers training, mandatory OSH training for safety officers and health personnel)	P25,000.00	Provision of safety signage and devices	P30,000.00	Provision of medical supplies, equipment and facilities	P30,000.00	Submission of reportorial requirements as prescribed by OSH standards	P30,000.00	Provision of safety officer and/or OH personnel	P40,000.00	Provision of certified personnel or professionals required by the OSH standards	P40,000.00	Establishment of a safety and health committee	P40,000.00	Formulation and implementation of a comprehensive safety and health program	P40,000.00	Provision of information on hazards and risk (absence of chemical safety data sheet, no written SOP in materials handling, lifting etc., no permitting system for confined spaces/hot works, no lock-out/tag-out system etc.)	P40,000.00	Provision of sanitary and welfare facilities	P40,000.00	Use of approved or certified devices and equipment for the task	P50,000.00	Provision of PPE or charging of provided PPE to workers	P50,000.00	Compliance with DOLE issued WSO	P50,000.00	Compliance to other OSH standards	P40,000.00
Registration of establishment to DOLE	P20,000.00																																
Provision of job safety instruction or orientation prior to work	P20,000.00																																
Provision of worker's training (first aid, mandatory workers training, mandatory OSH training for safety officers and health personnel)	P25,000.00																																
Provision of safety signage and devices	P30,000.00																																
Provision of medical supplies, equipment and facilities	P30,000.00																																
Submission of reportorial requirements as prescribed by OSH standards	P30,000.00																																
Provision of safety officer and/or OH personnel	P40,000.00																																
Provision of certified personnel or professionals required by the OSH standards	P40,000.00																																
Establishment of a safety and health committee	P40,000.00																																
Formulation and implementation of a comprehensive safety and health program	P40,000.00																																
Provision of information on hazards and risk (absence of chemical safety data sheet, no written SOP in materials handling, lifting etc., no permitting system for confined spaces/hot works, no lock-out/tag-out system etc.)	P40,000.00																																
Provision of sanitary and welfare facilities	P40,000.00																																
Use of approved or certified devices and equipment for the task	P50,000.00																																
Provision of PPE or charging of provided PPE to workers	P50,000.00																																
Compliance with DOLE issued WSO	P50,000.00																																
Compliance to other OSH standards	P40,000.00																																

法令名	2018年 DOLE 省令第 198 号「労働安全衛生法の実施規則」 DO198-2018 Implementing Rules and Regulations of Republic Act 11058
	その他、適用対象の事業所が策定・実施しなければならない OSH プログラム、OSH 委員会の設置、安全管理者 (SO : Safety Officer) の指定およびその責任、労働安全関係担当者および施設、労働安全関連の訓練、報告、能力の認定などが含まれる。

1978 年労働安全衛生基準の概要は、以下のとおりである<sup>91</sup>。

法令名	1978年労働安全衛生基準 Occupational Safety and Health Standards, 1978
URL	<a href="http://www.oshc.dole.gov.ph/images/Files/OSH-Standards-2020-Edition.pdf">http://www.oshc.dole.gov.ph/images/Files/OSH-Standards-2020-Edition.pdf</a>
目的	安全かつ衛生的な労働環境を通じて、負傷、疾病または死亡の危険から労働者を守ることを目的とした、労働安全衛生に関する強制規則（規則1001）。
所轄官庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働雇用省（DOLE）</li> </ul>
規制対象物質	<p>【労働安全環境管理（規則1070）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大気中浮遊汚染物質に対する暴露限界値（規則1072） 労働者が1日8時間、週計48時間に繰り返し暴露を受けても悪影響を受けない物質の大気中濃度を設定している。 表8：気中浮遊汚染物質 表8a：鉱物ダスト 表8d：発がん性物質</li> </ul> <p>【有害物（Hazardous Materials）（規則1090）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象（規則1091）  可燃性や刺激性等の性質を持つ、または健康に影響を及ぼす固体、液体また</li> </ul>

<sup>91</sup> NITE（2017）アジア諸国等の化学物質管理制度等に関する調査報告書ーフィリピン 参照  
<https://www.nite.go.jp/data/000085430.pdf>（2020年3月5日アクセス）

法令名	<b>1978年労働安全衛生基準</b> <b>Occupational Safety and Health Standards, 1978</b>
	<p>は気体の有害物質</p> <p>【爆発物（規則1140）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 一般規定（規則1141） 爆発物、花火および他の火工品（規則1141.01）</li> </ul>
規制内容	<p>【危険有害物の製造・使用者の義務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 実行可能な場合、有害物質は無害な物質で代用するか、労働者のハザードへの暴露を減らすよう工程を改めなければならない。</li> <li>• 専用の部屋または建物での取扱、密閉系での取扱、有毒ガス排出装置等の使用、汚染物質の濃度が安全限度内に収まるよう換気による調整、のいずれかまたは組合せによる工程管理を行う。</li> <li>• 労働者に個人防護服および保護具を支給し、使用させなければならない。・すべての危険有害物質の入った容器には、有害区分を示す適切なラベルを貼り、適切な取扱手順に従わなければならない。</li> <li>• 作業室の大気は、必要な間隔で、但し年1回以上定期的に検査しなければならない。</li> <li>• 換気・排気設備の定期的な点検・検査。</li> <li>• 有害なダストの堆積を回避し、毒物および刺激物を取扱いまたは製造もしくは使用する所は、床、壁、建物表面、作業台、机および設備を毎日、完全に清掃しなければならない。</li> <li>• 危険有害物を製造、取扱いまたは使用する全ての職場において、適切な警告装置を設置しなければならない。</li> <li>• 刺激物または毒物の漏出は、実行可能な最善の技術的・科学的手段を用いて、できるだけ速く除去しなければならない。</li> <li>• 全ての労働者に対し、各自の作業に関する健康への影響について十分な通知をしなければならない。</li> </ul> <p>【鉛または鉛化合物に関する義務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 鉛物質の在庫は作業室外の専用貯蔵室に保管しなければならない。</li> <li>• 大気中の鉛の許容限界値（TLV）を維持または制御するため、適切に設計された排気システムを採用しなければならない。</li> <li>• つなぎ服、頭部カバー、ゴーグル、グローブ、エプロン、マスクといった適切な保護具および保護衣類を使用しなければならない。</li> </ul>

法令名	<b>1978年労働安全衛生基準</b> <b>Occupational Safety and Health Standards, 1978</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 鉛に暴露する労働者は6カ月ごとに健康診断を受ける。なお、汚染の危険性がより高い場合は、3カ月ごとに実施する。</li> </ul> <p>【爆発物に関する規定】</p> <p>爆発物の製造・取扱・保管は、以下の場合に限り許される：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－認可された場所</li> <li>－他の目的で使用されない建物、ならびに</li> <li>－認可済み予防措置がとられている場合</li> </ul> <p>完成した爆発物を48時間以上貯蔵・保管する建物は、爆発物貯蔵庫（magazine）とされ、一つの爆発物貯蔵庫の最大容量は1万3360 kg（30万ポンド）、もしくは雷管（blasting caps）2000万個とされる。</p> <p>爆発物工場の建設には計画の認可が必要とされ、図面等の要求事項を建物の建築前に統合国家警察（Integrated National Police）に提出しなければならない。なお写しが労働地域局に渡される。</p> <p>【殺虫剤・肥料に関する規定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 殺虫剤・肥料は、その使用において、ハザードへの対処と予防措置について十分な訓練を受けた者のみが取扱い使用しなければならない。</li> <li>• 殺虫剤・肥料を取り扱う者には、本採用前に見習い期間を設け、定期的に健康診断を受けさせなければならない。</li> <li>• シアン化カルシウム等、アルコールに強く反応する殺虫剤・肥料を扱う者は、作業前10時間ならびに作業後12時間は飲酒を控えなければならない。</li> <li>• 全ての殺虫剤</li> <li>• 肥料の容器は、製品情報、使用・保管・処分に関する指示、安全予防措置、応急手当および医師による情報・処置を示すラベルを貼らなければならない。</li> </ul> <p>この他、具体的な取り扱い方法についても規定されている。</p> <p>【立ち入り検査】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 技術的安全立入検査（Technical Safety Inspection）－ボイラー、圧力容器、内燃機関、電気設備、エレベーター、巻上設備およびその他の機械設備の安全性判定のための立入検査。</li> </ul>

法令名	<b>1978年労働安全衛生基準</b> <b>Occupational Safety and Health Standards, 1978</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般安全立入検査 (General Safety Inspection) – 技術上の安全立入検査の対象外の機械の位置や操作を含めた、作業環境や作業空間の妥当性、すなわち換気、照明、作業環境状態、取扱、保管または作業手順、保護設備およびその他の職場における安全および健康ハザードに対する立入検査。</li> </ul>

前回の調査<sup>92</sup>では、OSHS の規則 1072 「大気中浮遊汚染物質に対する暴露限界値」を設定している表 8 : 気中浮遊汚染物質、表 8a : 鉍物ダスト および表 8d : 発がん性物質について確認できなかったと報告されているが、2020 年版の OSHS では明記されているため、次頁より参考までに載せる。

<sup>92</sup> NITE (2017) アジア諸国等の化学物質管理制度等に関する調査報告書  
<https://www.nite.go.jp/data/000085430.pdf> (2020 年 3 月 5 日アクセス)

フィリピン OSHS 「表 8 : 気中浮遊汚染物質」

**TABLE 8  
THRESHOLD LIMIT VALUES FOR AIRBORNE CONTAMINANTS**

Substances	ppm*	Mg/M <sup>3**</sup>
Acetaldehyde.....	200	360
Acetic Acid.....	10	25
Acetic Anhydride.....	5	20
Acetone.....	1,000	2,400
Acetonitrile.....	40	70
Acetylene Dichloride, see 1, 2 Dichloroethylene.....		
Acetylene Tetrabromide.....	1	14
Acrolein.....	0.1	0.25
Acrylamide-Skin.....	-	0.3
Acrylonitrile-Skin.....	20	45
Aldrin-Skin.....	-	0.25
Allyl Alcohol-Skin.....	2	5
Allyl Chloride.....	1	3
Allyl Glycidyl Ether (AGE).....	10	45
Allyl Propyl Disulfide.....	2	18
2 Aminoethanol, see Ethanolamine.....		
2-Aminopyridine.....	0.5	2
Ammonia.....	50	30
Ammonium Sulfanate (Ammate).....	-	15
n-Amyl Acetate.....	100	525
sec-Amyl Acetate.....	125	650
Aniline-Skin.....	5	19
Anisidine (o, p-isomers)-Skin.....	-	0.5
Antimony & Compounds (as Sb).....	-	0.5
ANTU (Alpha Naphthyl Thiourea).....	-	0.3
Arsenic & Compounds (as As).....	-	0.5
Arsine.....	0.05	0.2
Azinphos-Methyl-Skin.....	-	0.2
Barium (Soluble Compounds).....	-	0.5
<sup>c</sup> Benzene (Benzol)-Skin.....	25	80
Benzidine-Skin.....	-	A <sup>1</sup>
p-Benzoquinone, see Quinone.....		
Benzoyl Peroxide.....	-	5
Benzyl Chloride.....	1	5
Beryllium.....	-	0.002
Biphenyl, see Diphenyl.....		
Boron Oxide.....	-	15
<sup>c</sup> Boron Trifluoride.....	1	3
Bromine.....	0.1	0.7
Bromoform-Skin.....	0.5	5
Butadiene (1, 3-Butadiene).....	1,000	2,200
Butanethiol, see Butyl Mercaptan.....		
2-Butanone.....	200	590
2-Butoxy-Ethanol (Butyl Cellosolve)-Skin.....	50	240
n-Butyl Acetate.....	150	710
sec-Butyl Acetate.....	200	950
tert-Butyl Acetate.....	200	950

\*Parts of vapor or gas per million parts of air plus vapor by volume at 25°C and 760 mm. Hg pressure.

\*\*Approximate milligrams of particulate per cubic meter of air.

†Ceiling Value.

<sup>c</sup>Ceiling Value.

Substances	ppm*	Mg/M <sup>3</sup> **
Butyl Alcohol.....	100	300
sec-Butyl Alcohol.....	150	450
tert-Butyl Alcohol.....	100	300
<sup>c</sup> Butylamine-Skin.....	5	15
<sup>c</sup> tert, Butyl Chromate (as CrO <sub>3</sub> )-Skin.....	-	0.1
n-Butyl Glycidyl Ether (BGE).....	50	270
Butyl Mercaptan.....	10	35
p-tert, Butyltoluene.....	10	60
Cadmium (Metal Dust and Soluble Salts).....	-	0.2
<sup>c</sup> Cadmium Oxide Fume as Cd.....	-	0.1
Calcium Arsenate.....	-	1
Calcium Oxide.....	-	5
Camphor (Synthetic).....	2	12
Carbaryl (Sevin)(R).....	-	5
Carbon Black.....	-	3.5
Carbon Dioxide.....	5,000	9,000
Carbon Disulfide-Skin.....	20	60
Carbon Monoxide.....	50	55
Carbon Tetrachloride-Skin.....	10	65
Chlordane-Skin.....	-	0.5
Chlorinated Camphene-Skin.....	-	0.5
Chlorinated Diphenyl Oxide.....	-	0.5
Chlorine.....	1	3
Chlorine Dioxide.....	0.1	0.3
<sup>c</sup> Chlorine Trifluoride.....	1	0.4
<sup>c</sup> Chloroacetaldehyde.....	1	3
a-Chloroacetophenone (Phenacyl-Chloride).....	0.05	0.3
Chloron Benzene (Monochlorobenzene).....	75	350
o-Chlorobenzylidene Malononitrite (OCBM).....	0.5	0.4
Chlorobromomethane.....	200	1,050
2-Chloro-1, 3 Butadiene, see Chloroprene.....		
Chlorodiphenyl (42% Chlorine)-Skin.....	-	1
Chlorodiphenyl (54% Chlorine)-Skin.....	-	0.5
1, Chloro, 2, 3 Epoxypropane, see Epichlorhydrin.....		
2, Chloroethanol, see Ethylene Chlorohydrin.....		
Chloroethylene, see Vinyl Chloride.....		
<sup>c</sup> Chloroform (trichloromethane).....	50	240
1-Chloro-1-Nitropropane.....	20	100
Chloropicrin.....	0.1	0.7
Chloroprene (2-Chloro-1, 3-Butadiene)-Skin.....	25	90
Chromic Acid and Chromates (as CrO <sub>3</sub> ).....	-	0.1
Chromium, Soluble Chromic, Chromus Salts, as Cr....	-	0.5
Metallic & Insoluble Salts.....	-	1
Coal Tar Pitch Volatiles (Benzene Soluble Fraction)(Anthracene, BaP, Phenanthrene, Acridine, Schrysene, Pyrene).....	-	0.2
Cobalt, Metal Fume & Dust.....	-	0.1
Copper Fume.....	-	0.1
Dusts and Mists.....	-	1.0
Cotton Dust (Raw).....	-	1
Crag (R) Herbicide.....	-	15

\*Parts of vapor or gas per million parts of air plus vapor by volume at 25°C and 760 mm. Hg pressure.

\*\*Approximate milligrams of particulate per cubic meter of air.

    Ceiling Value.

<sup>c</sup>Ceiling Value.



Substances	ppm*	Mg/M <sup>3</sup> **
Cresol (All isomers)-Skin.....	5	22
Crotonaldehyde.....	2	6
Cumene-Skin.....	50	245
Cyanide (as CN)-Skin.....	-	5
Cyclohexane.....	300	1,050
Cyclohexanol.....	50	200
Cyclohexanone.....	50	200
Cyclohexone.....	300	1,015
Cyclopentadiene.....	75	200
2, 4-D.....	-	10
DDT-Skin.....	-	1
DDVP-Skin (Dichlovos).....	-	1
Decarborane-Skin.....	0.05	0.3
Demeton (R-Skin).....	-	0.1
Diacetone Alcohol (4-Hydroxy-4 Methyl-2-Pentanone).....	50	240
1, 2 Diaminoethane, Ethylenediamine.....		
Diazomethane.....	0.2	0.4
Diborane.....	0.1	0.1
<sup>c</sup> 1, 2-Dibromo-Ethane-Skin.....	25	190
Dibutyl Phosphate.....	1	5
Dibutylphthalate.....	-	5
<sup>c</sup> 0-Dichlorobenzene.....	50	300
p-Dichlorobenzene.....	75	450
Dichlorodifluoromethane.....	1,000	4,950
1, 3-Dichloro-5, 5-Dimethyl Hydantoin.....	-	0.2
1, 1-Dichloroethane.....	100	400
1, 2-Dichloroethane.....	50	200
1, 2-Dichloroethylene.....	200	790
<sup>c</sup> Dichloroethyl Ether-Skin.....	15	90
Dichloromethane, see Methylenechloride.....		
Dichloromonofluoroethane.....	1,000	4,200
<sup>c</sup> 1, 1-Dichloro-1-nitroethane.....	10	60
1, 2-Dichloropropane, see Propylenedichloride.....		
Dichlorotetrafluoroethane.....	1,000	7,000
Dieldrin-Skin.....	-	0.25
Diethylamine.....	25	75
Diethylamino Ethanol-Skin.....	10	50
Diethylether, see Ethyl Ether.....		
Diisopropylamine-Skin.....	5	20
Difluorodibromomethane.....	100	860
<sup>c</sup> Diglycidyl Ether (DGE).....	0.5	2.8
Dihydroxybenzene, see Hydroquinone.....		
Diisobutyl Ketone.....	50	290
Dimethoxymethane, see Methylal.....		
Dimethyl Acetamide-Skin.....	10	35
Dimethylamine.....	10	18
Dimethylaminobenzene, see Xylidene.....		
Dimethyl 1, 2-Dibromo-2, 2-Dichloroethyl Phospate (Dibrom) (R).....	-	3
2, 6-Dimethyl-4-Heptanone, see Diisobutyl Ketone.....		
1, 1-Dimethylhydrazine-Skin.....	0.5	1

\*Parts of vapor or gas per million parts of air plus vapor by volume at 25°C and 760 mm. Hg pressure.

\*\*Approximate milligrams of particulate per cubic meter of air.

..... Ceiling Value.

<sup>c</sup>..... Ceiling Value.

Substances	ppm*	Mg/M <sup>3</sup> **
Dimethylphthalate.....	-	5
Dimethylsulfate-Skin.....	1	5
Dinitrobenzene (All Isomers)-Skin.....	-	1
Dinitro-o-Cresol-Skin.....	-	0.2
Dinitrotoluene-Skin.....	-	1.5
Dioxane (Diethylene Dioxide)-Skin.....	100	360
Diphenyl.....	0.2	1
Dipropylene Glycol Methyl Ether-Skin.....	100	600
Di-Sec, Octyl Phtalate (Di-2-Ethylhexyphtalate).....	-	5
Endrin-Skin.....	-	0.1
Epichlorhydrin-Skin.....	5	19
EPN-Skin.....	-	0.5
1, 2-Epoxypropane, see Propyleneoxide.....		
2, 3-Epoxy-1 Propanol, see Glycidol.....		
Ethanethiol, see Ethylmercaptan.....		
Ethanolamine.....	3	6
2 Ethoxyethanol-Skin.....	200	740
2 Ethoxyethylacetate (Cellosolve Acetate)-Skin.....	100	540
Ethyl Acetate.....	400	1,400
Ethyl Acrylate-Skin.....	25	100
Ethyl Alcohol (Ethanol).....	1,000	1,900
Ethylamine.....	10	18
Ethyl Sec-Amyl Ketone (5-Methyl-3-Heptanone).....	25	130
<sup>c</sup> Ethyl Benzene.....	100	435
Ethyl Bromide.....	200	890
Ethyl Butyl Ketone (3-Heptanone).....	50	230
Ethyl Chloride.....	1,000	2,600
Ethyl Ether.....	400	1,200
Ethyl Formate.....	100	300
<sup>c</sup> Ethyl Mercaptan.....	10	25
Ethyl Silicate.....	100	850
Ethylene Chlorohydrin-Skin.....	5	16
Ethylenediamine.....	10	25
Ethylene Dibromide, see 1, 2-Dibromo-Ethane.....		
Ethylene Dichloride, see 1, 2-Dichloro-Ethane.....		
<sup>c</sup> Ethylene Glycol Dinitrate-Skin.....	0.2	1.2
<sup>c</sup> Ethylene Glycol Dinitrate &/or Nitroglycerin-Skin.....	0.02	0.1
Ethylene Glycol Monomethyl Ether Acetate, see Methyl Cellosolve Acetate.....		
Ethylene Imine-Skin.....	0.5	1
Ethylene Oxide.....	50	90
Ethylidene Chloride, see 1, 1-Dichloroethane.....		
N-Ethylmorpheline-Skin.....	20	94
Ferbam.....	-	15
Ferrovandium Dust.....	-	1
Fluoride (as F).....	-	2.5
Fluoride.....	0.1	0.2
Fluorotrichloromethane.....	1,000	5,600
<sup>c</sup> Formaldehyde.....	5	6
Formic Acid.....	5	9
Freon 11, see Fluorotrichloromethane.....		

\*Parts of vapor or gas per million parts of air plus vapor by volume at 25°C and 760 mm. Hg pressure.

\*\*Approximate milligrams of particulate per cubic meter of air.

•Ceiling Value.

<sup>c</sup>Ceiling Value.

Substances	ppm*	Mg/M <sup>3**</sup>
Freon 13 B1, see Trifluoromonobromomethane.....		
Freon 21, see Dichloromonofluoromethane.....		
Freon 112, see 1, 1, 2, 2-Tetrachloro-1, 2-Difluoroethane.....		
Freon 113, see 1, 1, 2-Trichloro, 1, 2, 2-Trifluoroethane.....		
Freon 114, see Dichlorotetrafluoroethane.....		
Furtural-Skin.....	5	20
Furiaryl Alcohol.....	50	200
Gasoline.....	-	A <sup>3</sup>
Glycidol (2, 3-Epoxy-1-Propenol).....	50	150
Glycol Monoethyl Ether, see 2-Ethoxy-Ethanol.....		
Guthion, see Azinphoemethyl.....		
Hafnium.....	-	0.5
Heptaclor-Skin.....	-	0.5
Heptane (n-Heptane).....	500	2,000
Hexachloroethane-Skin.....	1	10
Hexachloronaphthalone-Skin.....	-	0.2
Hexane (n-Hexane).....	500	1,800
2-Hexanone.....	100	410
Hexone (Sethyl Isobutyl Ketone).....	100	410
sec-Hexyl Acetate.....	50	300
Hydrazine-Skin.....	1	1.3
Hydrogen Bromide.....	3	10
<sup>c</sup> Hydrogen Chloride.....	5	7
Hydrogen Cyanide-Skin.....	10	11
Hydrogen Fluoride.....	3	2
Hydrogen Peroxide, 90%.....	1	1.4
Hydrogen Selenide.....	0.05	0.2
Hydrogen Sulfide.....	10	15
Hydroquinone.....		2
<sup>c</sup> Iodine.....	0.1	1
Iron Oxide Fume.....	-	10
Isoamyl Acetate.....	100	525
Isoamyl Alcohol.....	100	360
Isobutyl Acetate.....	150	700
Isobutyl Alcohol.....	100	300
Isophorone.....	25	140
Isoprophyl Acetate.....	250	950
Isoprophyl Alcohol.....	400	980
Isoprophylamine.....	5	12
Isoprophylether.....	500	2,100
Isoprophyl Glycidyl Ether (IGE).....	50	240
Ketene.....	0.5	0.9
Lead, Inorganic Compounds, Fumes & Dusts.....	-	0.15
Lead Arsenate.....	-	0.15
Lindane-Skin.....	-	0.5
Lithium Hydride.....	0.25	1
L.P.G. (Liquefied Petroleum Gas).....	1,000	1,800
Magnesium Oxide Fume.....	-	15
Melathion-Skin.....	-	15
Maleic Anhydride.....	0.25	1
<sup>c</sup> Manganese.....	-	5

\*Parts of vapor or gas per million parts of air plus vapor by volume at 25°C and 760 mm. Hg pressure.

\*\*Approximate milligrams of particulate per cubic meter of air.

•Ceiling Value.

<sup>c</sup>Ceiling Value.

Substances	ppm*	Mg/M <sup>3**</sup>
Mercury (Alkyl Compounds)-Skin.....	-	0.01
Mercury (all forms except Alkyl).....	-	0.05
Mesityl Oxide.....	25	100
Methanethiol, see Methyl Mercaptan.....		
Methoxychlor.....	-	15
2-Methoxyethanol, see Methyl Cellosolve.....		
Methyl Acetate.....	200	610
Methyl Acetylene (Propyne).....	1,000	1,650
Methyl Acetylene-Propadiene Mixture (MAPP).....	1,000	1,800
Methyl Acrylate-Skin.....	10	35
Methylal (Dimethoxymethane).....	1,000	3,100
Methyl Alcohol (Methanol).....	200	260
Methyl Amyl Alcohol, see Methyl Isobutyl Carbinol.....		
<sup>c</sup> Methyl Bromide-Skin.....	20	80
Methyl Butyl Ketone, see 2-Hexanone.....		
Methyl Cellosolve-Skin.....	25	80
Methyl Cellosolve Acetate-Skin.....	25	120
<sup>c</sup> Methyl Chloride.....	100	210
Methyl Chloroform.....	350	1,900
Methylamine.....	10	12
Methylcyclohexane.....	500	2,000
Methylcyclohexanol.....	100	470
o-Methylcyclohexanone-Skin.....	100	460
Methyl Ethyl Ketone (MEK), see 2-Butanone.....		
Methyl Formate.....	100	250
Methyl Iodine-Skin.....	5	28
Methyl Isobutyl Carbinol-Skin.....	25	100
Methyl Isobutyl Ketone, see Hexone.....		
Methyl Isocyanate-Skin.....	0.02	0.05
Methyl (n-Amyl) Ketone (2-Heptanone).....	100	465
<sup>c</sup> Methyl Mercaptan.....	10	20
Methyl Methacrylate.....	100	410
Methyl Propyl Ketone, see 2-Pentanone.....		
<sup>c</sup> Methyl Styrene.....	100	480
<sup>c</sup> Methylene Bisphenyl Isocyanate (MDI) (Diphenylmethane Diisocyanate).....	0.02	0.2
Methylene Chloride (Dichloromethane).....	500	1,740
Molybdenum (Soluble Compounds).....	-	5
(Insoluble Compounds).....	-	15
Monomethyl Aniline-Skin.....	2	9
<sup>c</sup> Monomethyl Hydrazine-Skin.....	0.2	0.35
Morpholine-Skin.....	20	70
Naphtha (Cool Tar).....	100	400
Naphtha (Petroleum Distillates).....	500	2,000
Naphthalene.....	10	50
B-Naphthylamine.....	-	A <sup>2</sup>
Nickel Carbonyl.....	0.001	0.007
Nickel, Metal and Soluble Compounds as Ni.....	-	1
Nicotine-Skin.....	-	0.5
Nitric Acid.....	2	5
Nitric Oxide.....	25	30

\*Parts of vapor or gas per million parts of air plus vapor by volume at 25°C and 760 mm. Hg pressure.

\*\*Approximate milligrams of particulate per cubic meter of air.

Ceiling Value.

<sup>c</sup>Ceiling Value.

Substances	ppm*	Mg/M <sup>3</sup> **
p-Nitroaniline-Skin.....	1	6
Nitrobenzene-Skin.....	1	5
p-Nitrochloro-Benzene-Skin.....	-	1
Nitroethane.....	100	310
<sup>c</sup> Nitrogen Dioxide.....	5	9
Nitrogen Trifluoride.....	10	29
<sup>c</sup> Nitroglycerin EGDN-Skin.....	0.2	2
Nitromethane.....	100	250
1-Nitropropane.....	25	90
2-Nitropropane.....	25	90
N-Nitrosodimethyl-Amine (Di-Methyl-Nitrosoamine)-Skin...	-	1
Nitrotoluene-Skin.....	5	30
Nitrotrichloromethane, see Chloropicrin.....		
Octachloronaphthalene-Skin.....	-	0.1
Octane.....	500	2,350
Oil Mist (Mineral).....	-	5
Osmium Tetroxide.....	-	0.002
Oxalic Acid.....	-	1
Oxygen Difluoride.....	0.05	0.1
Ozone.....	0.1	0.2
Parathion-Skin.....	-	0.1
Parquat-Skin.....	-	0.5
Pentaborane.....	0.005	0.01
Pentachloronaphthalene-Skin.....	-	0.5
Pentachlorophenol-Skin.....	-	0.5
Pentane.....	1,000	2,950
2-Pentanone.....	200	700
Perchloroethylene.....	100	670
Perchloromethyl Mercaptan.....	0.1	0.8
Perchloryl Fluoride.....	3	10.5
Phenol-Skin.....	5	10
p-Phenylene Diamine-Skin.....	-	0.1
Phenyl Ether (Vapor).....	1	7
Phenyl Ether-Biphenyl Mixture (Vapor).....	1	7
Phenylethylene, see Styrene.....		
Phenyl Glycidyl Ether (PGE).....	10	62
Phenylhydrazine.....	5	22
Phenothiazine-Skin.....	-	5
Phosdrin (Mavinphos)-Skin.....	-	0.1
Phosgene (Carbonyl Chloride).....	0.1	0.1
Phosphine.....	0.3	0.4
Phosphoric Acid.....	-	1
Phosphorus (Yellow).....	-	0.1
Phosphorus Pentachloride.....	-	1
Phosphorus Pentasulfide.....	-	1
Phosphorus Trichloride.....	0.5	3
Phthalic Anhydride.....	2	12
Picric Acid-Skin.....	-	0.1
Pival (2-Pivalyl-1, 3-Indandione).....	-	0.1
Platinum (Soluble Salts) as Pt.....	-	0.002
Polytetrafluoroethylene Decomposition Products.....	-	A <sup>2</sup>

\*Parts of vapor or gas per million parts of air plus vapor by volume at 25°C and 760 mm. Hg pressure.

\*\*Approximate milligrams of particulate per cubic meter of air.

Ceiling Value.

<sup>c</sup>Ceiling Value.

Substances	ppm*	Mg/M <sup>3</sup> **
Propane.....	1,000	1,800
b-Propiolactone.....		
Propargyl Alcohol-Skin.....	1	A <sup>1</sup>
n-Propyl Acetate.....	200	840
Propyl Alcohol.....	200	500
n-Propyl Nitrate.....	25	110
Propylene Dichloride (1, 2-Dichloropropane).....	75	350
Propylene Imine-Skin.....	2	5
Propylene Oxide.....	100	240
Propyne, see Methyl Acetylene.....		
Pyridine.....	-	5
Quinone.....	5	15
RDX-Skin.....	-	0.4
Rhodium, Metal Fume & Dusts, as RH.....	-	0.1
Ronnel.....	-	10
Rotenone (Commercial).....	-	5
Selenium Cpds (as Se).....	-	0.2
Selenium Hexafluoride.....	0.05	0.4
Silver, Metal & Soluble Cpds.....	-	0.01
Sodium Fluoroacetate (1080)-Skin.....	-	0.05
Sodium Hydroxide.....	-	2
Stibine.....	0.1	0.50
Stoddard Solvent.....	200	1,150
Strychnine.....	-	0.50
Styrene (Phenylethylene).....	100	420
Sulfur Dioxide.....	5	13
Sulfur Hexafluoride.....	1,000	6,000
Sulfuric Acid.....	-	1
Sulfuric Monochloride.....	-	6
Sulfur Pentafluoride.....	0.025	0.25
Sulfuryl Fluoride.....	5	20
Systox, see Demeton.....		
2, 4, 5T.....	-	10
Tantalum.....	-	5
TEDP-Skin.....	-	0.2
Teffon (R) Decomposition Products.....	-	A <sup>2</sup>
Tellurium.....	-	0.1
Tellurium Hexafluoride.....	0.02	0.2
TEPP-Skin.....	-	0.05
<sup>c</sup> Terphenyls.....	-	0.2
1, 1, 1, 2-Tetrachloro-2, 2-Difluoroethane.....	500	4,170
1, 1, 2, 2-Tetrachloro-1, 2-Difluoroethane.....	500	4,170
1, 1, 2, 2-Tetrachloroethane-Skin.....	5	35
Tetrachloroethylene, see Perchloroethylene.....		
Tetrachloromethane, see Carbon Tetrachloride.....		
Tetrachloronaphthalene-Skin.....	-	2
Tetraethyl Lead (as Ph)-Skin.....	-	0.075
Tetrahydrofuran.....	200	590
Tetramethyl Lead (TML) (as Lead)-Skin.....	-	0.07
Tetramethyl Succinonitrile-Skin.....	0.5	3

\*Parts of vapor or gas per million parts of air plus vapor by volume at 25°C and 760 mm. Hg pressure.

\*\*Approximate milligrams of particulate per cubic meter of air.

Ceiling Value.

<sup>c</sup>Ceiling Value.

Substances	ppm*	Mg/M <sup>3</sup> **
Tetranitromethane.....	1	8
Tetryl (2, 4, 6-Trinitrophenylmethylnitramine)-Skin.....	-	1.5
Thallium (Soluble Compounds)-Skin as T.....	-	0.1
Thiram.....	-	5
Tin (Inorganic Compounds, except Oxide).....	-	2
Tin (Organic Compounds).....	-	0.1
Titanium Dioxide.....	-	15
Toluene (Toluol).....	100	375
<sup>c</sup> Toluene-2, 4-Diisocyanate.....	0.02	0.14
o-Toluidine-Skin.....	5	22
Toxaphene, see Chlorinated Camphene.....		
Tributyl Phosphate.....	-	5
1, 1, 2-Trichloroethane-Skin.....	10	45
1, 1, 1-Trichloroethane, see Methyl Chloroform.....		
Trichloroethylene.....	100	535
Trichloromethane, see Chloroform.....		
Trichloronaphthalene-Skin.....	-	5
1, 2, 3-Trichloropropane.....	50	300
1, 1, 2-Trichloro 1, 2, 2-Trifluoroethane.....	1,000	7,600
Triethylamine.....	25	100
Trifluoromonobromomethane.....	1,000	6,100
2, 4, 6-Trinitrophenol, see Picric Acid.....		
2, 4, 6-Trinitrophenylmethylnitramine, see Tetryl.....		
Trinitrotoluene-Skin.....	-	1.5
Triortho-Cresyl Phosphate.....	-	0.1
Tungsten & Compounds, as W.....	-	3
Soluble.....		
Insoluble.....	-	1
Triphenyl Phosphate.....	-	3
Turpentine.....	100	560
Uranium (Soluble Compounds).....	-	0.05
(Insoluble Compounds).....	-	0.25
<sup>c</sup> Vanadium (V <sub>2</sub> O <sub>5</sub> Dust).....	-	0.5
Vinyl Benzene, see Styrene.....		
<sup>c</sup> Vinyl Chloride.....	50	-
Vinyl Cyanide.....		
Vinyl Cyanide, see Acrylonitrile.....		
Vinyl Toluene.....	100	480
Warfarin.....	-	0.1
Xylene (Xylol).....	100	435
Xylidine-Skin.....	5	25
Yttrium.....	-	1
Zinc Chloride Fume.....	-	1
Zinc Oxide Fume.....	-	5
Zirconium Compounds (as Zr).....	-	5

\*Parts of vapor or gas per million parts of air plus vapor by volume at 25°C and 760 mm. Hg pressure.

\*\*Approximate milligrams of particulate per cubic meter of air.

Ceiling Value.

<sup>c</sup>Ceiling Value.

フィリピン OSHS 「表 8a : 鉱物ダスト」

**TABLE 8a  
MINERAL DUSTS**

Substance	Mppcf*	Mg/M <sup>3</sup>
Silica:		
Crystalline:		
Quartz (respirable).....	250 <sup>a</sup> %SiO <sub>2</sub> +5	10 mg/m <sup>3</sup> %SiO <sub>2</sub> +2
Quartz (total dust).....		30 mg/m <sup>3</sup> %SiO <sub>2</sub> +3
Cristobalite.....	Use 1/2 the value calculated from the count or mass formulate for quartz	
Tridymite.....	Use 1/2 the value calculated from the formulate for quartz	
Amorphous, including natural distomaceous earth.....	20	80 mg/M %SiO <sub>2</sub>
Silicates (less than 1% crystalline silica):		
Mica.....	20	
Soapstone.....	20	
Talc (non-asbestos form).....	20 <sup>(b)</sup>	
Portland Cement.....	50	
Graphite (natural).....	15	
Inert or Nuisance particulates		
Respirable fraction.....	15	
Total dust.....	50	
Note:	Conversion factors- mmpcf x 35.5 - million particles per cubic meter - particles per c.c.	

\*Millions of particles per cubic foot of air, based on impinger samples counted by light-field techniques.  
<sup>a</sup>The percentage of crystalline silica in the formula is the amount determined from airborne samples, except in those instances in which other methods have been shown to be applicable.  
<sup>b</sup>Containing 1% quartz; if 1% quartz, use quartz limit.

フィリピン OSHS 「表 8d : 発がん性物質」

**TABLE 8d  
HUMAN CARCINOGENS**

**Human Carcinogens-recognized to have carcinogenic potentials**

<sup>c</sup> Arsenic Trioxide.....	0.05 micro m/m <sup>3</sup>
<sup>c</sup> Asbestos, all forms.....	2 fiber/cc, 5 micro m in length
<sup>c</sup> Chromite ore (processing chromite) as Cr.....	0.05 mg/m <sup>3</sup>
<sup>c</sup> Nickel sulfied (fume and dusts) as Ni.....	1.0 mg/m <sup>3</sup>
<sup>c</sup> Particulate Polycyclic Aromatic Hydrocarbons, as benzene solubles.....	0.2 mg/m <sup>3</sup>



## 運用状況

DOLE 下部組織の労働安全衛生センター（OSHC）の統計データを検索したが、2008 年前後に公表された報告書は閲覧できるものの、最新の統計データに関する報告書は、OSHC からは公表されていなかった<sup>93</sup>。しかし、OSHC では、労働安全衛生法およびその実施規則で配置が義務付けられている「安全管理者（SO : Safety Officer）」のトレーニングや労働安全衛生プログラムの提供などを定期的に行っており、本法の執行機関として職務を遂行している。現在、OSHC が提供している労働安全衛生のトレーニングの実施スケジュールは以下のとおりである<sup>94</sup>。

実施日	タイトル
2020年3月9日～13日	労働安全衛生基礎トレーニング
2020年3月16日～20日	産業衛生基礎講座（40時間）
2020年3月30日 ～2020年4月3日	労働安全衛生基礎トレーニング
2020年4月20日～24日	労働安全衛生基礎トレーニング
2020年6月3日～4日	労働関連疾病トレーニング
2020年6月23日～24日	職場の新たな衛生問題の管理トレーニング
2020年7月21日～22日	職場の新たな衛生問題の管理トレーニング
2020年8月13日～14日	労働関連疾病トレーニング

2019年9月30日付のOSHCプレスリリース<sup>95</sup>によると、2019年9月にOSHCらが実施した安全管理者（レベル1向け）への10時間の労働安全衛生基礎トレーニングでは、994の企業から計1512名の労働者が受講したという。受講した労働者は、安全管理者（SO1）として認定され、自社に適した労働安全衛生プログラムの実施の職務を担うことができる。労働安全衛生法の下では、安全管理者は4つのレベル（SO1～SO4）に分類され、職場のリスクに応じたレベルの安全管理者の配置が義務付けられている（下表参照）。

従業員数	低リスク	中リスク	高リスク
1～9	SO1 : 1名	SO1 : 1名	SO2 : 1名
10～50	SO1 : 1名	SO2 : 1名	SO3 : 1名

<sup>93</sup> 労働安全衛生センター（2020年3月5日アクセス）

<http://www.oshc.dole.gov.ph/resource/statistics#>

<sup>94</sup> 労働安全衛生センター（2020年3月5日アクセス）「トレーニングプログラム一覧」

<https://www.tms.oshc.dole.gov.ph/>

<sup>95</sup> 労働安全衛生センター（2019）”DOLE-OSHC and OSHNets train more than 1,500 safety officers”

<http://www.oshc.dole.gov.ph/content/announcement/627-news-release-dole-oshc-and-oshnets-train-more-than-1-500-safety-officers>（2020年3月5日アクセス）

従業員数	低リスク	中リスク	高リスク
51～99	SO2 : 1 名		SO2 : 1 名および SO3 : 1 名
100～199		SO2 : 1 名および SO3 : 1 名	
200～250	SO2 : 2 名または SO3 : 1 名	SO2 : 1 名および SO3 : 1 名	SO3 : 2 名
251～500	SO2 : 2 名および SO3 : 1 名	SO3 : 2 名	SO2 : 1 名および SO3 : 2 名
501～750	SO2 : 2 名および SO3 : 1 名	SO3 : 2 名	SO2 : 1 名および SO3 : 2 名
751～1000	SO3 : 2 名		
追加 250 名毎	—	—	SO3 : 追加 1 名また は SO4 : 追加 1 名
追加 500 名毎	SO3 : 追加 1 名	SO3 : 追加 1 名また は SO4 : 追加 1 名	—

※2018年 DOLE 省令第 198 号「労働安全衛生法の実施規則」の第 14 条には、各安全管理者の必須要件が規定されている。

各レベルの安全管理者の人数に関するデータは確認できなかったが、本調査で実施したフィリピン化学工業協会（SPIK）へのヒアリング結果では、現状企業数に対して十分な数の安全管理者がいるという。

## 今後の予定

2017年1月30日付の DOLE のプレスリリースにて、OSHS の改正に向けた作業に着手したことを発表したが、現在も OSHC では、全般的な改正作業が行われている<sup>96</sup>。すでにドラフトはできあがっており、今後は、パブリックコンサルテーションとして、政府、民間、組織などを集めて協議を行う予定である。中央だけでなく、フィリピン全土で幅広く実施する予定であり、その後、DOLE の大臣の署名を以って公布されるため、1年以内の公布を見通しているが断言はできないという。また、OSHS における化学物質暴露基準の対象物質として新たに発がん性物質などが追加される予定であり、既存の制限値もより厳しく改正

<sup>96</sup> 本調査で実施した現地ヒアリング調査結果より

されるという。例えば、水銀は 0.05 mg/m<sup>3</sup> から 0.025 mg/m<sup>3</sup> に改正する提案がなされている。なお、化学物質暴露基準の改正においては、米国と日本の基準を参考にしているという。

## 2.6 消防

日本の消防法に該当する法令は、以下のとおりである。

- 2008 年共和国法第 9514 号「フィリピン共和国消防規約」<sup>97</sup>
- フィリピン共和国消防規約の実施規則【2019 年改訂版】<sup>98</sup>

### 制定の経緯

2008 年共和国法第 9514 号「フィリピン共和国消防規約」に基づき、内務・地方自治省 (DILG: Department of Interior and Local Government) の下部組織として「消防局 (BFP: Bureau of Fire Protection)」が創設され、現在消防行政を所管している。以前は国家警察軍 (National Police Force) 所属の消防行政所管組織であったが、フィリピン国家警察 (PNP: Philippine National Police) の創設に伴い国家警察軍から分離独立し、DILG に再編されていた。その後、フィリピン共和国消防規約を施行するための実施規則が策定され、2019 年 9 月 16 日には、改訂版の実施規則が公布された。

### 現行の法令の内容

フィリピン共和国消防規約の実施規則【2019 年改訂版】の概要は、以下のとおりである。

法令名	フィリピン共和国消防規約の実施規則【2019年改訂版】 Revised Implementing Rules and Regulations of Republic Act 9514 “The Fire Code of the Philippines”
URL	<a href="http://bfp.gov.ph/wp-content/uploads/2019/10/RA9514-RIRR-rev-2019.pdf">http://bfp.gov.ph/wp-content/uploads/2019/10/RA9514-RIRR-rev-2019.pdf</a>
目的	総合的な消防規則を定め、公共の安全を保障し、火災の抑制を通して経済を発展させ、消防サービスの専門性を向上させること。
所轄官	• 消防局 (BFP) (内務・地方自治省傘下)

<sup>97</sup> 2008 年共和国法第 9514 号 (2020 年 3 月 5 日アクセス)

<https://www.officialgazette.gov.ph/2008/12/19/republic-act-no-9514/>

<sup>98</sup> フィリピン共和国消防規約の実施規則【2019 年改訂版】(2020 年 3 月 5 日アクセス)

<http://bfp.gov.ph/wp-content/uploads/2019/10/RA9514-RIRR-rev-2019.pdf>

法令名	<p>フィリピン共和国消防規約の実施規則【2019年改訂版】</p> <p><b>Revised Implementing Rules and Regulations of Republic Act 9514 “The Fire Code of the Philippines”</b></p>
庁	
規制対象物質	<p>危険物への防火安全（セクション10.3）の規定は以下の物質および化学品に適用する。</p> <p>A. 火災または爆発を引き起こすための反応をする可能性がある高い可燃性を有するもの</p> <p>B. それらの存在が火災または爆発の危険性を引き起こす可能性があるもの</p> <p>C. それらの有毒性、可燃性または反応性が消火活動を危険なものにするもの</p> <p>D. 化学的に不安定な可燃性を有するもの、および自然発生的に爆発性化合物を形成するもの</p> <p>E. 自発的な爆発の反応を引き起こす、または火災の危険性になる熱を十分に発生させる可能性のある可燃性を有するもの</p>
規制内容	<p>【危険物の分類】（セクション10.3.3.1）</p> <p>以下の有害性区分に1つ以上該当するものは、「危険物（Hazardous materials）」とみなされる。</p> <p>A. 腐食性固体、液体または気体</p> <p>B. 可燃性固体、液体または気体</p> <p>C. 可燃性、不活性および酸化低温液体</p> <p>D. 可燃性および不活性気体</p> <p>E. 有機過酸化物</p> <p>F. 酸化固体または液体</p> <p>G. 酸化気体</p> <p>H. 自然発火性固体、液体または気体</p> <p>I. 有毒性または非常に毒性の高い固体、液体または気体</p> <p>J. 反応性固体、液体または気体</p> <p>K. 水反応性固体または液体</p> <p>L. 放射性物質</p> <p>M. 爆発物</p> <p>※セクション10.3.3.2では、非常に危険有害な内容物（High-Hazard Contents）がレベル1～4に分類されている。</p> <p>【消防許可】</p> <p>地方政府やその他の政府組織からの適切な許可やライセンスの発行の前提</p>

法令名	<p>フィリピン共和国消防規約の実施規則【2019年改訂版】  <b>Revised Implementing Rules and Regulations of Republic Act 9514 “The Fire Code of the Philippines”</b></p>
	<p>条件として、危険物の搬入や輸送には、BFPが発行する「消防許可（Fire Safety Clearance）」の取得が必須となる。</p> <p>【管理エリア】（セクション10.3.4.1）  危険物は、1ヵ所以上の管理エリア（control area）で保管および使用されなければならない。</p> <p>⇒1つの建物における管理エリアの最大数：付表Aの表23を参照  ⇒1つの建物に管理エリアが1つの場合：特定の建設規定は要求されない  ⇒2つ以上の管理エリアがある場合：防火壁で分離すること  ⇒建物外に管理エリアがある場合：セクション10.3.4.5を参照</p> <p>【危険物の数量】（セクション10.3.4.2）  各管理エリアにおける危険物の数量は、付表Aに規定の最大許容量（MAQ：Maximum Allowable Quantity）を超えてはならない（諸条件規定あり）。</p> <p>【一般要求事項】（10.3.5）（※一部抜粋）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 危険物および化学品の製造、保管、取扱いおよび使用は、防護施設または防護装置によって保護されていなければならない。</li> <li>• 防火安全検査の際は、安全性データシート（SDS）が常に利用可能である状態でなければならない。</li> <li>• 危険化学品の保管、取扱いおよび使用は、適用可能なPNPまたは国際的に承認された規格を遵守しなければならない。</li> <li>• 小売りのために保管される場合、保管所は整理整頓されていること。</li> <li>• 危険物の保管棚は、規定の厚みのある素材を使用し、赤字の「HAZARDOUS - KEEP FIRE AWAY」ラベルを表示すること。</li> <li>• 本規則の定義に該当する危険化学品には、GHS準拠のラベルなどを貼付しなければならない。</li> <li>• 危険物は、自動消火システムおよび危険性に適したその他の防火システムによって保護されていなければならない。</li> </ul> <p>【特定要求事項】（10.3.6）  以下の危険物および化学品の保管、使用および取扱いのための防火安全要件は、適用されるフィリピン国家規格（PNS：Philippine National Standards）</p>

法令名	<p>フィリピン共和国消防規約の実施規則【2019年改訂版】  <b>Revised Implementing Rules and Regulations of Republic Act 9514 “The Fire Code of the Philippines”</b></p>
	<p>または国際的に承認された規格を遵守しなければならない。  また、「全米防火協会（NFPA） 400 危険物コード」および以下のNFPAコードまたは規格を防火安全要件の基本として使用すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• NFPA 30, Flammable and Combustible Liquids Code</li> <li>• NFPA 45, Standard on Fire Protection for Laboratories Using Chemicals</li> <li>• NFPA 51A, Standard for Acetylene Cylinder Charging Plants</li> <li>• NFPA 55, Compressed Gases and Cryogenic Fluids Code</li> <li>• NFPA 58, Liquefied Petroleum Gas Code</li> <li>• NFPA 59A, Standard for the Production, Storage, and Handling of Liquefied Natural Gas (LNG)</li> <li>• NFPA 99, Standard for Health Care Facilities</li> <li>• NFPA 395, Standard for the Storage of Flammable and Combustible Liquids at Farms and Isolated Sites</li> <li>• NFPA 430, Code for the Storage of Liquid and Solid Oxidizers</li> <li>• NFPA 432, Code for the Storage of Organic Peroxide Formulations</li> <li>• NFPA 490, Code for the Storage of Ammonium Nitrate</li> <li>• NFPA 495, Explosive Materials Code</li> <li>• NFPA 801, Standard for Fire Protection for Facilities Handling Radioactive Materials</li> </ul> <p>危険物および化学品の輸送のための防火安全要件は適用可能なPNS、米国の危険物輸送規則（Title 49 (Transportation)）またはその他の国際的に承認された規格を遵守しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 特定の物質に適用される要件は、セクション10.3.7を参照し、このセクションでカバーされない危険物および化学品の保管、取扱い、輸送および保護規定に関しては、セクション10.3.8に規定されている。</li> <li>• 危険な工程（Hazardous Operations）への防火安全規定は、セクション10.4を参照。</li> </ul>

## 運用状況

消防局（BFP）のウェブサイトを確認したが、2019年に改訂された本実施規則の運用状況に関する報告書は掲載されていなかった（2020年2月末現在）。

## 今後の予定

消防局（BFP）のウェブサイトを確認したが、2020年以降の年次計画をまとめた報告書などは確認できなかった。また、消防規約およびその実施規則の改正の動きも確認できなかった。

## 2.7 家庭用品

### 制定の経緯

日本の家庭用品規制法に該当する法令は、以下のとおりである。

- 大統領令第 881 号「有害物質のラベル表示、販売および流通を規制する権限を保健省に与える大統領令」<sup>99</sup>および下位法令（2019 年行政命令第 0019 号<sup>100</sup>、他）

大統領令第 881 号は、食品、薬品、化粧品以外の製品に含まれる「有害物質 (Hazardous substance)」の危険性から公衆の健康と安全を守るために制定された法令であり、保健省に有害物質のラベル表示、販売および流通を規制する権限を付与している。日本の毒劇法で定められている営業者の登録制度、容器等への表示等の規制に対応する法令でもある。

- 2009 年共和国法第 9711 号「食品医薬品局法」<sup>101</sup>

本法により食品医薬品局 (FDA) が再編され、FDA は「ライセンス・登録課 (Licensing and Registration Division)」を通して、健康製品 (health products) の製造、輸入、輸出、流通、販売、販売の申し出、移動、促進、宣伝、スポンサーシップ、また必要に応じて使用および試験を規制する職責を担う。

- 共和国法第 7394 号「消費者法」<sup>102</sup>

消費者の利益の保護および福祉の向上、ならびにビジネスおよび産業の実行基準を設けるために制定された法律である。第 III 章「有害物質」では、食品、医薬品、化粧品および装置以外の、公衆の健康および安全に対して危険な物質から消費者を保護する目的のもと、規定が定められている。また、大統領令第 881 号に規定の虚偽表示／

---

<sup>99</sup>大統領令第 881 号 (2020 年 3 月 6 日アクセス)

<https://ww2.fda.gov.ph/attachments/article/29040/PD%20881%20-%20Household%20Hazardous%20Act.pdf>

<sup>100</sup> 2019 年行政命令第 0019 号 (2020 年 3 月 6 日アクセス)

<https://ww2.fda.gov.ph/attachments/article/605174/Administrative%20Order%20No.%202019-0019.pdf>

<sup>101</sup> 2009 年共和国法第 9711 号 (2020 年 3 月 6 日アクセス)

<https://www.officialgazette.gov.ph/2009/08/18/republic-act-no-9711/>

<sup>102</sup> 共和国法第 7394 号 (2020 年 3 月 6 日アクセス)

<https://www.officialgazette.gov.ph/1992/04/13/republic-act-no-7394-s-1992/>



禁止有害物質の定義および要件は、本法にも同様に盛り込まれている。

- 共和国法第 10620 号「玩具およびゲーム機の安全性表示法」<sup>103</sup>およびその実施規則<sup>104</sup>

大統領が 2013 年 9 月 3 日に署名。有害な玩具が市場に流通するのを防ぐことによって子どもを起こりうる健康上の危険性から確実に守ることを目的として制定された法律である。2019 年 1 月には、本法の実施規則が公布されラベル表示要件などが規定された。

有害物質の製造者や販売者、輸出入者の登録や HUHS の登録・届出規定においては、2013 年から調査実施現在（2020 年 2 月末現在）に至るまで改正、廃止、復活と変更が相次いでおり、2020 年 2 月末現在、2019 年行政命令第 0019 号の実施ガイドラインに関する FDA 回覧案の審議が行われている（詳細は、「今後の予定」で記述）。これまでの一連の流れは、前回の調査報告書を参照されたい<sup>105</sup>。

## 現行の法令の内容

### **【HUHS 規制】**

フィリピン保健省（DOH）は 2019 年 6 月 25 日、HUHS に関する操業許可取得義務を復活させる 2019 年行政命令第 0019 号「HUHS を取り扱う輸入者、輸出者、製造者、委託製造者、卸売事業者、流通者、小売者、または再梱包事業者としてのライセンス要件、および前述の製品の事前登録／申告の要件の復活」を制定し、即日施行された。これは、2015 年 9 月 8 日に制定された 2015 年行政命令第 0038 号<sup>106</sup>を廃止することにより、一部の HUHS を対象に緩和していた規制要件を再び強化するものである。2015 年行政命令第 0038 号は、日用品を主とする以下の HUHS を対象として、これらを取り扱う企業が FDA から操業許可を取得する義務、および事前の登録／申告を行う義務を免除していた。

- 教育用セットおよびその他の化学品セット

---

<sup>103</sup> 共和国法第 10620 号

[https://ww2.fda.gov.ph/attachments/article/294025/RA%2010620%20\(Toy%20and%20Game%20Safety%20Labeling%20Act%20of%202013\).pdf](https://ww2.fda.gov.ph/attachments/article/294025/RA%2010620%20(Toy%20and%20Game%20Safety%20Labeling%20Act%20of%202013).pdf)

<sup>104</sup> 共和国法第 10620 号の実施規則（2020 年 3 月 6 日アクセス）

<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2019/01jan/20190120-IRR-RA-10620-RRD.pdf>

<sup>105</sup> NITE（2017）アジア諸国等の化学物質管理制度等に関する調査報告書ーフィリピン 参照

<https://www.nite.go.jp/data/000085430.pdf>（2020 年 3 月 6 日アクセス）

<sup>106</sup> 2015 年行政命令第 0038 号（2020 年 3 月 6 日アクセス）

<https://ww2.fda.gov.ph/attachments/article/273896/ao2015-0038%20HUHS.pdf>

- 文房具／アートペーパー（色・香り付き）
- 研磨剤／ワックス（金属研磨剤、木材研磨剤、靴磨き剤）
- 漂白剤
- クリーナー
- 消毒剤スプレー
- 洗剤（固形、液体、粉末）
- 食器洗浄（液体およびペースト）
- のり／ペースト
- 繊維用品（染料、柔軟剤、仕上げ剤）
- 接着剤
- ルームフレッシュナー／エアフレッシュナー、脱臭剤
- 塗料、ラッカー、ニス
- 溶剤塗料、シンナー、ミネラルスピリット

2019年行政命令第0019号では、FDAに対して、要件を順守するための手引きとなる実施規則を制定するよう規定している。この規定に応えるべく、FDAは2020年2月に2019年行政命令第0019号の実施ガイドラインに関するFDA回覧案を発表している（詳細は、次項「今後の予定」を参照）。

2015年行政命令第0038号で一旦廃止した事業者のライセンス要件や製品の登録／申告要件を復活させた理由として、本調査で実施したFDAへのヒアリング結果より、以下の情報を入手した。

- 規制緩和後、フィリピン大学の法律センター<sup>107</sup>から規制要件の廃止は、上位法に違反すると指摘された。
- 毒性被害報告のトップ10製品のうち6つがHUHS規制の対象製品であった。

上記の理由により、要件の復活および実施ガイドラインの策定を規定したという。

### 【ビスフェノールA（BPA）含有規制】

2019年8月9日、「乳幼児ケア製品としての哺乳瓶および蓋付きカップへのビスフェノールA（BPA）の使用禁止に関する2019年FDA回覧第004号」<sup>108</sup>が制定された。本回覧

<sup>107</sup> フィリピン大学ロースクール（UP College of Law）の意味と解釈した。

<sup>108</sup> 2019年FDA回覧第004号（2020年3月6日アクセス）

は、BPA を含有する「哺乳瓶」および「蓋付きカップ」を規制するもので、それらの製造、輸入、販売は禁止され、さらに猶予期間後の市場回収を義務付けている。

2019 年 FDA 回覧第 004 号の主な規制内容は、以下のとおりである。

- BPA を含む乳児用哺乳瓶と蓋付きカップの製造、輸入および販売は認められない。
- BPA を含む全ての乳幼児用哺乳瓶と蓋付きカップを市場から回収するため、関係するすべての事業者に対し 6 ヶ月の段階的廃止期間を与える。
- 段階的廃止期間の後に、BPA を含む乳幼児用哺乳瓶と蓋付きカップを市場から回収し、その後市場で手に入らないようにするために、製品のリコールを行うことは、製造者、仲介事業者、輸入者、販売者、または卸売事業者の責任である。
- 禁止された製品の製造者、輸入者、販売者は、棚卸しを実施した上で、与えられた段階的廃止期間の 1 ヶ月後に、FDA に報告書を提出しなければならない。
- 禁止された製品の製造者、輸入者、販売者は、環境天然資源省-環境管理局 (DENR-EMB) の規則に従い、さらに FDA の承認を得ることを条件として、処分計画を策定しなければならない。

## 運用状況

### **【HUHS 規制】**

2015 年行政命令第 0038 号により事業者のライセンス要件や製品の登録／申告要件が廃止されたため、2019 年行政命令第 0019 号でこれらの要件が復活するまでの期間における、事業者登録および製品の登録／申告の件数などは確認できない<sup>109</sup>。ただし、申告済みの HUHS は FDA のウェブサイト<sup>110</sup>より確認することができ、2020 年 2 月末現在、170 件<sup>111</sup>の申告済み HUHS が掲載されている。公開されている情報は、登録番号、製品名、製造者、貿易事業者、輸入者、流通者、有効期限のみである。

FDA は 2019 年勧告第 517 号<sup>112</sup>において、以下の未登録の殺虫剤の購入および使用に対して警告を出している。

---

<https://www.fda.gov/ph/wp-content/uploads/2019/08/FDA-Circular-No.2019-004.pdf>

<sup>109</sup> FDA のウェブサイトでは、家庭用有害物質の製造者リストのページは存在するが、掲載件数は 1 件で、発行年が 1987 年であり、正確に管理されていないことが確認された。

<sup>110</sup> 食品医薬品局 (2020 年 3 月 6 日アクセス) 「申告済み HUHS 一覧」

<https://www2.fda.gov/ph/index.php/consumers-corner/household-urban-hazardous-notification>

<sup>111</sup> 本件数が申告済み HUHS 全製品であるかの検証は、本調査では行っていないため不明である。

<sup>112</sup> 2019 年勧告第 517 号 (2020 年 3 月 6 日アクセス)

<https://www2.fda.gov/ph/attachments/article/646690/FDA%20Advisory%20No.2019-517.pdf>

1. PIF PAF LIQUID MOSQUITO KILLER
2. BEN KILL RAT BAIT
3. BYE BYETM MOSQUITO STICKER
4. YUANMENG READ A DREAM FLY REPELLENT INCENSE
5. COBRA FLY ERADICATION

上記の製品は、当局より認可を取得しておらず、製品登録の証明書も付与されていなかった。共和国法第 9711 号に基づき、適切な認可を取得していない健康製品の製造や輸出入、販売など禁止されている。また、FDA の評価プロセスが行われていない上記製品の品質および安全性を保証できないとし、これらの使用は消費者の健康にリスクを与える可能性がある」と指摘した。このように、違法に上市されている製品の監視が行われており、消費者への警告も適宜行われている。

#### 【共和国法第 10620 号】

共和国法第 10620 号の第 12 条の規定に基づき、貿易産業省 (DTI) は 6 ヶ月毎に、本法の規定に違反した製造者、輸入者、流通者および小売事業者のリストを公表しなければならない。また、保健省 (DOH) も 6 ヶ月毎に、本規則で販売、販売の申し出および流通が禁止されている偽装表示または禁止有害物質のリストを公表しなければならない (実施規則第 IV 条 1.9 項にも同様の規定あり)。

しかし、本調査では上記のリストを確認できなかった。本法に基づくものではないが、FDA は勧告 (Advisories) として、規制要件を遵守していない製品に関する情報を公開している。

#### 今後の予定

#### 【HUHS 規制 実施ガイドライン案】

2020 年 2 月末現在、フィリピンでは 2019 年行政命令第 0019 号の実施ガイドラインに関する FDA 回覧案 (2020 年 2 月発表) が審議されており、本ドラフトの概要は、以下のとおりである。

法令名	2019年行政命令第0019号の実施ガイドラインに関するFDA回覧案 Draft Implementing Guidelines for Administrative Order No. 2019-0019													
URL	<a href="https://ww2.fda.gov.ph/attachments/article/649397/Announcement%20re.%20Public%20Consultation%20on%20Draft%20IRR%20of%20AO%202019-0019%20HUHS.pdf">https://ww2.fda.gov.ph/attachments/article/649397/Announcement%20re.%20Public%20Consultation%20on%20Draft%20IRR%20of%20AO%202019-0019%20HUHS.pdf</a>													
目的	「家庭／都市有害物質含有指定製品（HUHS）」を規制するための実施細則を定めること													
所轄官庁	• 保健省（DOH）													
規制対象物質	HUHS製品については、発がん性、変異原性および生殖毒性（CMR）成分が含まれてはならない。													
規制内容	<p><b>【家庭／都市有害物質含有指定製品（HUHS）】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>品目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カテゴリーI 新規製品</td> <td>ニコチン供給電子たばこ（ENDS：Electronic Nicotine Delivery Systems） ニコチン非供給電子たばこ（ENND：Electronic Non-Nicotine Delivery Systems）</td> </tr> <tr> <td>カテゴリーII 庭用・家庭用製品</td> <td>家庭用／都市用殺虫剤</td> </tr> <tr> <td>カテゴリーIII 家庭用洗浄剤、芳香剤、消臭剤</td> <td>消臭スプレー、ディフューザー、アロマ 漂白剤 食器用洗剤／石鹼 衣類用コンディショナー／柔軟剤 家庭用洗剤 家庭用消臭剤／臭い除去剤 家庭用消毒剤（非医療用、非農業用） 洗濯用洗剤／石鹼 プール用化学品 銀宝飾用洗剤（非シアン化物含有）</td> </tr> <tr> <td>カテゴリーIV 日曜大工品、ホビーアイテム</td> <td>接着剤、糊、シーリング材 自動車用メンテナンス品 着色剤（クレヨン、水彩絵の具） 繊維染料、タトゥー染料 家庭用塗料、ニス、シンナー 塗料除去剤 錆除去剤／脱脂剤</td> </tr> <tr> <td>カテゴリーV</td> <td>FDA所管の玩具、子供用製品</td> </tr> </tbody> </table>		分類	品目	カテゴリーI 新規製品	ニコチン供給電子たばこ（ENDS：Electronic Nicotine Delivery Systems） ニコチン非供給電子たばこ（ENND：Electronic Non-Nicotine Delivery Systems）	カテゴリーII 庭用・家庭用製品	家庭用／都市用殺虫剤	カテゴリーIII 家庭用洗浄剤、芳香剤、消臭剤	消臭スプレー、ディフューザー、アロマ 漂白剤 食器用洗剤／石鹼 衣類用コンディショナー／柔軟剤 家庭用洗剤 家庭用消臭剤／臭い除去剤 家庭用消毒剤（非医療用、非農業用） 洗濯用洗剤／石鹼 プール用化学品 銀宝飾用洗剤（非シアン化物含有）	カテゴリーIV 日曜大工品、ホビーアイテム	接着剤、糊、シーリング材 自動車用メンテナンス品 着色剤（クレヨン、水彩絵の具） 繊維染料、タトゥー染料 家庭用塗料、ニス、シンナー 塗料除去剤 錆除去剤／脱脂剤	カテゴリーV	FDA所管の玩具、子供用製品
分類	品目													
カテゴリーI 新規製品	ニコチン供給電子たばこ（ENDS：Electronic Nicotine Delivery Systems） ニコチン非供給電子たばこ（ENND：Electronic Non-Nicotine Delivery Systems）													
カテゴリーII 庭用・家庭用製品	家庭用／都市用殺虫剤													
カテゴリーIII 家庭用洗浄剤、芳香剤、消臭剤	消臭スプレー、ディフューザー、アロマ 漂白剤 食器用洗剤／石鹼 衣類用コンディショナー／柔軟剤 家庭用洗剤 家庭用消臭剤／臭い除去剤 家庭用消毒剤（非医療用、非農業用） 洗濯用洗剤／石鹼 プール用化学品 銀宝飾用洗剤（非シアン化物含有）													
カテゴリーIV 日曜大工品、ホビーアイテム	接着剤、糊、シーリング材 自動車用メンテナンス品 着色剤（クレヨン、水彩絵の具） 繊維染料、タトゥー染料 家庭用塗料、ニス、シンナー 塗料除去剤 錆除去剤／脱脂剤													
カテゴリーV	FDA所管の玩具、子供用製品													

法令名	2019年行政命令第0019号の実施ガイドラインに関するFDA回覧案 Draft Implementing Guidelines for Administrative Order No. 2019-0019	
	玩具および子供用品 (TCCA)	<p>【家庭用としての登録】</p> <p>HUHS製品が二重用途のものである場合（例：家庭用と工業用の両方で使用される）、当該HUHS製品は家庭用としてFDAに登録されることとなる。</p> <p>【ラベル表示】</p> <p>HUHS事業者は、本ドラフトの付属書Fで規定されるラベル表示および包装要件を順守しなければならない。HUHSの危険有害性分類に際しては国連GHSにもとづき決定される。</p> <p>【HUHS事業者の義務】</p> <p>HUHS事業者は、HUHS製品の製造、輸入、流通、販売などの活動を行うにあたって、事前に操業ライセンス（LTO）を取得しなければならない。また、LTO取得の前または後には、FDAの現場規制運用局（FROO：Field regulatory Operations Office）の検査を受けなければならない。そのほか、HUHS製品の安全性に関する技術的な知見または適切な訓練を受けた有資格者による監視も必要となる。</p>

本ドラフトでは、国連GHS準拠のラベル貼付要件が規定されており、施行より1年後に適用を開始するとあるが、猶予期間を3年に変更する予定である。また、2017年に公開されたドラフトでは、「トナー」や「バッテリー」も対象であったが、今回のドラフトでは削除されている（ただし、今後対象として盛り込む予定であるという）。さらに、今回のドラフトには以前の規制要件である登録制度（registration）が盛り込まれていないが、この要件も今後、別の法令で追加する予定であるという。<sup>113</sup>

上記のドラフトは2020年2月28日まで意見募集を実施し、同年3月2日には本ドラフトに関するパブリックコンサルテーションが開催された。スケジュールについては、以下のFDA通知文書に記載されている。

<https://ww2.fda.gov/ph/attachments/article/649397/Announcement%20re.%20Public%20Consultation%20on%20Draft%20IRR%20of%20AO%202019-0019%20HUHS.pdf>

<sup>113</sup> 本調査で実施した現地ヒアリング調査結果より

## 【消費者製品への GHS 適用に関する行政命令案】

FDA は 2012 年 12 月 4 日に、消費者製品への GHS 適用に関する実施規則を定める行政命令案を発表しており、一度パブリックコンサルテーションは実施されたが、その後正式公布には至っておらず、現在もドラフトの状態であるという。今後は、HUHS 規制の整備を優先的に行う方針であるというが、目処が立った段階で、本ドラフトの 2 回目のパブリックコンサルテーションを実施する予定であるという。その後は、意見募集を行い、法規内容の精査を担当する省庁に提出し、Director General の承認を経て公布となる運びである。

114

消費者製品への GHS 適用に関する実施規則を定める行政命令案の概要は、以下のとおりである。

法令名	2012 年行政命令案「家庭用有害化学品および消費者製品に対する分類および表示要件への GHS の実施に関する手続きおよび規制」 Administrative Order No. ___S. 2012 “Procedural Rules and Regulations Implementing the GHS for Classification and Labeling of Household Hazardous Chemicals and Consumer Products Regulated by DOH”
目的	保健省が管轄する家庭用有害化学品および消費者製品への GHS 実施に関する手続きおよび規制を定めるため
所轄官庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健省 (DOH)</li> </ul>
規制対象物質	<p>FDA の管轄する全ての家庭用有害化学品および消費者製品を対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>発効から 2 年以内：優先化学品リスト (PCL) に掲載または化学品管理令 (CCO) に含まれる 48 物質が適用対象となる。</li> <li>上記適用の 2 年後：大量の毒性化学品 (High Volume Toxic Chemicals) に適用開始</li> <li>さらに 1 年後：国際航空輸送機関 (IATA) が定める危険物リストおよび国際海上危険物規則 (IMDG) のリストの中のそれぞれの有害化学物質に適用開始</li> <li>発効から 7 年後：混合物に適用開始</li> </ul>
規制内容	<p>【一般要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国連GHS文書第4版の適用 (ただし、国連GHS文書の改訂を考慮すること)</li> <li>国連GHS文書第4版に基づく安全性データシート (SDS) およびラベル</li> </ul>

114 本調査で実施した現地ヒアリング調査結果より

<p>法令名</p>	<p>2012 年行政命令案「家庭用有害化学品および消費者製品に対する分類および表示要件への GHS の実施に関する手続きおよび規制」  <b>Administrative Order No. ___S. 2012 “Procedural Rules and Regulations Implementing the GHS for Classification and Labeling of Household Hazardous Chemicals and Consumer Products Regulated by DOH”</b></p>
	<p>の作成および提出（許可書やライセンス、クリアランスの申請のために提出する場合は、国連GHSのフォームに従ったSDSおよびラベルを提出すること）  等</p> <p><b>【罰則】</b>  本行政命令の規定に違反した場合、大統領令第881号、1977年行政命令第311号、共和国法第7394号、消費者法、共和国法第9711号および関連実施規則などに基づく行政処分の責任を負わなければならない。</p>



## 2.8 建築

フィリピンでは、1977 年大統領令第 1096 号<sup>115</sup>において、「フィリピン国家建築基準 (NBCP : National Building Code of the Philippines)」を定めており、その実施規則 (2005 年改訂版)<sup>116</sup>とともに運用されている (所管は、公共事業道路省(Department of Public Works and Highways))。しかし、日本の建築基準法に相当する建材の化学物質含有量を規制する条項は定められていない。一方で、NBCP の推奨基準として、2016 年 5 月に「グリーンビルディング基準 (PGBC : The Philippine Green Building Code)」<sup>117</sup>が制定され、材料の持続可能性 (セクション 12.) についても言及されている。本セクションでは、資源効率、材料選択および環境への影響を最小限に抑える使用に関する事項を定めており、非有毒材料については次のとおりである。



グリーンビルディング基準の表紙

<sup>115</sup> 1977 年大統領令第 1096 号 (2020 年 3 月 3 日アクセス)

<https://www.officialgazette.gov.ph/1977/02/19/presidential-decree-no-1096-s-1977/>

<sup>116</sup> 1977 年大統領令第 1096 号の実施規則 (2020 年 3 月 3 日アクセス)

[http://www.dpwh.gov.ph/dpwh/references/laws\\_codes\\_orders/PD1096](http://www.dpwh.gov.ph/dpwh/references/laws_codes_orders/PD1096)

<sup>117</sup> グリーンビルディング基準 (2020 年 3 月 3 日アクセス)

[http://www.dpwh.gov.ph/dpwh/references/laws\\_codes\\_orders/pgbc](http://www.dpwh.gov.ph/dpwh/references/laws_codes_orders/pgbc)

## 12.1 非有毒材料 (Non-Toxic Materials)

### a. 一般

非有毒材料とは、シックハウス症候群 (SBS : Sick Building Syndrome) の原因および結果的に建物関連疾病 (BRI : Building Related Illness) を引き起こす可能性のある有害または有毒化学物質を含まない建築材料をいう。

### b. 適用

本項目は、表 1 に記載のすべての建物に適用される。

### c. 要件

- i. 室内または換気のない場所に使用される塗料、コーティング材、接着剤およびシーリング材には、揮発性有機化合物 (VOCs) が含まれていないようにするべき、または表 14 (下表参照) に規定の人体への許容数値以内のものを使用するべきである。
- ii. 木質複合材 (composite wood) には尿素ホルムアルデヒドが含まれていてはならない。
- iii. 建築作業員および建物の所有者の健康と安全のために、建築に使用されるその他の化学物質含有材料は、有害であってはならない。
- iv. 仕様は、サプライヤーから提供される SDS および材料の規定遵守を証明する証明書を用いて、表 14 に規定の VOC 許容値を遵守すること。

### d. 例外

本項目に関しては、例外規定はない。

フィリピン・グリーンビルディング基準「表 14 VOC 制限値」

Application / Product Type	Maximum VOC Limit (g/L less water)
Flat paint	50
Non-flat paint	150
Anti-rust paint	250
Lacquer (clear wood finish)	550
Sanding Sealer (clear wood finish)	350
Varnish (clear wood finish)	350
Floor coating	100
Shellac (clear)	730
Shellac (pigmented)	550
Stain	250
Faux Finish Coating	350
Architectural sealant	250
Non-membrane roof sealant	300
Single ply roof membrane	450
Waterproofing sealer	250
Waterproofing sealer (concrete / masonry)	400
All other sealers	200
Indoor adhesive	50
Wood flooring adhesive	100
Subfloor adhesive	50
Ceramic tile adhesive	65
Contact adhesive	80
Drywall panel adhesive	50
Multipurpose construction adhesive	70
Structural glazing adhesive	100
Special purpose contact adhesive	250
PVC welding	510
Concrete curing compound	350
Wood preservative	350

*VOC levels are measured in grams of VOC per liter of material*

*Source: USGBC LEED Addenda # 100000419, 14 April 2010*

PGBC では、建材中のアスベストの使用に関する推奨規定は定められていない。また、2000年に制定されたアスベストに関する化学品管理令(2000年 DENR 行政命令第02号)では、アスベストの使用を制限しているが、耐火布、屋根材用フェルト、アスベストセメント屋根材、アスベストセメントフラットシート、摩擦材、ガスケットなどを含む一部の用途は認めている。2014年11月26日には上院に、アスベスト含有製品の製造、輸入、加工または流通を禁止する法案(Ban Asbestos Act : Senate Bill No.2471)<sup>118</sup>が提出された。しかし、2020年2月現在、本法案の審議は委員会で保留されている<sup>119</sup>。

その他、フィリピン国家規格(PNS)では、合板のホルムアルデヒド放出に関する基準を定めたPNS 2013 : 2017「Plywood – Formaldehyde emissions – Specification)」などの規格も発行されている。

---

<sup>118</sup> アスベスト禁止法案 (2020年3月3日アクセス)

<http://www.senate.gov.ph/lisdata/2013917253!.pdf>

<sup>119</sup> [http://www.senate.gov.ph/lis/bill\\_res.aspx?congress=16&q=SBN-2471](http://www.senate.gov.ph/lis/bill_res.aspx?congress=16&q=SBN-2471)

## 2.9 食品衛生

食品添加物について規制する「食品衛生法」に対応するフィリピンの法令は、以下のとおりである。

- 共和国法第 3720 号「食品・医薬品・化粧品法」<sup>120</sup>
- 2014 年行政命令第 0030 号「国内で流通する包装済み食用品の表示に関する規則（改訂版）」<sup>121</sup>（⇒1984 年行政命令第 088-B 号 廃止）
- 1984 年行政命令第 088-A 号「食品添加物に関するガイドライン」<sup>122</sup>
- 1984 年行政命令第 103-A 号「非栄養性甘味料に関する規定」
- 1985 年行政命令第 112 号「着色料の輸入に関する規則」
- 2006 年 FDA 回覧第 016 号「食品添加物リスト（改訂版）」<sup>123</sup>
- 共和国法第 10611 号「2013 年食品安全法」<sup>124</sup>
- 2015 年省間共同行政命令第 0007 号「2013 年食品安全法の実施規則」<sup>125</sup>

---

<sup>120</sup> 共和国法第 3720 号（2020 年 3 月 3 日アクセス）

<https://ww2.fda.gov.ph/attachments/article/29032/RA%203720.pdf>

<sup>121</sup> 2014 年行政命令第 0030 号（2020 年 3 月 3 日アクセス）

<https://ww2.fda.gov.ph/attachments/article/194724/AO2014-0030%20-%20Revised%20Rules%20and%20Regulation%20Governing%20of%20Prepackaged%20Food%20Product>

<sup>122</sup> 1984 年行政命令第 088-A 号（2020 年 3 月 3 日アクセス）

<https://ww2.fda.gov.ph/attachments/article/183669/ao%2088a%20s.%201984.pdf>

<sup>123</sup> 2006 年 FDA 回覧第 0016 号（2020 年 3 月 3 日アクセス）

<https://ww2.fda.gov.ph/attachments/article/19772/BC%202006-016.pdf>

<sup>124</sup> 共和国法第 10611 号（2020 年 3 月 3 日アクセス）

<https://www.officialgazette.gov.ph/2013/08/23/republic-act-no-10611/>

<sup>125</sup> 2015 年省間共同行政命令第 0007 号（2020 年 3 月 3 日アクセス）

<https://www.officialgazette.gov.ph/2015/02/20/implementing-rules-and-regulations-of-republic-act-no-10611/>

## 制定の経緯<sup>126</sup>

1987年に制定されたフィリピン国憲法第15節第II条の下では、国民の健康上の権利を保護し、促進し、国民の健康意識を高めることが国家の方針と示されている。この方針の下、1963年に共和国法第3720号「食品・医薬品・化粧品法」が施行された。共和国法第3720号は、国民の健康を保護するため、食品、医薬品、化粧品の品質を保証し、その生産、販売、取引を規制することを目的としている。また、共和国法第3720号の規定を一部改正する2009年共和国法第9711号「食品医薬品局法」により、前述の目的を施行する機関として「食品医薬品局（FDA）」が再編された。現在FDAは、「ライセンス・登録課（Licensing and Registration Division）」を通して、健康製品（health products）の製造、輸入、輸出、流通、販売、販売の申し出、移動、促進、宣伝、スポンサーシップ、また必要に応じて使用および試験を規制する職責を担う。

共和国法第3720号では、食品添加物の定義は定めるにとどまり、その使用の基準などについては下位法令で示している。

食品添加物に関するガイドラインを定める1984年行政命令第088-A号には、使用することができる食品添加物のポジティブリストが添付されているが、2006年FDA回覧第016号「食品添加物リスト（改訂版）」によってリストが改訂されている。2016年10月26日には、以下の法令を廃止し、新たな規制ガイドラインを定める法案（Revised Regulatory Guidelines Concerning Food Additives, and Processing Aids）が発表され、パブリックコンサルテーションにかけられた。

- 1984年行政命令第088-A号「食品添加物に関するガイドライン」
- 1984年行政命令第103-A号「非栄養性甘味料に関する規定」
- 1985年行政命令第112号「着色料の輸入に関する規則」
- 2006年FDA回覧第016号「食品添加物リスト（改訂版）」
- 1970年行政命令第112号「シクラミン酸およびその塩の使用禁止」<sup>127</sup>

また、本法案はこれまで規定されていなかった食品添加物リストの改定期間が5年間と明記されている。

---

<sup>126</sup> NITE（2017）アジア諸国等の化学物質管理制度等に関する調査報告書ーフィリピン 参照  
<https://www.nite.go.jp/data/000085430.pdf> （2020年3月3日アクセス）

<sup>127</sup> 1970年行政命令第112号（2020年3月3日アクセス）  
[https://www2.fda.gov/ph/attachments/article/155136/AO%20122%20-%20Prohibition%20\(Use%20of%20Cyclamid%20Acid\)%20as%20Food%20Additives%20and%20Preservatives\).pdf](https://www2.fda.gov/ph/attachments/article/155136/AO%20122%20-%20Prohibition%20(Use%20of%20Cyclamid%20Acid)%20as%20Food%20Additives%20and%20Preservatives).pdf)

現行法令の概要は、次の項で記述する。

## 現行の法令の内容<sup>128</sup>

### (1) 食品添加物に関するガイドライン

(1984 年行政命令第 088-A 号および 2006 年 FDA 回覧第 016 号)

食品添加物、加工助剤、香料などの定義を規定し、食品添加物として使用可能な物質のポジティブリストを示している（最大使用可能量の規定あり）。本リストに記載されていない物質を添加物として使用する場合は、保健省大臣の許可を取得しなければならない。本リストに記載されておらず、かつ保健省大臣の承認を得ていない添加物を含む食品は違法とみなされ、国内での流通は認められない。

本リストに含まれる全ての食品添加物は、その特性と純度において、米国の連邦規則集、米国の Food Chemicals Codex、JECFA 規格の最新版のいずれかに適合しなくてはならないと定められている。機能ごとにグループ分け（グループ I：食品添加物、グループ II：食品加工助剤、グループ III：香料）された食品添加物のリストが掲載されているが、本リストは後に 2006 年 FDA 回覧第 016 号により改正されている。

2006 年 FDA 回覧第 016 号は、食品添加物として使用可能な物質のポジティブリストの改正に加えて、新たにガイドラインを示した上で、承認された食品添加物とその使用可能量のリストを添付するものである（第 II 章「用語の定義」、第 III 章「一般的ガイドライン」）。この改正により、1984 年行政命令第 088-A 号には含まれていなかった「適正製造基準（GMP：Good Manufacturing Practice）」の概念が導入され、また香料の最大使用可能量が規定された。

### (2) 包装済み食品の表示に関する規則（2014 年行政命令第 0030 号）

包装済み食品に関して総合的に規定する 2014 年行政命令第 0030 号は、1984 年行政命令第 088-B 号に置き換わる規則である。本規則では、国内で製造された、および、国内に輸入されるすべての包装済み食品（食品サプリメント含む）のラベル表示要件を定めるものである。ラベル上での表示義務項目には、製品名、ブランド名、成分リスト、正味容量お

---

<sup>128</sup> NITE（2017）アジア諸国等の化学物質管理制度等に関する調査報告書—フィリピン 参照  
<https://www.nite.go.jp/data/000085430.pdf>（2020 年 3 月 3 日アクセス）

よび固形量、製造者や輸入者の名前および住所、ロット識別コード、保存方法、賞味期限または消費期限、食品アレルギー情報、使用方法、栄養情報などある。香料や食品添加物について、添加物のクラス、物質によっては個別に表示要件を規定している。

### **(3) 非栄養性甘味料に関する規則（1984年行政命令第103-A号）**

共和国法第3720号に基づき消費者を保護するため、非栄養（Non-Nutritive）目的の甘味料に関する規定を定めている。加工食品への砂糖の代用品としての非栄養性甘味料の利用は、承認された特別な目的に限られ、非栄養性甘味料を使用した加工食品を製造または販売する者はFDAにその製品を登録しなければならない。また、サッカリン使用製品に表示すべき文言も規定されている。

### **(4) 着色料の輸入規則（1985年行政命令第112号）**

共和国法第3720号に基づき着色料の安全性および品質を確保するため、合成着色料の輸入に関する規制を規定している。輸入可能な合成着色料は、認められたリストに掲載されているものに限定される。輸入にあたっては、事前にFDAの許可を取得しなければならない。

### **(5) 2013年食品安全法およびその実施規則**

**（共和国法第10611号および2015年省間共同行政命令第0007号）**

食品安全法は、高水準の食品安全性を確保するとともに公正な取引を促進し、フィリピンの食料品の世界的競争力を高めるための規制体系を整備することを目的として制定された法律である（第2条）。食の安全を確保するための危機管理計画や省庁の連携、技能研修や消費者の啓蒙などについて規定する本法は、第27条において、食品トレーサビリティを確立するよう求めている。具体的には、以下が挙げられる。

#### **第27条(a)：**

食品の安全性要件への適合を確保することが求められるときは、食品の製造、ポストハーベスト管理、加工、流通に関する段階でのトレーサビリティを確立しなければならない。トレーサビリティに関する決まりは、飼料、食品添加物、包装材料、食品に一体化することが見込まれるその他の物質などの投入物も含めなければならない。トレーサビリティを



確保するため、食品事業者は、以下のことが求められる。

- (a) 以下を供給した人物または会社を特定できること
  - (1) 食品
  - (2) 食品が由来する動物
  - (3) 農薬・薬品としての化学物質
  - (4) 生産、ポストハーベスト管理、および加工における投入物（食品添加物、食品原材料、包装材料、または食品に一体化することが見込まれるその他の物質など）
- (b) 必要に応じて上記の情報を規制当局が利用できるシステムと手順を確立し、実施すること
- (c) 自らの製品を供給した他の事業を特定するためのシステムと手順を確立すること。この情報は、必要に応じて規制当局に提供されるものとする。

## 運用状況

FDA の 2019 年度年次報告書<sup>129</sup>には、食品ライセンスまたは許可の発行数や違反が認められた企業／製品の割合などの情報は記載されていなかった（最新情報は、2016 年度年次報告書に記載）。しかし、FDA は自身のウェブサイト上に勧告（Advisory）として、違法な食品（未登録など）の購入および消費に対する警告を出している。例えば、2020 年 2 月末現在で最新の「2020 年 FDA 勧告第 175 号」<sup>130</sup>（2020 年 2 月 17 日発行）によると、以下の製品は、FDA への製品登録を行っておらず、製品登録証明書を取得していないという。

1. AMAZING! KANGEN WATER
2. FLOR'S PASALUBONG TREAT ATO KINI BARQUIRON DE CASHEW
3. FLOR'S PASALUBONG TREAT ATO KINI BARQUILLOS WINDOW FAMILY SLIM
4. TOTS POPRICE
5. VIRGIE'S HOMEMADE PRODUCTS MANGO TARTLETS

また、一度未登録などの警告を含む勧告を出された食品などが、正式に登録され、製品登

<sup>129</sup> FDA2019 年度年次報告書（2020 年 3 月 3 日アクセス）

<https://www2.fda.gov.ph/attachments/article/130791/2019%20Physical%20Plan-BED%20No.%202.pdf>

<sup>130</sup> 2020 年 FDA 勧告第 175 号（2020 年 3 月 3 日アクセス）

<https://www.fda.gov.ph/wp-content/uploads/2020/02/FDA-Advisory-No.2020-175.pdf>

録証明書を取得した場合、FDA は同様に勧告を発行している。例えば、2020 年 FDA 勧告第 113-A 号<sup>131</sup>（2020 年 2 月 19 日発行）では、2020 年 FDA 勧告第 113 号にて未登録であった Titay's Lilo-an Rosquillos & Delicacies, Inc. の TITAY'S FOOD PRODUCTS Rosquillos が規定に基づき登録され、製品上に承認されたラベルが表示されていることが示されている。

このように、FDA は人の健康と安全を守るために市場監視を徹底しており、食品に関わる規制が遵守されているかどうかを確認している。また、FDA は法令遵守状況を逐一、国民へ周知していることがうかがえる。

### 今後の予定

FDA は 2016 年 10 月 26 日、食品添加物および加工助剤に関する新たな規制ガイドラインを定める行政命令案（Revised Regulatory Guidelines Concerning Food Additives, and Processing Aids）を発表し、パブリックコンサルテーションを実施した。また、2017 年 8 月 7 日には本行政命令案を WTO-TBT 通報<sup>132</sup>し、意見募集を行っていた。しかし、本調査では、本行政命令案が正式に公布されたという情報を確認することはできなかった。本行政命令案に関する今後の情報に注視する必要がある。

---

<sup>131</sup> 2020 年 FDA 勧告第 113-A 号（2020 年 3 月 3 日アクセス）

<https://www.fda.gov/wp-content/uploads/2020/02/FDA-Advisory-No.2020-113-A.pdf>

<sup>132</sup> 2017 年 8 月 7 日付 WTO-TBT 通報（2020 年 3 月 3 日アクセス）

[https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/FE\\_Search/FE\\_S\\_S007.aspx?PostingDateFrom=04%2f08%2f2017&PostingDateTo=07%2f08%2f2017&FullTextHash=371857150&AllTranslationsCompleted=1&Id=238100&PageAnchorPosition=238100&SearchPagePageNumber=10&SearchPageCurrentIndex=0&SearchPageViewStatePageIndex=0&SearchPageStartRowIndex=0&returnedPage=FE\\_S\\_S006.aspx&IsNotification=True&LeftTabFieldText=&NumberOfHits=16&DreReference=&Query=\(%40Symbol%3d+G%2fTBT%2f\\*+or+JOB%2fTBT%2f\\*+or+RD%2fTBT%2f\\*+or+WTO%2fAIR%2fTBT\\*\)&Context=RD&btsType=&IsEnglishSelected=True&IsFrenchSelected=False&IsSpanishSelected=False&IsAllLanguageSelected=False&SearchPage=&SourcePage=FE\\_S\\_S002&Language=E&](https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/FE_Search/FE_S_S007.aspx?PostingDateFrom=04%2f08%2f2017&PostingDateTo=07%2f08%2f2017&FullTextHash=371857150&AllTranslationsCompleted=1&Id=238100&PageAnchorPosition=238100&SearchPagePageNumber=10&SearchPageCurrentIndex=0&SearchPageViewStatePageIndex=0&SearchPageStartRowIndex=0&returnedPage=FE_S_S006.aspx&IsNotification=True&LeftTabFieldText=&NumberOfHits=16&DreReference=&Query=(%40Symbol%3d+G%2fTBT%2f*+or+JOB%2fTBT%2f*+or+RD%2fTBT%2f*+or+WTO%2fAIR%2fTBT*)&Context=RD&btsType=&IsEnglishSelected=True&IsFrenchSelected=False&IsSpanishSelected=False&IsAllLanguageSelected=False&SearchPage=&SourcePage=FE_S_S002&Language=E&)

## 2.10 排出規制（大気、水質、土壌）

### 【大気】

大気に関する排出規制に対応する基本的な法令は、以下のとおりである。

- 1999年共和国法第8749号「大気浄化法」<sup>133</sup>
- 2000年DENR行政命令第81号「大気浄化法の実施規則」<sup>134</sup>

### 制定の経緯

1999年共和国法第8749号で定められた「大気浄化法」は、フィリピンの大気質管理政策およびプログラムを統括する基本的な法律である。環境天然資源省（DENR）の大臣は、気候、天候、気象学、地政学等、大気中の汚染物質の混合と拡散に影響する要素に基づいて大気分水界を分割している。大気浄化法は、以下の汚染源を網羅している。

- 移動発生源（自動車など）
- 特定排出源または固定発生源（産業施設など）
- 地域発生源（木材または石炭燃焼など）

固定発生源の排出基準に関しては、「特定排出源大気汚染物質国家排出基準（NESSAP : National Emission Standards for Source Specific Air Pollutants）」および「国家環境大気質基準（NAAQS : National Ambient Air Quality Standards）」を遵守するとともに、操業開始前に認可を取得しなければならない。NESSAPなどの排出基準値は、1993年DENR行政命令第14号「大気汚染管理に関連する大気質基準および規則」<sup>135</sup>を参照し策定されたものである。固定排出源に対する排出基準値が定められた対象物質は、日本の「大気汚染防止法」におけるばい煙、有害大気汚染物質、特定物質等に対応する。

大気浄化法を執行するためのガイドラインとして、DENRは2000年11月7日、行政命令第81号「大気浄化法の実施規則」を制定し、大気浄化法で示された大気汚染物質に関する具体的な排出基準値を定めている。

大気浄化法およびその実施規則の概要は、次項に記述する。

---

<sup>133</sup> 1999年共和国法第8749号（2020年3月4日アクセス）

<https://emb.gov.ph/wp-content/uploads/2015/09/RA-8749.pdf>

<sup>134</sup> 2000年DENR行政命令第81号（2020年3月4日アクセス）

<http://pab.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2017/07/RA-8749-IRR-DAO-2000-81.pdf>

<sup>135</sup> 1993年DENR行政命令第14号（2020年3月4日アクセス）

<http://air.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2016/04/DAO-1993-14A.pdf>

## 現行の法令の内容

1999 年共和国法第 8749 号「大気浄化法」の概要は以下のとおりである<sup>136</sup>。

法令名	1999 年共和国法第 8749 号「大気浄化法」 Republic Act (RA) 8749 Philippine Clean Air Act of 1999
URL	<a href="https://emb.gov.ph/wp-content/uploads/2015/09/RA-8749.pdf">https://emb.gov.ph/wp-content/uploads/2015/09/RA-8749.pdf</a>
目的	環境の保護と開発の均衡をとりながら、固定排出源および移動排出源からの汚染物質の排出基準を定め大気汚染を防止すること
所轄官庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境天然資源省 (DENR)</li> </ul> <p>その他省庁の役割<sup>137</sup>：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>運輸省 (DOTC : Department of Transportation and Communication) DENR および排出事業者と協力し、排出許可システムや車両登録更新システムに基づき排出者からの排出料の収集を行う。また、車両の排出基準を定める。</li> <li>科学技術省 (DOST : Department of Science and Technology) DENR や民間セクター、学術研究者、NGO や市民団体とともに大気汚染防止のための国家研究開発プログラムを設立する。</li> <li>貿易産業省 (DTI : Department of Trade and Industry)、DOST 地方局 DENR とともに車両からの排出による大気汚染防止および管理のための行動計画を策定する。</li> <li>エネルギー省 (DOE : Department of Energy) DTI の製品基準局、DOST の諮問を受け、燃費および排出削減に資する燃料組成の改善のため、DENR と共同で輸送業界や学術研究者、消費者とともに、燃料および燃料関連の製品の種別を特定する。</li> </ul>
規制対象	【固定発生源からの汚染 (第 19 条)】 固定発生源から排出される汚染物質の制限値が規定されており、その対象物

<sup>136</sup> NITE (2017) アジア諸国等の化学物質管理制度等に関する調査報告書—フィリピン 引用 <https://www.nite.go.jp/data/000085430.pdf> (2020 年 3 月 4 日アクセス)

<sup>137</sup> 環境管理局 (2020 年 3 月 4 日アクセス) 「大気浄化法の特徴」 <https://air.emb.gov.ph/the-philippine-clean-air-act/>

法令名	<b>1999年共和国法第8749号「大気浄化法」</b> <b>Republic Act (RA) 8749 Philippine Clean Air Act of 1999</b>
物質	<p>質（アンチモン、ヒ素、カドミウム、一酸化炭素、銅、硫化水素、鉛、水銀、ニッケル、亜鉛など）。</p> <p><b>【自動車からの汚染（第21条）】</b>  自動車から排出される汚染物質の制限値が定められており、その対象物質（一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質）。</p> <p><b>【その他の移動発生源による汚染（第25条）】</b>  車両登録の要件として、DOTCの定める排出基準（第21条）に適合していなければならない。排出基準にはEURO2 また、排出基準に適合しているかどうかは、試験センターで試験し、確認する（第46条）。</p> <p><b>【燃料および添加物（第26条）】</b>  鉛を添加したガソリンを輸入販売してはならない（第29条）。</p> <p>その他の汚染物質に関する条項：  <b>【オゾン層破壊物質（第30条）】</b>  <b>【温室効果ガス（第31条）】</b>  <b>【残留性有機汚染物質（POPs）（第32条）】</b>  <b>【放射性物質の排出（第33条）】</b></p> <p>上記に関する具体的な基準値等は、大気浄化法の実施規則に規定されている。</p>
規制内容	<p>（排出基準値に関する規定のみ抜粋）</p> <p><b>【環境大気質ガイドライン値および基準（第12条）】</b>  (a) 基準汚染物質に関する国家環境大気質ガイドライン（National Ambient Air Quality Guideline for Criteria Pollutants）</p>

法令名	1999年共和国法第8749号「大気浄化法」 Republic Act (RA) 8749 Philippine Clean Air Act of 1999
-----	---

Pollutants	Short Term <sup>a</sup>			Long Term <sup>b</sup>		
	µg/NCM	ppm	Averaging	µg/NCM	ppm	Averaging
			Time			Time
Suspended Particulate Matter <sup>c</sup> - TSP	230 <sup>d</sup>		24 hours	90	--	1 year <sup>e</sup>
- PM-10	150 <sup>f</sup>		24 hours	60	--	1 year <sup>e</sup>
Sulfur Dioxide <sup>c</sup>	180	0.07	24 hours	80	0.03	1 year
Nitrogen Dioxide	150	0.08	24 hours	--	--	--
Photochemical Oxidants	140	0.07	1 hour	--	--	--
As Ozone	60	0.03	8 hours	--	--	--
Carbon Monoxide	35 mg/NCM	30	1 hour	--	--	--
	10 mg/NCM	9	8 hours	--	--	--

(b) 特定排出源（産業施設および生産工程）から排出される大気汚染物質に関する国家環境大気質基準

Pollutants <sup>1</sup>	Concentration <sup>2</sup>		Averaging time (min.)	Methods of Analysis/ Measurement <sup>3</sup>
	µg/NCM	ppm		
1. Ammonia	200	0.28	30	Nesslerization/Indo Phenol
2. Carbon Disulfide	30	0.01	30	Tischer Method
3. Chlorine and Chlorine compounds expressed as Cl <sub>2</sub>	100	0.03	5	Methyl Orange
4. Formaldehyde	50	0.04	30	Chromotropic acid Method or MBTH Colorimetric Method
5. Hydrogen Chloride	200	0.13	30	Volhard Titration with Iodine Solution
6. Hydrogen Sulfide	100	0.07	30	Methylene Blue
7. Lead	20		30	AAS <sup>c</sup>
8. Nitrogen Dioxide	375	0.20	30	Greiss-Saltzman
	260	0.14	60	
9. Phenol	100	0.03	30	4-Aminoantipyrine
10. Sulfur Dioxide	470	0.18	30	Colorimetric-Pararosaniline
	340	0.13	60	
11. Suspended Particulate	300	--	60	Gravimetric
Matter - TSP	200	--	60	- do -
- PM10				

法令名	1999年共和国法第8749号「大気浄化法」 Republic Act (RA) 8749 Philippine Clean Air Act of 1999																																														
	<p>【固定発生源からの汚染（第19条）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特定排出源に対する大気汚染物質国家排出基準（一部抜粋） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">汚染物質名</th> <th style="text-align: center;">適用対象</th> <th style="text-align: center;">最大許容値 (mg/NCM)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アンチモン（化合物含む）</td> <td>全固定発生源</td> <td>10(Sbとして)</td> </tr> <tr> <td>ヒ素（化合物含む）</td> <td>全固定発生源</td> <td>10(Asとして)</td> </tr> <tr> <td>カドミウム（化合物含む）</td> <td>全固定発生源</td> <td>10(Cdとして)</td> </tr> <tr> <td>一酸化炭素</td> <td>全産業固定発生源</td> <td>500(COとして)</td> </tr> <tr> <td>銅（化合物含む）</td> <td>全産業固定発生源</td> <td>100(Cuとして)</td> </tr> <tr> <td>鉛</td> <td>全貿易、産業、工程</td> <td>10(Pbとして)</td> </tr> <tr> <td>水銀</td> <td>全固定発生源</td> <td>10(Hg元素として)</td> </tr> <tr> <td>ニッケル（ニッケル・カルボニルを除く化合物含む）</td> <td>全固定発生源</td> <td>20(Niとして)</td> </tr> <tr> <td>五酸化リン</td> <td>全固定発生源</td> <td>200(200P2O5)</td> </tr> <tr> <td>亜鉛（化合物含む）</td> <td>全固定発生源</td> <td>100(Znとして)</td> </tr> </tbody> </table> </li> <li>固定排出源に関する硫黄酸化物（SO<sub>x</sub>）排出上限基準 <p>(1) 既存固定発生源</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>硫酸の製造および硫酸化プロセス</td> <td>2.0gm/NCM (SO<sub>3</sub>として)</td> </tr> <tr> <td>燃料燃焼設備</td> <td>1.5gm/NCM (SO<sub>2</sub>として)</td> </tr> <tr> <td>その他の固定発生源</td> <td>1.0gm/NCM (SO<sub>3</sub>として)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 新規固定発生源</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>硫酸の製造および硫酸化プロセス</td> <td>1.5gm/NCM (SO<sub>3</sub>として)</td> </tr> <tr> <td>燃料燃焼設備</td> <td>0.7gm/NCM (SO<sub>2</sub>として)</td> </tr> <tr> <td>その他の固定発生源</td> <td>0.2gm/NCM (SO<sub>3</sub>として)</td> </tr> </tbody> </table> </li> </ul> <p>※2年毎または必要だと判断した場合に、固定排出源からの汚染物質排出基準の見直しを行う。</p> <p>等</p>		汚染物質名	適用対象	最大許容値 (mg/NCM)	アンチモン（化合物含む）	全固定発生源	10(Sbとして)	ヒ素（化合物含む）	全固定発生源	10(Asとして)	カドミウム（化合物含む）	全固定発生源	10(Cdとして)	一酸化炭素	全産業固定発生源	500(COとして)	銅（化合物含む）	全産業固定発生源	100(Cuとして)	鉛	全貿易、産業、工程	10(Pbとして)	水銀	全固定発生源	10(Hg元素として)	ニッケル（ニッケル・カルボニルを除く化合物含む）	全固定発生源	20(Niとして)	五酸化リン	全固定発生源	200(200P2O5)	亜鉛（化合物含む）	全固定発生源	100(Znとして)	硫酸の製造および硫酸化プロセス	2.0gm/NCM (SO <sub>3</sub> として)	燃料燃焼設備	1.5gm/NCM (SO <sub>2</sub> として)	その他の固定発生源	1.0gm/NCM (SO <sub>3</sub> として)	硫酸の製造および硫酸化プロセス	1.5gm/NCM (SO <sub>3</sub> として)	燃料燃焼設備	0.7gm/NCM (SO <sub>2</sub> として)	その他の固定発生源	0.2gm/NCM (SO <sub>3</sub> として)
汚染物質名	適用対象	最大許容値 (mg/NCM)																																													
アンチモン（化合物含む）	全固定発生源	10(Sbとして)																																													
ヒ素（化合物含む）	全固定発生源	10(Asとして)																																													
カドミウム（化合物含む）	全固定発生源	10(Cdとして)																																													
一酸化炭素	全産業固定発生源	500(COとして)																																													
銅（化合物含む）	全産業固定発生源	100(Cuとして)																																													
鉛	全貿易、産業、工程	10(Pbとして)																																													
水銀	全固定発生源	10(Hg元素として)																																													
ニッケル（ニッケル・カルボニルを除く化合物含む）	全固定発生源	20(Niとして)																																													
五酸化リン	全固定発生源	200(200P2O5)																																													
亜鉛（化合物含む）	全固定発生源	100(Znとして)																																													
硫酸の製造および硫酸化プロセス	2.0gm/NCM (SO <sub>3</sub> として)																																														
燃料燃焼設備	1.5gm/NCM (SO <sub>2</sub> として)																																														
その他の固定発生源	1.0gm/NCM (SO <sub>3</sub> として)																																														
硫酸の製造および硫酸化プロセス	1.5gm/NCM (SO <sub>3</sub> として)																																														
燃料燃焼設備	0.7gm/NCM (SO <sub>2</sub> として)																																														
その他の固定発生源	0.2gm/NCM (SO <sub>3</sub> として)																																														

法令名	1999年共和国法第8749号「大気浄化法」 Republic Act (RA) 8749 Philippine Clean Air Act of 1999
	なお、自動車からの汚染物質の排出基準やその他の移動発生源に関する規定も定められている。

2000年 DENR 行政命令第81号「大気浄化法の実施規則」の概要は以下のとおりである  
138。

法令名	2000年 DENR 行政命令第81号「大気浄化法の実施規則」 DAO2000-81 Implementing Rules and Regulations for RA8749
URL	<a href="http://pab.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2017/07/RA-8749-IRR-DAO-2000-81.pdf">http://pab.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2017/07/RA-8749-IRR-DAO-2000-81.pdf</a>
目的	大気浄化法の執行に関するガイドラインを提供するための規則を定めるため
所轄官庁	• 環境天然資源省 (DENR)
規制対象物質	本規則では以下の基準値が定められている物質が規制対象となる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 表1：国家環境大気質ガイドライン値</li> <li>• 表2：特定排出源に対する大気汚染物質国家排出基準</li> <li>• 表3：特定排出源（産業施設および生産工程）から排出される大気汚染物質に関する国家環境大気質基準</li> </ul> 等
規制内容	（排出基準値に関する規定のみ抜粋）  パート II：国家環境大気質ガイドライン 【規則 VII：国家大気質】 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 国家環境大気質ガイドライン値（セクション 1.）  公衆の健康と安全および公共の福祉を守るために、国家環境大気質基準ガイドライン値を定める。  ➡表1：国家環境大気質ガイドライン値</li> </ul> パート VII：固定発生源由来の汚染 【規則 XXV：特定排出源に対する大気汚染物質国家排出基準】 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 特定排出源に対する大気汚染物質国家排出基準（セクション 1.）  大気汚染物質を排出する貿易、産業、工程、燃料燃焼設備または産業施設</li> </ul>

<sup>138</sup> NITE（2017）アジア諸国等の化学物質管理制度等に関する調査報告書—フィリピン 引用  
<https://www.nite.go.jp/data/000085430.pdf> （2020年3月4日アクセス）



法令名	2000年DENR行政命令第81号「大気浄化法の実施規則」 DAO2000-81 Implementing Rules and Regulations for RA8749
	<p>に対して、排出時の濃度が規定の最大許容値を超えてはならない。</p> <p>➡表2：特定排出源に対する大気汚染物質国家排出基準</p> <p>【規則 XXVI：特定排出源の環境大気質基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国家環境大気質基準（セクション 1.） 産業施設または産業工程において、基準値を超えた濃度の大気汚染物質を含む排気ガスを排出してはならない。</li> </ul> <p>➡表3：特定排出源（産業施設および産業工程）から排出される大気汚染物質に関する国家環境大気質基準</p>

大気浄化法の実施規則で定められている排出基準値の表1～表3に関して、以下に示す139。

表1：国家環境大気質ガイドライン値（National Ambient Air Quality Guideline Values）

汚染物質	短期間 <sup>(a)</sup>			長期間 <sup>(b)</sup>		
	µg/Ncm	ppm	平均暴露時間	µg/Ncm	ppm	平均暴露時間
浮遊粒子状物質 <sup>(c)</sup>						
TSP	230 <sup>(d)</sup>	—	24時間	90	—	1年間
PM-10	150 <sup>(f)</sup>	—	24時間	60	—	(e) 1年間 (e)
二酸化硫黄 <sup>(c)</sup>	180	0.07	24時間	80	0.03	1年間
二酸化窒素	150	0.08	24時間	—	—	—
光化学オキシダント	140	0.07	1時間	—	—	—
オゾンとしての光化学オキシダント	60	0.03	8時間	—	—	—
一酸化炭素	35mg/Ncm 10mg/Ncm	30 9	1時間 8時間	— —	— —	— —
鉛 <sup>(g)</sup>	1.5	—	3ヵ月 (g)	1.0	—	1年間

139 NITE（2017）アジア諸国等の化学物質管理制度等に関する調査報告書—フィリピン 参照  
<https://www.nite.go.jp/data/000085430.pdf>（2020年3月4日アクセス）

- (a) 最大許容値の 98 パーセンタイル値を年 2 回以上超えてはならない。
- (b) 算術平均
- (c) 二酸化硫黄および浮遊粒子状物質は、手作業の場合 6 日に 1 度サンプリングを行う。サンプリングの日数は最低でも四半期に 12 日、もしくは毎年 48 日必要である。将来的に自動計測器を調達し利用可能になった場合は、毎日サンプリングを実施する可能性がある。
- (d) 質量中央径が 25~50 ミクロン未満の TSP に対する上限値である。
- (e) 年間幾何平均
- (f) 質量中央径が 10 ミクロン未満の浮遊粒子状物質について十分なデータを収集し、適切なガイドラインを策定するまでの暫定的な上限値である。
- (g) 本ガイドラインの評価は、連続 3 ヶ月以上にわたる 24 時間の平均時間で実施される。計測されたいずれの 3 ヶ月間についても、平均値が基準値を超えてはならない。

上記の国家環境大気質ガイドライン値は、2013 年 3 月 7 日制定の 2013 年 DENR 行政命令第 13 号<sup>140</sup>により、従来までは直径 10  $\mu\text{m}$  以下の浮遊粒子状物質 (SPM) について定めていたが、大気中の粒子状物質 (PM<sub>2.5</sub>) に関する環境基準が新たに盛り込まれた。

汚染物質	短期間		長期間		実施期間
	$\mu\text{g}/\text{Ncm}$	平均暴露時間	$\mu\text{g}/\text{Ncm}$	平均暴露時間	
PM <sub>2.5</sub>	75	24 時間	35	1 年間	施行日から 2015 年末まで
	50	24 時間	25	1 年間	2016 年以降

大気中の PM<sub>2.5</sub> の基準値として 24 時間平均で 75  $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、1 年平均で 35  $\mu\text{g}/\text{m}^3$  という数値が規定された。しかし、この基準値は 2015 年 12 月 31 日までのもので、その後、2016 年 1 月 1 日以降はさらに厳しくなり、それぞれ 50  $\mu\text{g}/\text{m}^3$  と 25  $\mu\text{g}/\text{m}^3$  となっている。

表 2 : 特定排出源に対する大気汚染物質国家排出基準  
(NESSAP : National Emission Standards for Source Specific Air Pollutants)

<sup>140</sup> 2013 年 DENR 行政命令第 13 号 (2020 年 3 月 4 日アクセス)  
<http://air.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2017/04/DAO-2013-13-PM2.5.pdf>

汚染物質	対象排出源	許容上限値 (mg/Ncm)
アンチモンとその化合物	全排出源	10 (Sb)
ヒ素とその化合物	全排出源	10 (As)
カドミウムとその化合物	全排出源	10 (Cd)
一酸化炭素	全産業排出源	500 (CO)
銅とその化合物	全産業排出源	100 (Cu)
水酸化フッ素とフッ素化合物	アルミナからアルミニウムを製造する工場以外の全排出源	50 (HF)
硫化水素	(i) 地熱発電所	1995年1月以降の新設施設は、150g/GMW-Hr. 既存施設は 200g/GMW-Hr
	(ii) 地熱資源探査および井戸試験施設	実行可能な最良の技術を適用
	(i) (ii) 以外の全排出源	7 (H <sub>2</sub> S)
鉛	貿易、産業、工程	10 (Pb)
水銀	全排出源	5 (Hg 単体)
ニッケルとニッケル・カルボニルを除くその化合物	全排出源	20 (Ni) (ニッケル・カルボニルは 0.5mg/Ncm)
窒素酸化物	(i) 硝酸製造	2,000 (酸および NO <sub>2</sub> として、NO <sub>2</sub> に換算)
	(ii) 燃料燃焼蒸気発生装置 既設 新設 - 石炭燃料 - 石油燃料	1,500 (NO <sub>2</sub> )
		1,000 (NO <sub>2</sub> )
		500 (NO <sub>2</sub> )
	(iii) ディーゼル発電機	2,000 (NO <sub>2</sub> )
(iii) (i) (ii) 以外の全排出源 既存の発生源 新規発生源	1,000 (NO <sub>2</sub> ) 500 (NO <sub>2</sub> )	
粒子状物質	燃料燃焼施設	
	a) 都市および工業地帯 b) その他の地域	150 200

汚染物質	対象排出源	許容上限値 (mg/Ncm)
	セメント工場	150
	溶鉱炉	150
	その他の固定排出源	200
五酸化リン	全排出源	200 (P <sub>2</sub> O <sub>5</sub> )
硫黄酸化物	1) 既存施設 硫酸およびスルホン化プロセス 燃料燃焼施設 その他の固定発生源	2,000 (SO <sub>3</sub> ) 1,500 (SO <sub>2</sub> ) 1,000 (SO <sub>3</sub> )
	2) 新規施設 硫酸およびスルホン化プロセス 燃料燃焼施設 その他の固定発生源	1,500 (SO <sub>3</sub> ) 700 (SO <sub>2</sub> ) 200 (SO <sub>3</sub> )
亜鉛とその化合物	全排出源	100 (Zn)

表 3：特定排出源（産業施設および生産工程）から排出される大気汚染物質に関する国家環境大気質基準

(National Ambient Air Quality Standards for Source Specific Air Pollutants from Industrial Sources/Operations)

	汚染物質	濃度 <sup>(a)</sup>		平均暴露 時間	分析／測定方法 <sup>(b)</sup>
		µg/Ncm	ppm	(分)	
1	アンモニア	200	0.028	30	ネスラー法、インドフェノール法
2	二硫化炭素	30	0.01	30	ティッシャー (Tischer) 法
3	塩素および塩化物	100	0.03	5	メチルオレンジ法
4	ホルムアルデヒド	50	0.04	30	クロモトロブ酸法、または MBTH 比色法
5	塩化水素	200	0.13	30	フォルハルト滴定法（ヨウ素溶液使用）

	汚染物質	濃度 <sup>(a)</sup>		平均暴露 時間	分析／測定方法 <sup>(b)</sup>
		μg/Ncm	ppm	(分)	
6	硫化水素	100	0.07	30	メチレンブルー法
7	鉛	20		30	原子吸光分析法
8	二酸化窒素	375	0.20	30	グリースーザルツマン法
		260	0.14	60	
9	フェノール	100	0.03	30	4-アミノアンチピリン法
10	二酸化硫黄	470	0.18	30	パラローザニリン比色分 析法
		340	0.13	60	
11	浮遊粒子状物質				重量分析法
	TSP	300	—	60	
	PM10	200	—	60	
12	アンチモン	0.02 mg/Ncm	—	30	原子吸光分析法
13	ヒ素	0.02 mg/Ncm	—	30	原子吸光分析法
14	カドミウム	0.01 mg/Ncm	—	30	原子吸光分析法
15	アスベスト	2 x 10 <sup>6</sup> 粒 子状物質 /Ncm(5μ 超)	—	30	光学顕微鏡検査 (法)
16	硫酸	0.3 mg/Ncm	—	30	滴定 (法)
17	硝酸	0.4 mg/Ncm	—	30	滴定 (法)

(a) 25℃、1気圧の条件下で30分間サンプリングし、測定した98パーセンタイル値  
(b) DENRが承認した同等の方法を採用できる。

## 運用状況

DENR は 2016 年、深刻な大気汚染を改善するために以下を発表している。

### ① 輸送部門と協力し、大気質の改善に取り組む

DENR は 2016 年 1 月 23 日、輸送部門に働きかけ、支援することにより、同部門と協力して大気質の改善に取り組むことを表明した。これは、2016 年 6 月 30 日までにマニラ首都圏の大気質を国際的に受け入れられるレベルまで向上させることを目指すものであった。環境管理局 (EMB) を通じて輸送部門の主要な関係者を集めた会合を開催し、協議を行った。この中で EMB は、同国の大気汚染の 80%が自動車に由来し、残りの 20%が工場の煤煙や野焼きなどの固定発生源に由来すると説明した。この会合には輸送部門 (特に、フィリピン特有の乗合タクシーである「ジプニー (Jeepney)」事業者) に加え、その他のステークホルダーが一堂に会し、特に首都マニラにおける大気質改善について協議したという。本会合では、ジプニー事業者が自らの営業所またはターミナルにおいて、排出試験を実施することを定める覚書(MOA)が締結された。DENR は排出試験の結果を用いてマニラ首都圏におけるジプニー事業者の排ガス基準の遵守状況を評価すると述べた。この会合ではこの他、マニラ首都圏における適切な大気質情報システムの構築および運営、煤煙排出者の非接触式摘発、稼働していない排出試験センターの閉鎖、および政府の国内の環境プログラムを通じた炭素の隔離についても決議が行われた。

### ② 自動車の普及に伴い、首都マニラの大気質管理を強化

DENR は 2016 年 6 月 19 日、特に首都マニラでは自動車の普及にともない大気質管理の強化が必要とされていると発表した。DENR はこれまでに EMB を通じ、首都マニラ内 17 の地方自治体すべてに大気質監視ステーションを設置し終えており、大気質の観測値がリアルタイムで送信されている。

都市での大気汚染への対策としてフィリピンでは、2015 年 3 月に 2015 年 DENR 行政命令第 4 号<sup>141</sup>が公布され、排ガス基準 Euro 4 が導入されている。2009 年以降、フィリピンで採用されてきた排ガス基準は Euro 2 であったが、本行政命令により排ガス基準が引き上げられた。

Euro 4 はガソリンおよびディーゼル燃料について、硫黄含有量を 50 ppm、ベンゼン含有量を 1%に制限する。また、芳香族について Euro 4 はその含有量を 35% (体積ベース) に制限し、また、新規乗用車、軽量車、および大型車が遵守すべき一酸化炭素 (CO)、炭化水素、二酸化窒素、および粒子状物質の排出基準も厳格化された。EMB は、DENR が規定する Euro 4 排ガス基準に適合している新車にのみ、適合性証明書 (COC)

---

<sup>141</sup> 2015 年 DENR 行政命令第 4 号 (2020 年 3 月 4 日アクセス)  
[http://air.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2017/04/DAO-2015\\_04.pdf](http://air.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2017/04/DAO-2015_04.pdf)

を発行している。これは陸運局（Land Transport Office）に車両を初期登録する際の要件となる。

## 今後の予定

2020年2月末現在、大気に関する排出基準の法令が新たに発表される、または既存の法令の改正等の情報は確認できていない。しかし、EMBの大気質管理課が2019年5月31日付で発表したプレスリリース情報<sup>142</sup>によると、現在、固定発生源に対する排ガス基準の見直しが行われている<sup>143</sup>。濃度ベース（concentration-based）の排ガス基準から質量率ユニット（mass-rate units）の排ガス基準への見直しは、経済や人の健康、汚染管理技術の利用可能性などへの影響を考慮する予定であるという。

排ガス基準の見直しに関するスケジュールは以下のとおりである。

- 2019年-2020年：燃料燃焼装置
- 2020年-2021年：プロセス装置

EMBはクリーン・エア・アジア（CAA）と協力し、2019年5月31日に固定発生源の質量排出率基準の政策見直しのための利用可能な最善の管理技術に関するワークショップを開催した。EMBの優先プロジェクトの一環として、本ワークショップは以下の目標の達成のために開催された。

- 固定発生源の排ガス基準に関して EMB が行った見直しのプロセスをステークホルダーに説明すること。
- 利用可能な最善の管理技術やボイラーなどからの排ガス抑制戦略について協議および評価すること。
- 利用可能な最善の管理技術や抑制戦略のコスト（導入、稼働、維持、基準遵守において掛かるコスト）について協議すること。
- 排ガス基準の改正において考慮しなければならない情報を収集すること。

---

<sup>142</sup> 環境管理局（2020年3月4日アクセス）「Consultation Workshop on Best Available Control Technologies for the Policy Review of the Mass Emission Rate Standards (MERS) for Stationary Sources」

<https://air.emb.gov.ph/consultation-workshop-on-best-available-control-technologies-for-the-policy-review-of-the-mass-emission-rate-standards-mers-for-stationary-sources/>

<sup>143</sup> 大気浄化法の規定では、DENRは2年毎に固定発生源に対する排ガス基準の見直しを実施しなければならないと定められている。

## 【水質】

水域への排出に関する法令は、以下のとおりである<sup>144</sup>。

- 2004年共和国法第9275号「水質浄化法」<sup>145</sup>
- 2016年DENR行政命令第08号「水質基準ガイドラインおよび一般排水基準」<sup>146</sup>

### 制定の経緯

#### 2004年共和国法第9275号「水質浄化法」:

水質浄化法は2004年3月22日に制定され、フィリピンの水源を陸上の汚染源（工業、商業活動、農業、コミュニティ活動、世帯活動など）から守るための基本的な法律である。水質浄化法の一般的な特徴は、政策の布告、対象、概念的枠組み、水質管理システム、禁止行為、罰則、資金調達メカニズム、および組織の連携である。本法律に基づき、排水の排出は管理されなければならない。大気浄化法の施行により1976年大統領令第984号<sup>147</sup>は廃止された。

#### 2016年DENR行政命令第08号「水質基準ガイドラインおよび一般排水基準」:

環境天然資源省（DENR）は2016年5月24日、水質基準ガイドラインおよび排水基準値を定めた行政命令「2016年DENR行政命令第08号」を制定した。本行政命令は、水質浄化法の第19条e項およびf項に基づき策定されたものである。本行政命令の施行にともない、以下の規則が廃止された。

- 1978年国家公害規制委員会規則（NPCC）
- 1982年排水規則
- 1990年DENR行政命令第34号「NPCC規則の水使用と分類/水質基準の改正」
- 1997年DENR行政命令第23号「1990年DENR行政命令第34号の更新」

水質浄化法および2016年DENR行政命令第08号の概要は、次項に記述する。

### (i)-2-2 現行の法令の内容

<sup>144</sup> NITE（2017）アジア諸国等の化学物質管理制度等に関する調査報告書ーフィリピン 参照 <https://www.nite.go.jp/data/000085430.pdf> （2020年3月4日アクセス）

<sup>145</sup> 2004年共和国法第9275号（2020年3月4日アクセス）

<http://water.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2016/06/RA-9275-Philippine-Clean-Water-Act-of-2004.pdf>

<sup>146</sup> 2016年DENR行政命令第08号（2020年3月4日アクセス）

<http://water.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2016/06/DAO-2016-08-WQG-and-GES.pdf>

<sup>147</sup> 1976年大統領令第984号（2020年3月4日アクセス）

<https://www.officialgazette.gov.ph/1976/08/25/presidential-decree-no-987-s-1976/>



2004 年共和国法第 9275 号「水質浄化法」の概要は以下のとおりである<sup>148</sup>。

法令名	2004 年共和国法第 9275 号「水質浄化法」 Republic Act (RA) 9275 Philippines Clean Water Act of 2004
URL	<a href="http://water.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2016/06/RA-9275-Philippine-Clean-Water-Act-of-2004.pdf">http://water.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2016/06/RA-9275-Philippine-Clean-Water-Act-of-2004.pdf</a>
目的	フィリピンの水源を陸上の汚染源（工業、商業活動、農業、コミュニティ活動、世帯活動など）から守るための規制を定めること
所轄官庁	• 環境天然資源省（DENR）
規制対象物質	2016 年 DENR 行政命令第 08 号を参照
規制内容	<p>【規制内容】<sup>149</sup></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 水域または縁水域への、または、潮の満干、暴風襲、洪水等によって物質が水域または表層水に流され易い場所への、水質汚染または水域の自然流の妨げを生じるような物質の、直接的あるいは間接的な排出または沈積、または、それを生じるような行為。</li> <li>• 地下水を汚染するような物質の、土壌または下層土への排出または注入、あるいは滴下を生じるような行為。但し、DENR の認可を受けた地熱プロジェクトの場合は、管理された上での短期間の排出（立坑試験、水放出、試運転、ガス抜き等）、地熱流体の深部での再注入が容認される（地下水の汚染防止のための安全策が取られること）。</li> <li>• 有効認可の無所持または規約条件への違反によって認可を取り消された後の規制対象水汚染源を排出するような設備の運転。</li> <li>• 下水汚泥または固形廃棄物法で定義される固形廃棄物の海中への無認可の移動または遺棄。</li> <li>• 危害廃棄物法で禁止されている化学薬品・物質・汚染源の移動、遺棄、排出。</li> <li>• 危害廃棄物法で禁止されている化学薬品・物質・汚染源の、水域への、またはそれらが表層水、地面、海岸、海水に流され易い場所への排出あるいは滴下をもたらすような故意または過失による設備の運転。</li> <li>• 法律に違反した活動、プロジェクトの展開、拡張、排水/下水設備の運転。</li> <li>• 水質浄化法準拠の有効認可の無所持または条件規約への違反によって認可を取り消された後の規制対象水汚染源の排出。</li> </ul>

<sup>148</sup> NITE（2017）アジア諸国等の化学物質管理制度等に関する調査報告書ーフィリピン 参照  
<https://www.nite.go.jp/data/000085430.pdf> （2020 年 3 月 4 日アクセス）

<sup>149</sup> NITE（2010）アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査ーフィリピン 引用  
[http://www.nite.go.jp/chem/kanren/asia\\_kanren/asia\\_kanren\\_h22-02.html](http://www.nite.go.jp/chem/kanren/asia_kanren/asia_kanren_h22-02.html)

2016年 DENR 行政命令第 08 号「水質基準ガイドラインおよび一般排水基準」の概要は以下のとおりである。

法令名	2016年 DENR 行政命令第 08 号「水質基準ガイドラインおよび一般排水基準」 DAO2016-08 Water Quality Guidelines and General Effluent Standards of 2016
URL	<a href="http://water.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2016/06/DAO-2016-08-WQG-and-GES.pdf">http://water.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2016/06/DAO-2016-08-WQG-and-GES.pdf</a>
目的	本行政命令の目的は、以下を提供するためである（第 2 条）。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ フィリピン国内の水源の分類に関するガイドライン</li> <li>・ 水質の悪化または向上の段階の傾向および評価の判断基準</li> <li>・ 水質汚染の防止、管理および抑制に対する措置をとる必要性の評価</li> <li>・ 水質管理地域（WQMA）の指定</li> <li>・ 一般排水基準（GES）</li> </ul>
所轄官庁	・ 環境天然資源省（DENR）
規制対象物質	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 表 3、表 4、表 5 および表 6 の水質基準ガイドラインに規定の物質</li> <li>・ 表 8：産業種別の排水基準に規定の物質</li> <li>・ 表 9：排水基準に規定の物質</li> </ul>
規制内容	<p>用語の定義（第 4 条）：</p> <p><b>【水質ガイドライン】</b>（dd 項）</p> <p>「水質ガイドライン（WQG : Water Quality Guidelines）」は、フィリピン国内の全ての水域（淡水、海水、地下水）に適用され、それらの分類に使用されるものである。分類について、淡水は Class AA、A、B、C、D の 5 種で、海水は Class SA、SB、SC、SD の 4 種に分けられる。それぞれの分類の水域が満たすべき具体的な水質基準値は、本行政命令の第 6 条に記載の表 3～表 6 で規定されている。</p> <p><b>【一般排水基準】</b>（g 項）</p> <p>「一般排水基準（GES : General Effluent Standards）」は、産業種別に関わらず全ての排水源に適用されるものである。GES の具体的な基準値については、本行政命令の第 7 条に記載の表 9 で規定されているが、排出先の水域の分類（上述の各 Class）によって排水基準値が異なる。GES のなかで、「主要排水基準項目（significant effluent quality parameter）」と呼ばれる要件が規定されているが、これは産業種別ごとに分かれて設定されており、例えば以下のとおりである。</p>

なお、下表の「PSIC カテゴリー」とは、Philippines Standard Industrial Classification を指し、フィリピンにおける産業分類を示すものである。

PSIC コード	産業分類	主要排水基準項目
261	電子部品の製造	pH、COD、総懸濁固体量 (TSS)、フッ化物、塩化物、ホウ素、油・潤滑油、トリクロロエチレン、金属類 (製造している主な電子部品に対応したもの)
2720	電池および蓄電池の製造	pH、COD、総懸濁固体量 (TSS)、フッ化物、セレン、マンガン、鉄、ニッケル、銅、亜鉛、カドミウム、水銀、鉛、油・潤滑油

罰則 (第 12 条) :

本行政命令の規定に違反した場合、水質浄化法の第 28 条に基づく罰金、損害賠償金および罰則を科せられる。

## 【水質ガイドライン (WQG)】

表 3 : 水質ガイドライン—第 1 パラメータ

**Table 3. Water Quality Guidelines for Primary Parameters**

Parameter	Unit	Water Body Classification									
		AA	A	B	C	D	SA	SB	SC	SD	
BOD	mg/L	1	3	5	7	15	n/a	n/a	n/a	n/a	
Chloride	mg/L	250	250	250	350	400	n/a	n/a	n/a	n/a	
Color	TCU	5	50	50	75	150	5	50	75	150	
Dissolved Oxygen <sup>(a)</sup> (Minimum)	mg/L	5	5	5	5	2	6	6	5	2	
Fecal Coliform	MPN/100mL	<1.1	<1.1	100	200	400	<1.1	100	200	400	
Nitrate as NO <sub>3</sub> -N	mg/L	7	7	7	7	15	10	10	10	15	
pH (Range)		6.5-8.5	6.5-8.5	6.5-8.5	6.5-9.0	6.0-9.0	7.0-8.5	7.0-8.5	6.5-8.5	6.0-9.0	
Phosphate	mg/L	<0.003	0.5	0.5	0.5	5	0.1	0.5	0.5	5	
Temperature <sup>(b)</sup>	°C	26-30	26-30	26-30	25-31	25-32	26-30	26-30	25-31	25-32	
Total Suspended Solids	mg/L	25	50	65	80	110	25	50	80	110	

Notes:

MPN/100mL - Most Probable Number per 100 milliliter

n/a - Not Applicable

TCU - True Color Unit

(a) Samples shall be taken from 9:00 AM to 4:00 PM.

(b) The natural background temperature as determined by EMB shall prevail if the temperature is lower or higher than the WQG; provided that the maximum increase is only up to 10 percent and that it will not cause any risk to human health and the environment.

表 4 : 水質ガイドライン—第 2 パラメータ (無機物群)

**Table 4. Water Quality Guidelines for Secondary Parameters-Inorganics**

Parameter	Unit	Water Body Classification								
		AA	A	B	C	D	SA	SB	SC	SD
Ammonia as NH <sub>3</sub> -N	mg/L	0.05	0.05	0.05	0.05	0.75	0.04	0.05	0.05	0.75
Boron	mg/L	0.5	0.5	0.5	0.75	3	0.5	0.5	5	20
Fluoride	mg/L	1	1	1	1	2	1.5	1.5	1.5	3
Selenium	mg/L	0.01	0.01	0.01	0.02	0.04	0.01	0.01	0.1	0.2
Sulfate	mg/L	250	250	250	275	500	250	250	275	500

表5：水質ガイドライン—第2パラメータ（金属群）

**Table 5. Water Quality Guidelines for Secondary Parameters-Metals<sup>(c)</sup>**

Parameter	Unit	Water Body Classification								
		AA	A	B	C	D	SA	SB	SC	SD
Arsenic	mg/L	0.01	0.01	0.01	0.02	0.04	0.01	0.01	0.02	0.04
Barium	mg/L	0.7	0.7	0.7	3	4	0.1	0.7	1	4
Cadmium	mg/L	0.003	0.003	0.003	0.005	0.01	0.003	0.003	0.005	0.01
Chromium as Hexavalent Chromium (Cr <sup>6+</sup> )	mg/L	0.01	0.01	0.01	0.01	0.02	0.05	0.05	0.05	0.1
Copper as Dissolved Copper	mg/L	0.02	0.02	0.02	0.02	0.04	0.02	0.02	0.02	0.04
Iron	mg/L	1	1	1	1.5	7.5	1.5	1.5	1.5	7.5
Lead	mg/L	0.01	0.01	0.01	0.05	0.1	0.01	0.01	0.05	0.1
Manganese	mg/L	0.2	0.2	0.2	0.2	2	0.4	0.4	0.4	4
Mercury	mg/L	0.001	0.001	0.001	0.002	0.004	0.001	0.001	0.002	0.004
Nickel	mg/L	0.02	0.02	0.04	0.2	1	0.02	0.04	0.06	0.3
Zinc	mg/L	2	2	2	2	4	0.04	0.05	0.8	1.5

Note:

(c) Unless otherwise specified, the above parameters are expressed as total metals.

表6：水質ガイドライン—第2パラメータ（有機物群）

**Table 6. Water Quality Guidelines for Secondary Parameters-Organics**

Parameter	Unit	Water Body Classification								
		AA	A	B	C	D	SA	SB	SC	SD
Benzo(a)pyrene	µg/L	0.7	0.7	0.7	1.5	3	0.7	0.7	1.5	3
BTEX										
Benzene	mg/L	0.01	0.01	0.01	0.05	0.5	0.01	0.01	0.05	0.5
Toluene	mg/L	0.7	0.7	1	4	5	1	1	4	5
Ethylbenzene	mg/L	0.3	0.3	0.3	1.5	2	0.2	0.2	1.5	2
Xylenes	mg/L	0.5	0.5	0.5	1.5	1.8	0.5	0.5	1.5	1.8
Cyanide as Free Cyanide	mg/L	0.07	0.07	0.07	0.1	0.2	0.02	0.02	0.1	0.2
Organophosphate as Malathion	µg/L	1	1	1	3	6	1	1	3	6
Oil and Grease	mg/L	<1	1	1	2	5	1	2	3	5
Polychlorinated Biphenyls <sup>(d)</sup>	µg/L	<0.1	<0.1	0.2	0.5	1	0.3	0.3	0.5	1
Phenol & Phenolic Substances <sup>(e)</sup>	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	0.05	0.5	<0.001	<0.001	0.05	0.5
Surfactants (MBAS)	mg/L	<0.025	0.2	0.3	1.5	3	0.3	0.3	1.5	3
Trichloroethylene	mg/L	0.07	0.07	0.07	0.9	2	0.07	0.07	0.9	2
Total Organochlorine Pesticides <sup>(f)</sup>	µg/L	n/a	n/a	50	50	50	50	50	50	50
Aldrin	µg/L	0.03	0.03	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a
Chlordane	µg/L	0.2	0.2	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a
Dichlorodiphenyltrichloroethane (DDT)	µg/L	1	1	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a
Dieldrin	µg/L	0.03	0.03	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a
Endrin	µg/L	0.6	0.6	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a
Heptachlor	µg/L	0.03	0.03	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a
Lindane	µg/L	2	2	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a
Methoxychlor	µg/L	50	50	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a
Toxaphene	µg/L	4	4	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a

Notes:

CAS - Chemical Abstracts Service  
 IUPAC - International Union of Pure and Applied Chemistry  
 MBAS - Methylene Blue Active Substances

µg/L - microgram per liter

(d) Polychlorinated Biphenyls (PCBs) include the nine Aroclors and 19 individual PCB congeners described below:

Compound	CAS#	IUPAC#	Compound	CAS#	IUPAC#
Aroclor 1016	12674-11-2		2,2',5,5'-Tetrachlorobiphenyl	35693-99-3	52
Aroclor 1221	11104-28-2		2,3',4,4'-Tetrachlorobiphenyl	32598-10-0	66
Aroclor 1232	11141-16-5		2,2',3,4,5'-Pentachlorobiphenyl	38380-02-8	87
Aroclor 1242	53469-21-9		2,2',4,5,5'-Pentachlorobiphenyl	37680-73-2	101
Aroclor 1248	12672-29-6		2,3,3',4',6-Pentachlorobiphenyl	38380-03-9	110
Aroclor 1254	11097-69-1		2,2',3,4,4',5'-Hexachlorobiphenyl	35065-28-2	138
Aroclor 1260	11096-82-5		2,2',3,4,5,5'-Hexachlorobiphenyl	52712-04-6	141
Aroclor 1262	37324-23-5		2,2',3,5,5',6-Hexachlorobiphenyl	52663-63-5	151
Aroclor 1268	11100-14-4		2,2',4,4',5,5'-Hexachlorobiphenyl	35065-27-1	153
2-Chlorobiphenyl	2051-60-7	1	2,2',3,3',4,4',5-Heptachlorobiphenyl	35065-30-6	170
2,3-Dichlorobiphenyl	16605-91-7	5	2,2',3,4,4',5,5'-Heptachlorobiphenyl	35065-29-3	180
2,2',5-Trichlorobiphenyl	37680-65-2	18	2,2',3,4,4',5',6-Heptachlorobiphenyl	52663-69-1	183
2,4',5-Trichlorobiphenyl	16606-02-3	31	2,2',3,4',5,5',6-Heptachlorobiphenyl	52663-68-0	187
2,2',3,5'-Tetrachlorobiphenyl	41464-39-5	44	2,2',3,3',4,4',5,5',6-Nonachlorobiphenyl	40186-72-9	206

表 9：排水基準

Table 9. Effluent Standards<sup>(d)</sup>

Parameter	Unit	Water Body Classification								
		AA	A	B	C	D	SA	SB	SC	SD
Ammonia as NH <sub>3</sub> -N	mg/L	NDA	0.5	0.5	0.5	7.5	NDA	0.5	0.5	7.5
BOD	mg/L	NDA	20	30	50	120	NDA	30	100	150
Boron	mg/L	NDA	2	2	3	12	NDA	2	20	80
Chloride	mg/L	NDA	350	350	450	500	NDA	n/a	n/a	n/a
COD	mg/L	NDA	60	60	100	200	NDA	60	200	300
Color	TCU	NDA	100	100	150	300	NDA	100	150	300
Cyanide as Free Cyanide	mg/L	NDA	0.14	0.14	0.2	0.4	NDA	0.04	0.2	0.4
Fluoride	mg/L	NDA	2	2	2	4	NDA	3	3	6
Nitrate as NO <sub>3</sub> -N	mg/L	NDA	14	14	14	30	NDA	20	20	30
pH (Range)		NDA	6.0-9.0	6.0-9.0	6.0-9.5	5.5-9.5	NDA	6.5-9.0	6.0-9.0	5.5-9.5
Phosphate	mg/L	NDA	1	1	1	10	NDA	1	1	10
Selenium	mg/L	NDA	0.02	0.02	0.04	0.08	NDA	0.02	0.2	0.4
Sulfate	mg/L	NDA	500	500	550	1,000	NDA	500	550	1,000
Surfactants (MBAS)	mg/L	NDA	2	3	15	30	NDA	3	15	30
Temperature <sup>(h)</sup>	°C change	NDA	3	3	3	3	NDA	3	3	3
Total Suspended Solids	mg/L	NDA	70	85	100	150	NDA	70	100	150
Arsenic	mg/L	NDA	0.02	0.02	0.04	0.08	NDA	0.02	0.04	0.08
Barium	mg/L	NDA	1.5	1.5	6	8	NDA	1.5	2	8
Cadmium	mg/L	NDA	0.006	0.006	0.01	0.02	NDA	0.006	0.01	0.02
Chromium as Hexavalent Chromium (Cr <sup>6+</sup> )	mg/L	NDA	0.02	0.02	0.02	0.04	NDA	0.1	0.1	0.2

Parameter	Unit	Water Body Classification								
		AA	A	B	C	D	SA	SB	SC	SD
Copper as dissolved Copper	mg/L	NDA	0.04	0.04	0.04	0.08	NDA	0.04	0.04	0.08
Iron	mg/L	NDA	5	5	7.5	35	NDA	7.5	7.5	35
Lead	mg/L	NDA	0.02	0.02	0.1	0.2	NDA	0.02	0.1	0.2
Manganese	mg/L	NDA	2	2	2	20	NDA	4	4	40
Mercury	mg/L	NDA	0.002	0.002	0.004	0.008	NDA	0.002	0.004	0.008
Nickel	mg/L	NDA	0.1	0.2	1	5	NDA	0.2	0.3	1.5
Zinc	mg/L	NDA	4	4	4	8	NDA	0.1	1.5	3
Benzo(a)pyrene	µg/L	NDA	1.5	1.5	3	6	NDA	1.5	3	6
BTEX										
Benzene	mg/L	NDA	0.1	0.1	0.5	5	NDA	0.1	0.5	5
Toluene	mg/L	NDA	3.5	5	20	25	NDA	5	20	25
Ethylbenzene	mg/L	NDA	1.5	1.5	7.5	10	NDA	1	7.5	10
Xylenes	mg/L	NDA	5	5	15	18	NDA	5	15	18
Malathion (Organophosphate)	µg/L	NDA	1	1	3	6	NDA	1	3	6
Oil and Grease	mg/L	NDA	5	5	5	15	NDA	5	10	15
Polychlorinated Biphenyls <sup>(i)</sup>	µg/L	NDA	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	NDA	<0.1	<0.1	<0.1
Phenol & Phenolic Substances <sup>(j)</sup>	mg/L	NDA	0.01	0.01	0.5	5	NDA	0.01	0.5	5
Trichloroethylene	mg/L	NDA	0.7	0.7	9	20	NDA	0.7	9	20
Total Organochlorine Pesticides <sup>(k)</sup>	µg/L	NDA	<0.419	50	50	50	NDA	50	50	50
Aldrin	µg/L	NDA	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	NDA	<0.02	<0.02	<0.02
Chlordane	µg/L	NDA	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	NDA	<0.02	<0.02	<0.02

Parameter	Unit	Water Body Classification								
		AA	A	B	C	D	SA	SB	SC	SD
DDT	µg/L	NDA	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	NDA	<0.04	<0.04	<0.04
Dieldrin	µg/L	NDA	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	NDA	<0.02	<0.02	<0.02
Endrin	µg/L	NDA	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	NDA	<0.02	<0.02	<0.02
Heptachlor	µg/L	NDA	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	NDA	<0.02	<0.02	<0.02
Lindane	µg/L	NDA	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	NDA	<0.02	<0.02	<0.02
Methoxychlor	µg/L	NDA	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	NDA	<0.03	<0.03	<0.03
Toxaphene	µg/L	NDA	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	NDA	<0.03	<0.03	<0.03
Fecal Coliform	MPN/100mL	NDA	4	200	400	800	NDA	200	400	800
Total Coliform	MPN/100mL	NDA	3,000	3,000	10,000	15,000	NDA	3,000	10,000	15,000

## 運用状況

EMBの水質管理課（Water Quality Management Section）のウェブサイト等を確認したが、現状、運用状況に関する情報は見当たらなかった。2016年DENR行政命令第08号で定められた排水基準は、日本の排水基準と比べると非常に厳しい基準となっており、例えば以下のような基準が設定されている。

物質名	フィリピン (2016年DENR行政命令第08号)	日本
アンチモン	0.05 mg/L	100 mg/L
窒素	7 mg/L	120 mg/L
リン	0.5 mg/L	16 mg/L
クロライド	350 mg/L	規定なし
銅	0.04 mg/L	3 mg/L

現地産業界からは、現在の実質的技術レベルでは対応できない基準値が設定されている点や基準値の遵守のために掛かる設備改造費の懸念、DENR自身が広範囲（企業だけでなく、商業施設や住宅地も対象）にわたる排水者を管理できる能力を有しているか、などの問題点が挙げられている<sup>150</sup>。2016年DENR行政命令第08号では、新たな排水基準への遵守期間として、5年以下の実施猶予期間（Grace Period）を付与することができると規定されているが、企業は猶予期間を認めてもらうために「遵守行動計画（CAP: Compliance Action Plan）」を作成し、提出しなければならない（第10条参照）。

EMBは2019年1月31日に、「2016年DENR行政命令第08号における5年以下の実施猶予期間の付与に関する補足説明」と題した覚書回覧<sup>151</sup>を制定した。本覚書回覧では、企業は2019年12月31日までにEMB地方局からCAPの承認を受けなければならないことや、実施猶予期間は最長でも2022年12月31日までであること、猶予期間が適用される基準は、1990年DENR行政命令第35号で定められていた旧基準値よりも厳しい値が設定されたもの、および産業部門毎に指定された排水基準パラメータである。また、対象施設は3ヵ月後に、EMB地方局が行った実施および遵守検査の状況報告書を提出しなければならない。現在までに日系企業を含む多くの企業がCAP提出による実施猶予期間の申請を行っているが、猶予期間後の排水基準遵守対応の難しさは変わらないため、今後も多様な利害関係者と連携をとりながら、DENRとの交渉を求めていくという<sup>152</sup>。

<sup>150</sup> 本調査で実施した現地ヒアリング調査結果より

<sup>151</sup> 2019年EMB覚書回覧第001号（2020年3月4日アクセス）

<http://water.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2019/05/MC-NO.-2019-001-WATER.pdf>

<sup>152</sup> 本調査で実施した現地ヒアリング調査結果より

その他、水関連の動きとしては、以下のようなものが挙げられる。

DENR は 2019 年 3 月 13 日、マニラ湾周辺の全ての施設に対し、既存の下水道に接続するか、または独自の下水処理施設を設置するよう義務づける 2019 年 DENR 覚書回覧第 01 号を制定した。この覚書回覧は、水質浄化法およびドゥテルテ大統領が発行した行政命令第 16 号「マニラ湾の沿岸海洋生態系の浄化および修復、ならびにマニラ湾タスクフォースの設置」の条文に基づき発行されたものである。DENR はこれにより、マニラ湾へ排出される排水の水質が DENR の定める基準に適合するよう徹底することを目指す。

本覚書回覧の適用対象は、全ての政府機関や下位機関の施設、集合住宅、商業施設、ホテル、娯楽施設、病院、市場、公共の建物、工業団地などが含まれ、190km のマニラ湾岸線全体の他、中部ルソン地方（地方 III）からカラバルソン地方（地方 IV-A）、マニラ首都圏にまたがる排水域、合計 1 万 7540 km<sup>2</sup>にわたるといふ。

2019 年 10 月 7 日に現地で報じられたところによると、フィリピンで水資源管理省（DWRM : Department of Water Resources Management）の創設に向けた作業が進んでいるという。DWRM の創設はドゥテルテ大統領が掲げる優先施策の一つである。DWRM を設置する法案（以下、「本法案」）<sup>153</sup>の起草を担当する下院技術分科会（TWG）は、2019 年 11 月までに法案を最終化し、2020 年 1 月までの議会通過を目指すという（2020 年 2 月末現在、議会を通過したという情報は確認できていない）。

TWG の議長を務める Joey Salceda 議員によると、本法案の概要は以下のとおりである。

- 本法案は「2019 年国家水法（National Water Act of 2019）」案という（法案番号は未取得）。
- DWRM を創設する。その所管事項は、「フィリピンにおける水資源の所有、割り当て、利用、開発、保全および保護に関する計画、政策策定、管理を包括的かつ統合的に行うとともに、家庭・都市用水の供給、衛生、灌漑、水力発電、工業、航行、洪水管理、レクリエーション、漁業／水産養殖のために水資源の最適な利用を確保すること」である。
- DWRM は、僻地や紛争の影響を受けた地域への給水ラインの提供を優先課題および廃水処理施設の建設を優先的に実施する。（現在家庭から出る排水のうちマニラウォーター社やマイニラッド社の下水処理施設で処理されているものは 24%にすぎない。）
- DWRM を創設するとともに、DENR の傘下に「水規制委員会（WRC:Water Regulatory Commission）」を設置する。WRC は官民間問わず、下水道および下水処理のサービスプロバイダー（家庭用／工業・商業用含む）を規制する権限を有する。

---

<sup>153</sup> 法案第 4944 号（2020 年 3 月 5 日アクセス）  
[http://www.congress.gov.ph/legisdocs/basic\\_18/HB04944.pdf](http://www.congress.gov.ph/legisdocs/basic_18/HB04944.pdf)



Salceda 議員は、WRC に対し貧しい人々に無料で水を供給するよう求めていくと話した。同 TWG は「全ての水資源は国家に属し、人々のために使用されなければならない」「水は基本的な人権である」との基本理念を採用することに合意している。なお、DWRM および WRC の初年度予算は、20 億ペソ（約 43 億円）および 3 億ペソ（約 6 億 5000 万円）となる見込みだという。

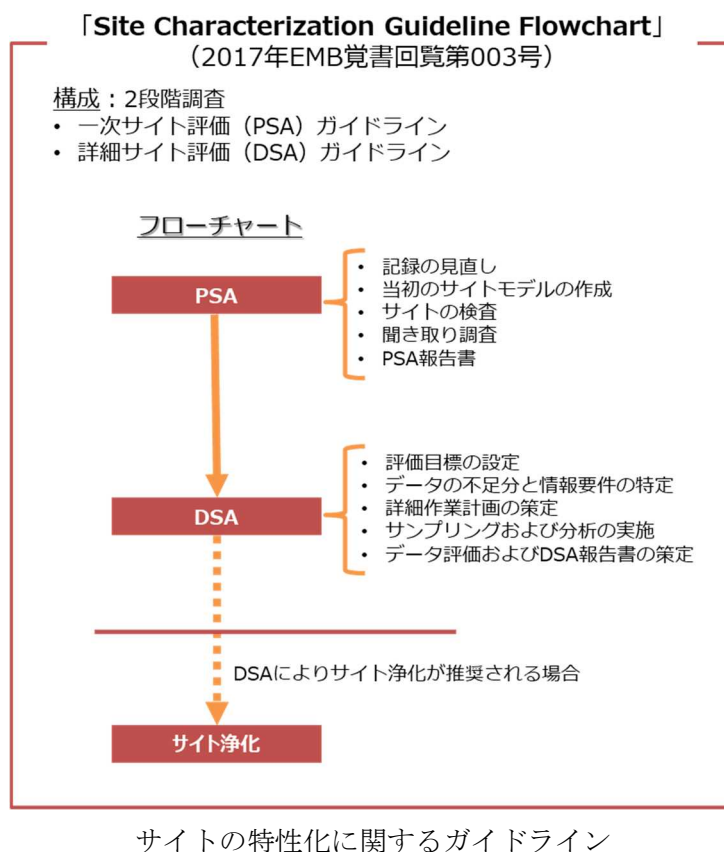
### 今後の予定

2020 年 2 月末現在、水質に関する排水基準の法令が新たに発表される、または既存の法令の改正等の情報は確認できていない。現在、2016 年 DENR 行政命令第 08 号の排水基準への遵守猶予期間を取得している企業もあり、また今後も、産業界含め多くの利害関係者が DENR への基準値緩和の交渉を行うことが予想されるため、動向を注視する必要がある。

## 【土壌】

フィリピンでは、2020年2月末現在、土壌汚染に特化した法令は定められていないが、2017年に土壌汚染の特定および浄化技術に関する以下のガイドラインを定めた法令が公布されている。

- 2017年 EMB 覚書回覧第 003 号「サイトの特性化に関するガイドライン」<sup>154</sup>  
目的：ステークホルダーやサイト所有者が残留性有機汚染物質に汚染されたサイトを系統的に特定することをサポートするため
- 2017年 EMB 覚書回覧第 004 号「サイトの浄化に関するガイドライン」<sup>155</sup>  
目的：残留性有機汚染物質に汚染されたサイトに対処するため利用可能な浄化技術を示すため、および、浄化中および浄化後における監督プログラムを示すため



<sup>154</sup> 2017年 EMB 覚書回覧第 003 号 (2020年3月4日アクセス)

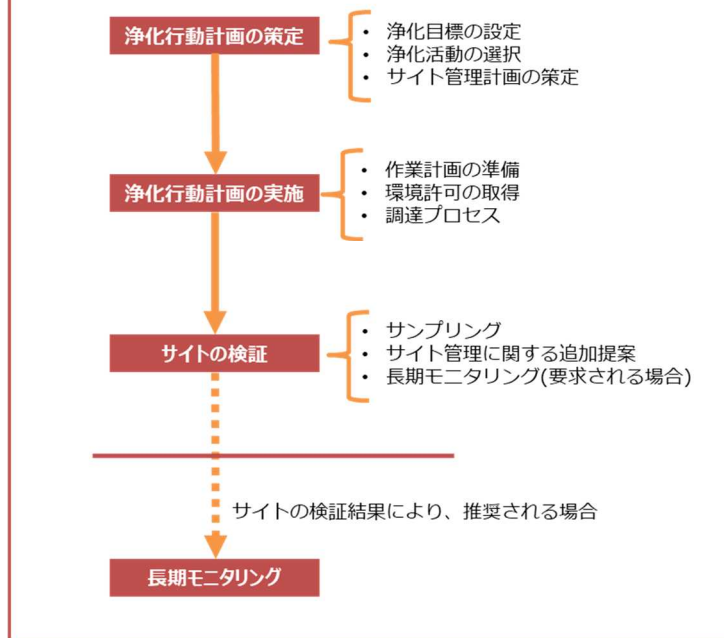
[https://emb.gov.ph/wp-content/uploads/2018/06/MC-2017-003\\_Site-Characterization-Guidelines.pdf](https://emb.gov.ph/wp-content/uploads/2018/06/MC-2017-003_Site-Characterization-Guidelines.pdf)

<sup>155</sup> 2017年 EMB 覚書回覧第 004 号 (2020年3月4日アクセス)

[https://emb.gov.ph/wp-content/uploads/2018/06/MC-2017-004\\_Site-Remediation-Guidelines.pdf](https://emb.gov.ph/wp-content/uploads/2018/06/MC-2017-004_Site-Remediation-Guidelines.pdf)

「Site Remediation Guidelines Flowchart」  
(2017年EMB覚書回覧第004号)

フローチャート



サイトの浄化に関するガイドライン

これらのガイドラインは自主的なもので、残留性有機汚染物質に汚染されたサイトの特定や浄化に利用可能な技術の参照、監督プログラムの策定方法を示すものである。

## 参考資料

(※ハイパーリンクが機能しない場合、各 URL をコピーした後、ブラウザのアドレスバーに貼付し、アクセスしてください)

### 政府組織

- 環境天然資源省 (DENR) : <https://www.denr.gov.ph>
- 環境管理局 (EMB) : <https://emb.gov.ph/>
- 保健省 (DOH) : <https://www.doh.gov.ph/>
- 食品医薬品局 (FDA) : <https://www.fda.gov.ph/>
- 労働雇用省 (DOLE) : <https://www.dole.gov.ph/>
- 労働安全衛生センター (OSHC) : <http://www.oshc.dole.gov.ph/>
- 内務自治省 (DILG) : <https://www.dilg.gov.ph/>
- フィリピン国家警察 (PNP) : <http://www.pnp.gov.ph/>
- 財務省 (DOF) : <https://www.dof.gov.ph/>
- 税務局 (BOC) : <http://customs.gov.ph/>

### 法令等

- The Constitution of the Republic of the Philippines (2020年3月2日アクセス)  
<https://www.officialgazette.gov.ph/constitutions/1987-constitution/>
- 1987年大統領令第192号 (2020年3月3日アクセス)  
<https://www.officialgazette.gov.ph/1987/06/10/executive-order-no-192-s-1987/>
- 2009年共和国法第9711号  
<https://www.officialgazette.gov.ph/2009/08/18/republic-act-no-9711/>
- 1987年大統領令第307号  
<http://www.oshc.dole.gov.ph/transparency-seal/executive-order-no-307>
- 2019年税関覚書令第38号  
[http://customs.gov.ph/wp-content/uploads/2019/08/cmo-38-2019-Institutionalizing Environmental Protection and Compliance Division.pdf](http://customs.gov.ph/wp-content/uploads/2019/08/cmo-38-2019-Institutionalizing_Environmental_Protection_and_Compliance_Division.pdf)

#### 【化学物質一般】

- 1990年共和国法第6969号 (2020年3月2日アクセス)  
<http://chemical.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2017/06/RA-6969-DENR.pdf>
- 1992年DENR行政命令第29号 (2020年3月2日アクセス)  
<http://chemical.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2017/03/DAO-1992-29-IRR-of-6969-1.pdf>
- 2003年10月2日付EMB回覧「SQIに関するガイドライン」(2020年3月2日アクセス)  
<http://chemical.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2017/03/EMB-MEMO-2003-SQI.pdf>
- 2005年DENR行政命令第27号 (2020年3月2日アクセス)  
<http://chemical.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2017/03/DAO-2005-27-PCL-List.pdf>
- 2014年EMB覚書回覧第001号 (2020年3月2日アクセス)  
<http://chemical.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2017/03/EMB-MC-2014-001->

- [PICCS.pdf](#)
- 2019年 DENR 行政命令第 18 号 (2020年3月2日アクセス)  
<http://chemical.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2019/11/DAO201918Polymer.pdf>
  - 2016年 EMB 覚書回覧第 011 号 (2020年3月2日アクセス)  
<http://chemical.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2017/03/MC-2016-011.pdf>
  - 2019年 DENR 行政命令第 20 号 (2020年3月2日アクセス)  
<http://chemical.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2019/11/DAO201920MERCURY.pdf>
  - 1997年 DENR 行政命令第 39 号 (2020年3月2日アクセス)  
<http://chemical.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2017/03/DAO-1997-39-CCO-Cyanide.pdf>
  - 2000年 DENR 行政命令第 02 号 (2020年3月2日アクセス)  
<http://chemical.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2017/03/DAO-2000-02-CCO-Asbestos-1.pdf>
  - 2004年 DENR 行政命令第 01 号 (2020年3月2日アクセス)  
<http://chemical.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2017/03/DAO-2004-01-CCO-PCB.pdf>
  - 2013年 DENR 行政命令第 24 号 (2020年3月2日アクセス)  
<http://chemical.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2017/03/DAO-2013-24-CCO-Lead.pdf>
  - 2013年 DENR 行政命令第 25 号 (2020年3月2日アクセス)  
<http://chemical.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2017/03/DAO-2013-25-CCO-ODS-Revision.pdf>
  - 2019年 DENR 行政命令第 17 号 (2020年3月2日アクセス)  
<http://chemical.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2019/11/DAO201917Arsenic.pdf>
  - 2018年 BOC 覚書回覧第 228 号 (2020年3月2日アクセス)  
<http://customs.gov.ph/wp-content/uploads/2018/11/cmc-228-2018 Placing on Alert Status All Importations of Chemicals.pdf>
  - PICCS に新たに物質を追加する覚書回覧案 (2020年3月2日アクセス)  
[http://chemical.emb.gov.ph/?attachment\\_id=505](http://chemical.emb.gov.ph/?attachment_id=505)
  - 優先化学品リスト第 3 版に関する行政命令案 (2020年3月2日アクセス)  
[http://chemical.emb.gov.ph/?attachment\\_id=408](http://chemical.emb.gov.ph/?attachment_id=408)
  - 六価クロムおよび六価クロム化合物に関する化学品管理令案 (2020年3月2日アクセス)  
<http://chemical.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2019/03/REVISED DRAFT DAO CR6 02282019.pdf>
  - カドミウムおよびカドミウム化合物に関する化学品管理令案 (2020年3月2日アクセス)  
<http://chemical.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2019/03/Draft Cadmium Aug22.pdf>
  - 2015年 DENR 行政命令第 09 号 (2020年3月2日アクセス)  
<http://chemical.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2017/03/DAO-2015-09-Implementation-of-GHS.pdf>
  - 2017年 EMB 覚書回覧第 10 号 (2020年3月2日アクセス)  
<http://chemical.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2017/12/MC-2017-010 GUIDELINES-IN-THE-IMPLEMENTATION-OF-GHS-CLASSIFICATION-AND-LABELLING-REQUIREMENTS-FOR-HVCs.pdf>
  - 国際航空運送協会 (IATA) および国際海上危険物規程 (IMDG) の危険物リストに掲載された化学品への GHS 分類およびラベル貼付の実施のガイドラインに関する覚書回覧案 (2020年3月2日アクセス)  
<http://chemical.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2019/09/MC -IMDG IATA.docx>

- 制限化学物質に関する実施規則（2020年3月2日アクセス）  
<http://customs.gov.ph/wp-content/uploads/2016/10/cmc-127-2016-Implementing-Rules-Regulations-IRR-on-Controlled-Chemicals.pdf>

#### 【PRTR】

- 2003年行政命令第27号（2020年3月5日アクセス）  
<http://water.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2016/07/DAO-2003-27.pdf>
- 2003年EMB覚書回覧第008号（2020年3月5日アクセス）  
<http://pepp.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2016/06/SMR-DAO-2003-27.pdf>
- 2005年行政命令第27号（2020年3月2日アクセス）  
<http://chemical.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2017/03/DAO-2005-27-PCL-List.pdf>

#### 【毒物】

- 大統領令第881号（2020年3月6日アクセス）  
<https://ww2.fda.gov.ph/attachments/article/29040/PD%20881%20-%20Household%20Hazardous%20Act.pdf>
- 1977年行政命令第312号（2020年3月6日アクセス）  
<https://ww2.fda.gov.ph/attachments/article/17223/ao%20312%20s%201977.pdf>
- 1976年行政命令第303号（2020年3月6日アクセス）  
<https://ww2.fda.gov.ph/attachments/article/17285/ao%20303%20s%201976.pdf>
- 1977年行政命令第311号（2020年3月6日アクセス）  
<https://ww2.fda.gov.ph/attachments/article/17224/ao%20311%20s%201977.pdf>
- 2019年保健省行政命令第0019号の実施ガイドラインに関する食品医薬品局（FDA）回覧案（2020年3月6日アクセス）
- <https://ww2.fda.gov.ph/attachments/article/649418/Draft%20Implementing%20Guidelines%20for%20Administrative%20Order%20No.%202019-0019.pdf>

#### 【労働安全衛生】

- 1974年大統領令第442号【2017年版】（2020年3月5日アクセス）  
<https://www.dole.gov.ph/wp-content/uploads/2017/11/LaborCodeofthePhilippines20171.pdf>
- 2018年共和国法第11058号（2020年3月5日アクセス）  
<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2018/08aug/20180817-RA-11058-RRD.pdf>
- 2018年DOLE省令第198号（2020年3月5日アクセス）  
<http://www.oshc.dole.gov.ph/images/Files/DO-198-Implementing-Rules-and-Regulations-of-Republic-Act-No-11058-An-Act-Strengthening-Compliance-with-Occupational-Safety-and-Health-Standards-and-Providing-Penalties-for-Violations-Thereof.pdf>
- 1978年労働安全衛生基準【2020年版】（2020年3月5日アクセス）  
<http://www.oshc.dole.gov.ph/images/Files/OSH-Standards-2020-Edition.pdf>
- 2014年DOLE省令第136号（2020年3月5日アクセス）  
[http://www.oshc.dole.gov.ph/images/Files/DO\\_136-14\\_Guidelines\\_for\\_the\\_Implementation\\_of\\_Globally\\_Harmonized\\_System\\_\(GHS\)\\_in\\_Chemical\\_Safety\\_Program\\_in\\_the\\_Workplace.pdf](http://www.oshc.dole.gov.ph/images/Files/DO_136-14_Guidelines_for_the_Implementation_of_Globally_Harmonized_System_(GHS)_in_Chemical_Safety_Program_in_the_Workplace.pdf)
- 2016年DOLE省令第154号（2020年3月5日アクセス）  
<http://www.oshc.dole.gov.ph/images/Files/DepartmentOrderNo154.pdf>

#### 【消防】

- 2008年共和国法第9514号（2020年3月5日アクセス）  
<https://www.officialgazette.gov.ph/2008/12/19/republic-act-no-9514/>
- フィリピン共和国消防規約の実施規則【2019年改訂版】（2020年3月5日アクセス）  
<http://bfp.gov.ph/wp-content/uploads/2019/10/RA9514-RIRR-rev-2019.pdf>

#### 【家庭用品】

- 大統領令第881号（2020年3月6日アクセス）  
<https://ww2.fda.gov.ph/attachments/article/29040/PD%20881%20-%20Household%20Hazardous%20Act.pdf>
- 2019年行政命令第0019号（2020年3月6日アクセス）  
<https://ww2.fda.gov.ph/attachments/article/605174/Administrative%20Order%20No.%202019-0019.pdf>
- 2009年共和国法第9711号（2020年3月6日アクセス）  
<https://www.officialgazette.gov.ph/2009/08/18/republic-act-no-9711/>
- 共和国法第7394号（2020年3月6日アクセス）  
<https://www.officialgazette.gov.ph/1992/04/13/republic-act-no-7394-s-1992/>
- 共和国法第10620号  
[https://ww2.fda.gov.ph/attachments/article/294025/RA%2010620%20\(Toy%20and%20Game%20Safety%20Labeling%20Act%20of%202013\).pdf](https://ww2.fda.gov.ph/attachments/article/294025/RA%2010620%20(Toy%20and%20Game%20Safety%20Labeling%20Act%20of%202013).pdf)
- 共和国法第10620号の実施規則（2020年3月6日アクセス）  
<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2019/01jan/20190120-IRR-RA-10620-RRD.pdf>
- 2015年行政命令第0038号（2020年3月6日アクセス）  
<https://ww2.fda.gov.ph/attachments/article/273896/ao2015-0038%20HUHS.pdf>
- 2019年FDA回覧第004号（2020年3月6日アクセス）  
<https://www.fda.gov.ph/wp-content/uploads/2019/08/FDA-Circular-No.2019-004.pdf>
- 2019年勧告第517号（2020年3月6日アクセス）  
<https://ww2.fda.gov.ph/attachments/article/646690/FDA%20Advisory%20No.2019-517.pdf>

#### 【建築】

- 1977年大統領令第1096号（2020年3月3日アクセス）  
<https://www.officialgazette.gov.ph/1977/02/19/presidential-decree-no-1096-s-1977/>
- 1977年大統領令第1096号の実施規則（2020年3月3日アクセス）  
[http://www.dpwh.gov.ph/dpwh/references/laws\\_codes\\_orders/PD1096](http://www.dpwh.gov.ph/dpwh/references/laws_codes_orders/PD1096)
- グリーンビルディング基準（2020年3月3日アクセス）  
[http://www.dpwh.gov.ph/dpwh/references/laws\\_codes\\_orders/pgbc](http://www.dpwh.gov.ph/dpwh/references/laws_codes_orders/pgbc)
- アスベスト禁止法案（2020年3月3日アクセス）  
<http://www.senate.gov.ph/lisdata/2013917253!.pdf>

#### 【食品衛生】

- 共和国法第3720号（2020年3月3日アクセス）  
<https://ww2.fda.gov.ph/attachments/article/29032/RA%203720.pdf>
- 2014年行政命令第0030号（2020年3月3日アクセス）  
<https://ww2.fda.gov.ph/attachments/article/194724/AO2014-0030%20-%20Revised%20Rules%20and%20Regulation%20Governing%20of%20Pre-packaged%20Food%20Product>

- 1984年行政命令第088-A号 (2020年3月3日アクセス)  
<https://ww2.fda.gov.ph/attachments/article/183669/ao%2088a%20s.%201984.pdf>
- 2006年FDA回覧第0016号 (2020年3月3日アクセス)  
<https://ww2.fda.gov.ph/attachments/article/19772/BC%202006-016.pdf>
- 共和国法第10611号 (2020年3月3日アクセス)  
<https://www.officialgazette.gov.ph/2013/08/23/republic-act-no-10611/>
- 2015年省間共同行政命令第0007号 (2020年3月3日アクセス)  
<https://www.officialgazette.gov.ph/2015/02/20/implementing-rules-and-regulations-of-republic-act-no-10611/>
- 1970年行政命令第112号 (2020年3月3日アクセス)  
[https://ww2.fda.gov.ph/attachments/article/155136/AO%20122%20-%20Prohibition%20\(Use%20of%20Cyclamid%20Acid\)%20as%20Food%20Additives%20and%20Preservatives\).pdf](https://ww2.fda.gov.ph/attachments/article/155136/AO%20122%20-%20Prohibition%20(Use%20of%20Cyclamid%20Acid)%20as%20Food%20Additives%20and%20Preservatives).pdf)
- 2020年FDA勧告第175号 (2020年3月3日アクセス)  
<https://www.fda.gov.ph/wp-content/uploads/2020/02/FDA-Advisory-No.2020-175.pdf>
- 2020年FDA勧告第113-A号 (2020年3月3日アクセス)  
<https://www.fda.gov.ph/wp-content/uploads/2020/02/FDA-Advisory-No.2020-113-A.pdf>
- 2017年8月7日付WTO-TBT通報 (2020年3月3日アクセス)  
[https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/FE\\_Search/FE\\_S\\_S007.aspx?PostingDateFrom=04%2f08%2f2017&PostingDateTo=07%2f08%2f2017&FullTextHash=371857150&AllTranslationsCompleted=1&Id=238100&PageAnchorPosition=238100&SearchPagePageNumber=10&SearchPageCurrentIndex=0&SearchPageViewStatePageIndex=0&SearchPageStartRowIndex=0&returnedPage=FE\\_S\\_S006.aspx&IsNotification=True&LeftTabFieldText=&NumberOfHits=16&DreReference=&Query=\(%40Symbol%2fTBT%2f\\*+or+JOB%2fTBT%2f\\*+or+RD%2fTBT%2f\\*+or+WTO%2fAIR%2fTBT\\*\)&Context=RD&btsType=&IsEnglishSelected=True&IsFrenchSelected=False&IsSpanishSelected=False&IsAllLanguageSelected=False&SearchPage=&SourcePage=FE\\_S\\_S002&Language=E&](https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/FE_Search/FE_S_S007.aspx?PostingDateFrom=04%2f08%2f2017&PostingDateTo=07%2f08%2f2017&FullTextHash=371857150&AllTranslationsCompleted=1&Id=238100&PageAnchorPosition=238100&SearchPagePageNumber=10&SearchPageCurrentIndex=0&SearchPageViewStatePageIndex=0&SearchPageStartRowIndex=0&returnedPage=FE_S_S006.aspx&IsNotification=True&LeftTabFieldText=&NumberOfHits=16&DreReference=&Query=(%40Symbol%2fTBT%2f*+or+JOB%2fTBT%2f*+or+RD%2fTBT%2f*+or+WTO%2fAIR%2fTBT*)&Context=RD&btsType=&IsEnglishSelected=True&IsFrenchSelected=False&IsSpanishSelected=False&IsAllLanguageSelected=False&SearchPage=&SourcePage=FE_S_S002&Language=E&)

#### 【大気】

- 1999年共和国法第8749号 (2020年3月4日アクセス)  
<https://emb.gov.ph/wp-content/uploads/2015/09/RA-8749.pdf>
- 2000年DENR行政命令第81号 (2020年3月4日アクセス)  
<http://pab.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2017/07/RA-8749-IRR-DAO-2000-81.pdf>
- 1993年DENR行政命令第14号 (2020年3月4日アクセス)  
<http://air.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2016/04/DAO-1993-14A.pdf>
- 2013年DENR行政命令第13号 (2020年3月4日アクセス)  
<http://air.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2017/04/DAO-2013-13-PM2.5.pdf>
- 2015年DENR行政命令第4号 (2020年3月4日アクセス)  
[http://air.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2017/04/DAO-2015\\_04.pdf](http://air.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2017/04/DAO-2015_04.pdf)

#### 【水質】

- 2004年共和国法第9275号 (2020年3月4日アクセス)  
<http://water.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2016/06/RA-9275-Philippine-Clean-Water-Act-of-2004.pdf>
- 2016年DENR行政命令第08号 (2020年3月4日アクセス)  
<http://water.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2016/06/DAO-2016-08-WQG-and-GES.pdf>



- 1976年大統領令第984号（2020年3月4日アクセス）  
<https://www.officialgazette.gov.ph/1976/08/25/presidential-decree-no-987-s-1976/>
- 2019年EMB覚書回覧第001号（2020年3月4日アクセス）  
<http://water.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2019/05/MC-NO.-2019-001-WATER.pdf>
- 法案第4944号（2020年3月5日アクセス）  
[http://www.congress.gov.ph/legisdocs/basic\\_18/HB04944.pdf](http://www.congress.gov.ph/legisdocs/basic_18/HB04944.pdf)

#### 【土壌】

- 2017年EMB覚書回覧第003号（2020年3月4日アクセス）  
[https://emb.gov.ph/wp-content/uploads/2018/06/MC-2017-003\\_Site-Characterization-Guidelines.pdf](https://emb.gov.ph/wp-content/uploads/2018/06/MC-2017-003_Site-Characterization-Guidelines.pdf)
- 2017年EMB覚書回覧第004号（2020年3月4日アクセス）  
[https://emb.gov.ph/wp-content/uploads/2018/06/MC-2017-004\\_Site-Remediation-Guidelines.pdf](https://emb.gov.ph/wp-content/uploads/2018/06/MC-2017-004_Site-Remediation-Guidelines.pdf)

#### 資料

- NITE（2017）アジア諸国等の化学物質管理制度等に関する調査報告書ーフィリピン  
<https://www.nite.go.jp/data/000085430.pdf>（2020年3月2日アクセス）
- DENR Approved Budget FY2020（2020年3月2日アクセス）  
[https://www.denr.gov.ph/images/transparency\\_seal/FY2020\\_DENR\\_Budget\\_GAA.pdf](https://www.denr.gov.ph/images/transparency_seal/FY2020_DENR_Budget_GAA.pdf)
- DENR SAICM（2020年3月2日アクセス）<http://intl.denr.gov.ph/index.php/unconventions/article/7>
- DOH Financial Plan FY2020（2020年3月2日アクセス）  
<https://www.doh.gov.ph/sites/default/files/transparency%20seal/BED%201%20FY%202020.pdf>
- House Members urge restoration of P1.9B DOLE budget cut（2020年3月3日アクセス）  
<http://www.congress.gov.ph/press/details.php?pressid=11723>
- President Duterte signs P4.1 trillion 2020 national budget（2020年3月2日アクセス）  
<https://www.dbm.gov.ph/index.php/secretary-s-corner/press-releases/list-of-press-releases/1589-president-duterte-signs-p4-1-trillion-2020-national-budget>
- 財務省（2020年3月3日アクセス）「税関近代化・関税法」  
[https://www.dof.gov.ph/issuances/cmta\\_irr/](https://www.dof.gov.ph/issuances/cmta_irr/)
- 2020 DOF budget to help accomplish goal of fiscal stability and inclusive growth（2020年3月3日アクセス）  
<https://www.dof.gov.ph/2020-dof-budget-to-help-accomplish-goal-of-fiscal-stability-and-inclusive-growth/>
- 厚生労働省（日本）（2020年3月6日アクセス）「毒物劇物の判定基準の改定について」  
<http://www.nihs.go.jp/law/dokugeki/kijun.pdf>
- 労働安全衛生センター（2019）”DOLE-OSHC and OSHNets train more than 1,500 safety officers”  
<http://www.oshc.dole.gov.ph/content/announcement/627-news-release-dole-oshc-and-oshnets-train-more-than-1-500-safety-officers>（2020年3月5日アクセス）
- FDA2019年度年次報告書（2020年3月3日アクセス）  
<https://ww2.fda.gov.ph/attachments/article/130791/2019%20Physical%20Plan-BED%20No.%202.pdf>
- 環境管理局（2020年3月4日アクセス）「大気浄化法の特徴」  
<https://air.emb.gov.ph/the-philippine-clean-air-act/>

- 環境管理局（2020年3月4日アクセス）「Consultation Workshop on Best Available Control Technologies for the Policy Review of the Mass Emission Rate Standards (MERS) for Stationary Sources」  
<https://air.emb.gov.ph/consultation-workshop-on-best-available-control-technologies-for-the-policy-review-of-the-mass-emission-rate-standards-mers-for-stationary-sources/>